

## 目 次

一般会計・特別会計予算の概要 .....	2
一般会計	
一般会計予算の概要 .....	6
歳入 .....	8
歳出	
議会費 .....	16
総務費 .....	18
民生費 .....	49
衛生費 .....	90
農林水産業費 .....	107
商工費 .....	113
土木費 .....	120
消防費 .....	144
教育費 .....	150
公債費 .....	181
特別会計	
取手駅西口都市整備事業特別会計 .....	183
用地先行取得事業特別会計 .....	187
国民健康保険事業特別会計 .....	189
後期高齢者医療特別会計 .....	197
介護保険特別会計 .....	203
競輪事業特別会計 .....	229
取手地方公平委員会特別会計 .....	233
参考資料 .....	237

- ※ 合併前の取手市・藤代町を旧取手市・旧藤代町と表記
- ※ 事業別説明中の担当課右脇のページ表記は、平成 30 年度予算書の当該事業掲載ページを示す
- ※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、平成 29 年度当初予算額を表記

*主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略			
分担金	:分担金	県 交	:県交付金
負担金	:負担金	財産収入	:財産運用収入、財産売却収入
使用料	:使用料	寄附金	:寄附金
手数料	:手数料	繰入金	:特別会計繰入金、基金繰入金
国 負	:国庫負担金	繰越金	:繰越金
国 補	:国庫補助金	諸収入	:延滞金、加算金及び過料
国 委	:国庫委託金		市預金利子、貸付金元利収入
県 負	:県負担金		受託事業収入、収益事業収入
県 補	:県補助金		雑入
県 委	:県委託金	市 債	:地方債

## 平成30年度予算説明書

地方自治法第211条第2項及び同法施行令第144条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり提出します。

平成30年3月

取手市長 藤井 信吾

## 平成30年度当初予算について

《予算規模等》

1. 平成30年度の一般会計当初予算規模は**380億3,000万円**で、前年度当初予算と比較して**24億1,000万円増**（前年度比6.8%増）となり、過去最大の予算規模となります。

予算規模が増となった要因は、老朽化が進む公共施設への対応として、井野なないろ保育所・地域子育て支援センター（8億8,300万円）、市民会館（9億6,900万円）、戸頭中学校（4億5,000万円）の施設整備や改修に23億200万円を計上したことによります。

また、平成29年度は学校施設の耐震補強工事や大規模改造工事等が、国の経済対策による平成28年度第2次補正予算の対象となり、事業費総額で14億4,545万円を平成28年度3月補正予算に前倒ししたため、この分を平成29年度当初予算に加えた実質的な予算規模**370億6,545万円**と比較すると**9億6,455万円増**（前年度比2.6%増）となります。

2. 特別会計（7事業）を合わせた予算規模は、**252億9,451万円**となり、前年度当初予算と比較して**10億5,204万2千円減**（前年度比4.0%減）となります。

この中で大きく減額となったのは、国民健康保険事業特別会計で、制度改正により平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市から県に変わり、保険財政共同安定化事業など、一部の事業が県に移行するため27億3,678万円の減となります。

一方、増額となったのは、取手駅西口都市整備事業（12億5,381万円増）、後期高齢者医療（2億4,264万円増）、介護保険（1億9,735万円増）の3つの特別会計です。

《予算総括表》

(単位：千円)

会計別	区分	平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	比較	増減率
一	般 会 計	38,030,000	35,620,000	2,410,000	6.8%
特	別 会 計	25,294,510	26,346,552	△ 1,052,042	△ 4.0%
	取 手 駅 西 口 都 市 整 備 事 業	2,132,183	878,371	1,253,812	142.7%
	用 地 先 行 取 得 事 業	110,966	112,439	△ 1,473	△ 1.3%
	国 民 健 康 保 険 事 業	11,334,176	14,070,961	△ 2,736,785	△ 19.4%
	後 期 高 齢 者 医 療	2,612,512	2,369,868	242,644	10.2%
	介 護 保 険	7,762,880	7,565,527	197,353	2.6%
	競 輪 事 業	1,341,045	1,348,633	△ 7,588	△ 0.6%
	取 手 地 方 公 平 委 員 会	748	753	△ 5	△ 0.7%
	合 計	63,324,510	61,966,552	1,357,958	2.2%

# 一 般 会 計

## 平成30年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度 当初予算		平成29年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 市税	14,178,187	37.3	14,153,281	39.7	24,906	0.2
02 地方譲与税	310,000	0.8	303,000	0.9	7,000	2.3
03 利子割交付金	20,000	0.1	14,000	0.0	6,000	42.9
04 配当割交付金	60,000	0.2	76,000	0.2	△ 16,000	△ 21.1
05 株式等譲渡所得割交付金	61,000	0.2	42,000	0.1	19,000	45.2
06 地方消費税交付金	1,698,000	4.5	1,547,000	4.3	151,000	9.8
07 ゴルフ場利用税交付金	53,000	0.1	54,000	0.2	△ 1,000	△ 1.9
08 自動車取得税交付金	51,000	0.1	41,000	0.1	10,000	24.4
09 地方特例交付金	61,000	0.2	56,000	0.2	5,000	8.9
10 地方交付税	5,817,000	15.3	5,616,000	15.8	201,000	3.6
11 交通安全対策特別交付金	14,000	0.0	14,000	0.0	0	0.0
12 分担金及び負担金	224,916	0.6	219,883	0.6	5,033	2.3
13 使用料及び手数料	415,025	1.1	953,427	2.7	△ 538,402	△ 56.5
14 国庫支出金	4,837,926	12.7	4,502,090	12.6	335,836	7.5
15 県支出金	2,205,616	5.8	2,159,435	6.1	46,181	2.1
16 財産収入	57,304	0.1	39,522	0.1	17,782	45.0
17 寄附金	70,182	0.2	100,182	0.3	△ 30,000	△ 29.9
18 繰入金	1,063,692	2.8	1,134,952	3.2	△ 71,260	△ 6.3
19 繰越金	500,000	1.3	500,000	1.4	0	0.0
20 諸収入	735,352	1.9	835,528	2.3	△ 100,176	△ 12.0
21 市債	5,596,800	14.7	3,258,700	9.2	2,338,100	71.7
合 計	38,030,000	100.0	35,620,000	100.0	2,410,000	6.8

## 【歳出】

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度 当初予算		平成29年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 議会費	292,860	0.8	286,032	0.8	6,828	2.4
02 総務費	4,748,520	12.5	4,918,747	13.8	△ 170,227	△ 3.5
03 民生費	14,539,743	38.2	13,901,785	39.0	637,958	4.6
04 衛生費	1,482,506	3.9	1,559,422	4.4	△ 76,916	△ 4.9
05 農林水産業費	235,231	0.6	209,046	0.6	26,185	12.5
06 商工費	365,426	1.0	420,689	1.2	△ 55,263	△ 13.1
07 土木費	5,247,091	13.8	4,728,398	13.3	518,693	11.0
08 消防費	1,748,994	4.6	1,811,600	5.1	△ 62,606	△ 3.5
09 教育費	5,355,663	14.1	3,701,276	10.4	1,654,387	44.7
10 災害復旧費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
11 公債費	3,963,956	10.4	4,032,995	11.3	△ 69,039	△ 1.7
12 諸支出金	5	0.0	5	0.0	0	0.0
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	38,030,000	100.0	35,620,000	100.0	2,410,000	6.8

# 歳 入

## 1 市 税

### ・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

区 分	平成30年度(A)	平成29年度(B)	比較(A)-(B)
納税義務者数	52,960	52,770	190
均等割額	182,783	181,536	1,247
所得割額	5,350,806	5,417,569	△ 66,763
分離課税額	40,000	40,000	0
予 算 額	5,573,589	5,639,105	△ 65,516

\*積算根拠 (単位：円)

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・均等割	3,500円 × 52,960人	× 98.61%	≒ 182,783,000円
・所得割	5,426,231,000円	× 98.61%	≒ 5,350,806,000円
・分離課税退職分	40,000,000円	× 100.00%	= 40,000,000円
		計	5,573,589,000円

(法人市民税)

### ・ 均等割

(単位：件、千円)

区 分	均等割額 (円)	法 人 件 数		均 等 割 額		
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	比 較 (A)-(B)
		総 数	総 数	(A)	(B)	
9号法人	3,000,000	11	12	33,000	36,000	△ 3,000
8号法人	1,750,000	2	2	3,500	3,500	0
7号法人	410,000	120	119	49,200	48,790	410
6号法人	400,000	4	4	1,600	1,600	0
5号法人	160,000	77	79	12,320	12,640	△ 320
4号法人	150,000	17	16	2,550	2,400	150
3号法人	130,000	295	289	38,350	37,570	780
2号法人	120,000	10	11	1,200	1,320	△ 120
1号法人	50,000	1,343	1,355	67,150	67,750	△ 600
合 計		1,879	1,887	208,870	211,570	△ 2,700

※1号法人から減免対象法人数を差し引いている。

・ 法人税割 (税率 12.1%)

(単位：千円)

平成30年度(A)	平成29年度(B)	比較(A)-(B)
1,415,975	1,186,355	229,620

\*積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・均等割	208,870,000円	× 99.84%	≒ 208,535,000円 ①
・法人税割	1,418,245,000円	× 99.84%	≒ 1,415,975,000円 ②
	計 ① + ②	=	1,624,510,000円



・固定資産税

(土地)

土地に関する調べ (免税点含む)

(単位: 地積 千㎡、課税標準額 千円)

地目	年度	平成30年度			平成29年度			比較 (A)-(B)
		筆数	地積	課税標準額 (A)	筆数	地積	課税標準額 (B)	
田	調整区域	18,519	19,940	2,279,784	18,544	19,954	2,280,143	△ 359
	市街化区域	212	98	181,501	223	103	213,200	△ 31,699
畑	調整区域	9,382	4,739	269,399	9,465	4,790	272,302	△ 2,903
	市街化区域	1,478	732	1,931,679	1,878	844	2,107,637	△ 175,958
宅地		47,567	13,202	85,562,129	47,332	13,147	87,052,481	△ 1,490,352
山林	一般	2,157	1,315	41,054	2,191	1,324	41,387	△ 333
	介在	863	409	1,043,326	861	408	1,065,094	△ 21,768
池沼		110	80	644	112	81	652	△ 8
原野		721	231	7,355	733	234	7,464	△ 109
雑種地		12,001	3,999	20,939,507	11,519	3,875	21,462,214	△ 522,707
合計		93,010	44,745	112,256,378	92,858	44,760	114,502,574	△ 2,246,196

\*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(免税点以下)} \quad \text{(住宅用地特例課税標準額)} \\
 & [ (112,256,378,000\text{円}) - (173,506,000\text{円}) - (221,571,000\text{円}) ] \\
 & \quad \text{(税率)} \quad \text{(税額)} \\
 & \quad \quad \times 1.4\% \quad \doteq 1,566,058,000\text{円} \\
 & \text{(税額)} \quad \text{(減免見込額)} \quad \text{(調定見込額)} \\
 & 1,566,058,000\text{円} - 2,848,000\text{円} = 1,563,210,000\text{円} \\
 & \text{(調定額)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\
 & 1,563,210,000\text{円} \times 98.79\% \quad \doteq 1,544,295,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位: 床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	平成30年度		平成29年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額 (A)	床面積	課税標準額 (A)	
既存分	6,106	189,997,429	6,106	195,118,357	△ 5,120,928
新增分	75	5,500,500	94	6,255,214	△ 754,714
合計	6,181	195,497,929	6,200	201,373,571	△ 5,875,642

(家屋)

\*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)  
 195,497,929,000円 × 1.4% ≒ 2,736,971,000円  
 (税額) (新築軽減・減免等) (調定見込額)  
 2,736,971,000円 - 120,662,000円 = 2,616,309,000円  
 (調定見込額) (収納率) (予算額)  
 2,616,309,000円 × 98.79% ≒ 2,584,651,000円

(償却資産)

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度		平成29年度		比較 (A)-(B)
		件数	調定見込額 (A)	件数	調定見込額 (B)	
市長決定		588	764,792	558	744,900	19,892
総務大臣配分		14	218,907	14	211,693	7,214
知事配分		2	8,871	2	8,447	424
合計		604	992,570	574	965,040	27,530

\*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)  
 992,570,000円 × 98.79% ≒ 980,559,000円

(国有資産等所在市町村交付金および納付金)

(単位：円)

区分	年度	平成30年度(A)	平成29年度(B)	比較 (A)-(B)
茨城県 管財課		2,331,000	2,410,400	△ 79,400
茨城県 住宅課		47,200	47,200	0
茨城県 企業局		3,887,800	3,887,800	0
関東財務局		208,100	209,900	△ 1,800
裁判所		300	300	0
合計		6,474,400	6,555,600	△ 81,200

・軽自動車税

(単位：台、円)

区 分	税額 (円)	平成 30 年度		平成 29 年度		比 較 (C)-(D)		
		課税台数 (A)	調定額 (C)	課税台数 (B)	調定額 (D)			
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000	3,613	7,226,000	4,050	8,100,000	△ 874,000	
	51cc～90cc	2,000	279	558,000	295	590,000	△ 32,000	
	91cc～125cc	2,400	801	1,922,400	744	1,785,600	136,800	
	ミニカー	3,700	56	207,200	57	210,900	△ 3,700	
	小 計		4,749	9,913,600	5,146	10,686,500	△ 772,900	
小 型 特 殊	農耕用作業用	2,400	1,013	2,431,200	1,156	2,774,400	△ 343,200	
	特殊作業用	5,900	51	300,900	53	312,700	△ 11,800	
	小 計		1,064	2,732,100	1,209	3,087,100	△ 355,000	
軽 自 動 車	二 輪 車	3,600	1,055	3,798,000	1,038	3,736,800	61,200	
	自 家 用	乗 用	5,400	426	2,300,400	1,038	5,605,200	△ 3,304,800
			7,200	11,323	81,525,600	13,684	98,524,800	△ 16,999,200
			8,100	375	3,037,500	654	5,297,400	△ 2,259,900
			10,800	2,815	30,402,000	196	2,116,800	28,285,200
			12,900	3,435	44,311,500	2,263	29,192,700	15,118,800
		小 計		18,374	161,577,000	17,835	140,736,900	20,840,100
		貨 物	3,800	6	22,800	47	178,600	△ 155,800
			4,000	1,945	7,780,000	2,552	10,208,000	△ 2,428,000
			5,000	502	2,510,000	158	790,000	1,720,000
			6,000	1,641	9,846,000	1,435	8,610,000	1,236,000
	小 計			4,094	20,158,800	4,192	19,786,600	372,200
	営 業 用	乗 用	5,500	0	0	1	5,500	△ 5,500
		貨 物	2,900	1	2,900	5	14,500	△ 11,600
			3,000	90	270,000	105	315,000	△ 45,000
			3,800	23	87,400	3	11,400	76,000
			4,500	28	126,000	16	72,000	54,000
			小 計		142	486,300	129	412,900
		小 計		23,665	186,020,100	23,195	164,678,700	21,341,400
		二輪の小型自動車	6,000	1,478	8,868,000	1,442	8,652,000	216,000
	合 計		30,956	207,533,800	30,992	187,104,300	20,429,500	

\*積算根拠 調定見込額 207,533,800円 × 収納率 97.20% ≒ 201,721,000円 (予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

区分	平成30年度(A)	平成29年度(B)	比較(A)-(B)
課税標準本数	110,293,648	118,330,046	△ 8,036,398
税額	585,430,000	600,000,000	△ 14,570,000

※積算根拠

・たばこ販売本数(平成29年度推定販売本数)

1級たばこ 105,756,930本      3級たばこ 4,536,718本

・従量割 課税標準額

(1級) 105,756,930本×0.98(伸び率)

×5,262/1,000(1本当たりの税額)×1/2(半年分) ≒ 272,681,553円・・・①

税改正分105,756,930本×0.98(伸び率)

×5,692/1,000(1本当たりの税額)×1/2(半年分) ≒ 294,964,538円・・・②

(3級) 4,536,718本×0.98(伸び率)

×4,000/1,000(1本当たりの税額) ≒ 17,783,934円・・・・・・・・・・③

計 ① + ② + ③ ≒ 585,430,000円 (予算額)

※ 1級たばこ税率改正 H30.10.1～ (1,000本あたり5,262円⇒5,692円) 影響額 22,282,985円

※ 3級たばこ税率改正 H30.4.1～ (1,000本あたり3,355円⇒4,000円) 影響額 2,867,659円

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額(免税点以上)

(単位：人、千円)

項目	平成30年度		平成29年度		比較(A)-(B)	比較(C)-(D)
	納税義務者数(A)	課税標準額(C)	納税義務者数(B)	課税標準額(D)		
土地	26,186	129,433,606	26,020	132,014,512	166	△ 2,580,906

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

※積算根拠

(課税標準額) (住宅用地特例課税標準額)

129,433,606,000円 - 152,660,000円 = 129,280,946,000円

129,280,946,000円 × 税率0.3% ≒ 387,842,000円

(税額) (減免見込額) (調定見込額)

387,842,000円 - 399,000円 = 387,443,000円

(調定額) (収納率) (予算額)

387,443,000円 × 98.79% ≒ 382,754,000円

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	平成30年度		平成29年度		比較(A)-(B)
	床面積	課税標準額(A)	床面積	課税標準額(B)	
既存分	4,898	162,501,667	4,903	166,395,666	△ 3,893,999
新增分	63	4,421,001	85	5,630,666	△ 1,209,665
合計	4,961	166,922,668	4,988	172,026,332	△ 5,103,664

※積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)

166,922,668,000円 × 0.30% ≒ 500,768,000円

(税額) (減免等) (調定見込額)

500,768,000円 - 526,000円 = 500,242,000円

(調定見込額) (収納率) (予算額)

500,242,000円 × 98.79% ≒ 494,189,000円

## 30年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位：円)

税 目	29 年度末 調定見込額  (A)	収 入 見込率  (B)	収入見込額  (A) × (B) = (C)	不納欠損 見込額  (D)	30年度への 滞納繰越見込額 (H30調定額)  (A)-(C)-(D) = (E)	徴 収 見込率  (F)	徴収見込額  (E) × (F) = (G)	28年度 収納率  (参考)
個人市民税	5,949,620,908	95.39%	5,675,587,246	50,200,000	223,833,000	40.27%	90,128,926	32.92%
前年度分	5,668,598,000	98.29%	5,571,664,974	0	96,933,000	39.96%	38,734,426	
前々年度以前分	281,022,908	36.98%	103,922,271	50,200,000	126,900,000	40.50%	51,394,500	
法人市民税	1,604,525,300	99.14%	1,590,706,648	500,000	13,318,000	38.98%	5,191,356	33.09%
前年度分	1,595,046,000	99.56%	1,588,027,798	0	7,018,000	38.98%	2,735,616	
前々年度以前分	9,479,300	28.26%	2,678,850	500,000	6,300,000	38.98%	2,455,740	
固定資産税	5,553,783,283	95.43%	5,300,032,920	40,800,000	212,949,000	40.20%	85,597,422	25.64%
前年度分	5,282,789,000	98.61%	5,209,358,233	0	73,430,000	39.98%	29,357,314	
前々年度以前分	270,994,283	33.46%	90,674,687	40,800,000	139,519,000	40.31%	56,240,108	
軽自動車税	205,937,948	93.60%	192,767,168	1,500,000	11,670,000	34.98%	4,082,290	27.83%
前年度分	195,264,000	97.20%	189,796,608	0	5,467,000	38.25%	2,091,127	
前々年度以前分	10,673,948	27.83%	2,970,560	1,500,000	6,203,000	32.10%	1,991,163	
市たばこ税	0	100.00%	0	0	0	0.00%	0	0.00%
前々年度以前分	0	100.00%	0	0	0	0.00%	0	
都市計画税	955,874,411	95.36%	911,514,196	7,000,000	37,359,000	40.20%	15,017,756	25.64%
前年度分	908,179,000	98.61%	895,555,312	0	12,623,000	39.98%	5,046,675	
前々年度以前分	47,695,411	33.46%	15,958,885	7,000,000	24,736,000	40.31%	9,971,081	
合 計	14,269,741,850	95.80%	13,670,608,177	100,000,000	499,129,000	40.07%	200,017,750	29.01%
前年度計	13,649,876,000	98.57%	13,454,402,925	0	195,471,000	39.89%	77,965,158	
前々年度以前計	619,865,850	34.88%	216,205,253	100,000,000	303,658,000	40.19%	122,052,592	

※ 滞納繰越分の予算額は、それぞれ各税目千円未満切り捨てて計上しているため、端数の関係で合計とは一致しない。

(単位：千円、%)

歳入項目	30年度	29年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	310,000	303,000	7,000	2.3	
自動車重量譲与税	222,000	213,000	9,000	4.2	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての使途制限を廃止。自動車重量税総額の407/1,000が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	88,000	90,000	△ 2,000	△ 2.2	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
3 利子割交付金	20,000	14,000	6,000	42.9	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	60,000	76,000	△ 16,000	△ 21.1	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	61,000	42,000	19,000	45.2	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
6 地方消費税交付金	1,698,000	1,547,000	151,000	9.8	
一般分	922,000	841,000	81,000	9.6	地方消費税の2分の1に相当する金額が、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数により按分して交付される。
社会保障財源化分	776,000	706,000	70,000	9.9	地方消費税の引上げ分について、全額国勢調査の人口により按分し交付される。
7 ゴルフ場利用税交付金	53,000	54,000	△ 1,000	△ 1.9	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。
8 自動車取得税交付金	51,000	41,000	10,000	24.4	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての使途制限を廃止。県に納入された自動車取得税総額の100分の66.5に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
9 地方特例交付金	61,000	56,000	5,000	8.9	
減収補てん特例交付金 (住宅ローン分)	61,000	56,000	5,000	8.9	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。
10 地方交付税	5,817,000	5,616,000	201,000	3.6	
普通交付税	5,470,000	5,280,000	190,000	3.6	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。 平成29年度実績 5,835,668千円 (平成29年度実績との差 △365,668千円)
特別交付税	347,000	336,000	11,000	3.3	普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%が交付される。

(単位：千円、%)

歳入項目	30年度	29年度	増減額	増減率	概要
11 交通安全対策特別交付金	14,000	14,000	0	0.0	交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。
12 分担金及び負担金	224,916	219,883	5,033	2.3	緊急通報システム設置費負担金、民間保育園入所児保護者負担金、一時的保育事業保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
13 使用料及び手数料	415,025	953,427	△ 538,402	△ 56.5	・使用料（自転車駐車場、公立保育所、道路・住宅・公園、体育館・テニスコート、公民館・ギャラリー等） ・手数料（戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運搬、建築確認等）
14 国庫支出金	4,837,926	4,502,090	335,836	7.5	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金（生活保護費負担金1,310,022千円、児童手当負担金1,005,048千円、自立支援給付費負担金693,250千円、子どものための教育・保育給付費負担金568,448千円）
15 県支出金	2,205,616	2,159,435	46,181	2.1	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
16 財産収入	57,304	39,522	17,782	45.0	土地売却収入、土地貸付料、利子等
17 寄附金	70,182	100,182	△ 30,000	△ 29.9	一般寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金、平和基金寄附金、みどりの基金寄附金等
18 繰入金	1,063,692	1,134,952	△ 71,260	△ 6.3	・基金繰入金 財政調整基金繰入金500,000千円、減債基金繰入金300,000千円、みどりの基金繰入金2,664千円、公共施設整備基金繰入金181,047千円、学校施設整備基金繰入金44,197千円、ふるさと取手応援基金繰入金30,554千円、環境基金繰入金130千円 ・特別会計繰入金 後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、介護保険特別会計繰入金5,000千円
19 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	平成29年度からの繰越金
20 諸収入	735,352	835,528	△ 100,176	△ 12.0	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
21 市債	5,596,800	3,258,700	2,338,100	71.7	民生債、農林水産業債、商工債、土木債、消防債、教育債、合併特例債、緊急防災・減災事業債、臨時財政対策債、災害援護資金貸付債
うち臨時財政対策債	1,880,000	2,130,000	△ 250,000	△ 11.7	平成29年度実績 1,890,500千円 (平成29年度実績との差 △10,500千円)

# 1 議会費

## 1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P. 47

1001 議員報酬等に要する経費 203,054,000 円 (204,251,000 円)

[一財 203,054,000 円]

### ○ 内容

#### (1) 報酬

議 長	@494,000×12 ヶ月×1 人
副議長	@444,000×12 ヶ月×1 人
議 員	@411,000×12 ヶ月×22 人

#### (2) 期末手当

議 長	@494,000×1.15×3.3 月×1 人
副議長	@444,000×1.15×3.3 月×1 人
議 員	@411,000×1.15×3.3 月×22 人

#### (3) 議員共済給付費負担金

@410,000×24 人×12×38.2/100=45,106,560 円

[担当：議会事務局] P. 48

2001 議会調査運営に要する経費 22,656,000 円 (17,767,000 円)

[その他 14,300,000 円 一財 8,356,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 14,300,000 円]

### ○ 目的

#### (1) 議員の費用弁償に係る経費

各委員会の所管事項に係る先進地を視察し、その成果を市政運営に反映することにより、更なる市政発展を図るため実施するものである。

#### (2) 採決表示システム使用料

本会議採決時において、個々の議員の表決結果が瞬時に表示される電子採決表示システムを導入し、本会議における議員の賛否の結果を明らかにすることなど、市民に議会の公開性を高める。

#### (3) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は無会派議員に対し交付する。用途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

#### (4) 議会棟大会議室用備品購入

議会棟大会議室用の机・椅子を買い替えることにより、大会議室の環境整備を図るため、購入するものである。



○ 内容

- (1) 議員の費用弁償に係る経費  
・ 常任委員会旅費 @42,000×24 人      ・ 議会運営委員会旅費 @42,000×9 人
- (2) 採決表示システム使用料 @11,700×12 ヶ月×1.08
- (3) 政務活動費 @100,000×24 人
- (4) 議会棟大会議室用机・椅子 @13,310,000×1.08

[担当：議会事務局] P. 49

2101 議会報及び会議録発行に要する経費 4,950,000 円 (5,514,000 円)

[一財 4,950,000 円]

○ 目的

(1) 会議録作成支援システム

会議録作成に係る事務の迅速化を図るために、会議録作成支援システムを導入。これにより本会議又は委員会等において、リアルタイムによる効率的な作業が図られる。

(2) 会議録検索システム

議会情報のスムーズな公開を目的に、会議録作成支援システムと連携し、インターネットを利用した会議録の迅速な検索を可能とすることにより、市民サービスや議員の調査活動の向上が図られる。

(3) 議会だより

議会報を発行し、各定例会の内容や議会の活動などについて、紙面により広く市民に知らせる。

○ 内容

- |                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| (1) 会議録作成支援システム | 保守点検委託料   | @960,000×1×1.08       |
| (2) 会議録検索システム   | システム使用料   | @46,000×12 ヶ月×1.08    |
| (3) 議会だより       | 印刷製本費 10P | @383,000×4 回×1.08     |
| 〃               | 折込手数料 10P | @10×35,000 部×4 回×1.08 |
| 〃               | 二つ折り手数料   | @1×1,500 部×4 回        |

## 2 総務費

### 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：秘書課] P. 51

#### 0601 秘書事務に要する経費 7,352,000円(4,803,000円)

[その他 2,100,000円 一財 5,252,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,100,000円]

##### ○ 目的

市長、副市長が公務を円滑に遂行できるようスケジュール管理や関係各機関等との連絡調整を図るなどの秘書事務を行う。また、市政発展に尽力いただいた顕著な功労のあった方々に敬意と感謝の意をこめて顕彰することで社会参画意識の一層の高揚を図る。

##### ○ 内容

第一応接室の応接セットは、耐用年数を超える使用により、汚れや摩擦、破損が発生しており、お客様をお迎えするにあたり使用に耐えない状態であるため更新する。

また、功労のあった方々を顕彰する際に贈呈する功労章・記念品を購入する。

- ・ 記念品 57,240円
- ・ 功労章 179,820円
- ・ 応接セット 2,138,000円

[担当：藤代総合窓口課] P. 52

#### 0801 藤代総合窓口事務に要する経費 11,749,000円(10,141,000円)

[その他 22,000円 一財 11,727,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:雇用保険料本人負担分 22,000円]

##### ○ 目的

ワンストップ行政サービスの充実を図り、市民に利便性と質の高いサービスを提供する。

##### ○ 内容

主な経費の内訳は、一般職非常勤報酬、消耗品費、コピー機使用料、業務端末機使用料等である。

[担当：市民協働課] P. 53

#### 1201 市民憲章推進に要する経費 312,000円(312,000円)

[一財 312,000円]

##### ○ 目的

市民の皆さんが郷土を愛し誇りを持てるように、また、明るく住みよいまちを築くために制定された市民憲章の普及啓発と推進事業を行う。

##### ○ 内容

- ・ 市内道路等の環境美化活動
- ・ 市内自然観察会

- ・市民憲章の普及啓発活動(善行表彰等)

[担当：人事課] P.55

2201 職員研修に要する経費 8,741,000円 (7,378,000円)

[その他 249,000円 一財 8,492,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 30,000円]

[諸収入：防火管理講習受講補助金 3,000円]

[諸収入：研修職員宿舎使用料 216,000円]

○ 目的

第六次取手市総合計画の将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち」を担う人材の育成を実効性のあるものとする為には、「職員研修の充実」「組織文化の醸成」「人事管理の最適化」の三要素のバランスが重要となる。

地方自治体を取り巻く環境の大きな変化や、多様化する市民ニーズに適正かつ迅速な対応を図る為、自己啓発の促進、職場研修の支援、職場外研修の提供を更に進め、当市が求める職員像である政策形成力、創意工夫と柔軟な発想力を持った人材の育成を図る。

○ 内容

研修予定一覧

(単位：人)

区分	研修名	対象	受講人員 (延べ)
庁内研修	人事評価制度研修	評価者・被評価者	800
	メンタルヘルス研修	一般職員	100
	LGBT研修	一般職員	80
	ハラスメント研修	一般職員	80
派遣研修	茨城県市町村職員研修	20研修：指定職員	51
	常総広域職員共同研修	12研修：指定職員	180
	市町村アカデミー	3研修：指定職員	4
	各種専門研修・実務研修派遣	希望職員・指定職員	165
合計			1,460

・ 庁内研修

人事評価制度研修では、能力主義、成果主義を基本とする人事評価の更なる精度の向上と職場における人材育成を目的とし、より公正・公平で信頼性の高い制度運用が図られるよう、評価者、被評価者双方に対する研修を継続的に実施する。

また、近年関心が高まってきているLGBTに特化した職員研修を継続的に実施することで、LGBTに対する正しい知識・理解を深め、市民対応時や身近な職場内での配慮・対応に活かしていく。

さらに、昨今の社会情勢から問題とされている様々なハラスメントを未然に防ぐ為、職員を対象としたハラスメント研修を実施することにより、ハラスメントへの意識を高め、組織全体の対応がなされるように努める。

・ 派遣研修

今後より高度・複雑化していく行政ニーズに対応する為、階層別研修、専門特別研修、県や民間企業への派遣研修等、幅広い研修機会を提供することにより、個々の自己啓発意識の誘発を促すと共に、組織の運営方針や組織目標に沿った政策形成能力と職務遂行能力の向上、各種業務に応じた知識と専門能力を習得する。

**[担当：安全安心対策課] P. 56**

**3001 防犯に要する経費 17,218,000 円 (14,304,000 円)**

[一財 17,218,000 円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、犯罪のない明るい社会を実現するため、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。また、茨城県警及び防犯団体との協力連携のもと警察官経験者による立ち番の実施、防犯パトロール隊の拠点となる防犯ステーション(東6丁目)を運営する。

さらに、藤代駅南口に防犯ステーションを新たに設置することで、より安心・安全な地域社会の実現を目指す。

○ 内容

市内への防犯カメラの設置や、防犯パトロール、防犯・暴力追放街頭キャンペーンの実施、自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進などを行う。

また、防犯ステーションの運営事業では、土日、祝祭日等を除く月～金の14時から19時にかけて、藤代地区は2名、取手地区3名でパトロールを実施する。

・防犯活動推進員報酬	6,679,000 円
・施設借上料	1,260,000 円
・防犯ステーション設置工事	972,000 円
・防犯カメラ設置工事	5,000,000 円
・取手地区防犯協会負担金	2,248,000 円
・市自主防犯組織結成事業補助金	50,000 円

**[担当：安全安心対策課] P. 57**

**3301 空き家等の適正管理事業に要する経費 1,058,000 円 (1,060,000 円)**

[その他 3,000 円 一財 1,055,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:雇用保険料本人負担分 3,000 円]

○ 目的

環境悪化や防犯上の危険となる空家の対策を行うため、空き家等の適正な管理に関する必要事項を定め、管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会を実現する。

○ 内容

- ・空き家、所有者等の実態調査
- ・「空き家等調査台帳」整備
- ・所有者に対する助言指導

## 1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：情報管理課] P. 58

### 2101 ファイリングシステムに要する経費 1,760,000 円 (2,055,000 円)

[一財 1,760,000 円]

#### (1) ファイリングシステム維持管理

##### ○ 目的

ファイリングシステムは市民との共有財産である公文書を効率的に管理し、情報開示請求権、及び自己情報コントロール権を保障するもので、平成9年度より導入している。全職員の共通認識の保持・向上のため、年度ごとの維持管理目標を定め、適切かつ合理的なファイリング環境を保つことを目的としている。

##### ○ 内容

情報公開条例、及び個人情報保護条例の円滑な運用と市民サービスの向上に資するため、全職員によるファイリングシステムの維持管理に取り組んでいる。また、取手市文書管理委員会による職員相互の維持管理実地指導等により、ファイリング環境の定期的な内部監査、及び文書管理のための意識向上を図っている。

・ファイリングシステム維持管理用消耗品	825,000 円
・書庫内小荷物専用昇降機保守点検委託料	135,000 円
・ファイリング用3段キャビネット購入	491,000 円

#### (2) 廃棄文書リサイクル

##### ○ 目的

平成20年度より継続して実施。廃棄文書リサイクル事業により、文書の廃棄作業に要する時間の短縮・作業の効率化、及び人的コストの削減を図る。さらに裁断処理により廃棄文書の個人情報漏洩のリスクにも配慮し、かつリサイクル処理によるゴミの減量化、省資源化についても寄与するものである。

##### ○ 内容

シュレッダー処理による廃棄文書は、個人情報を含む保存年限経過文書、及び随時廃棄文書を対象に、合せて年間約22トンの廃棄量を見込んでいる。市役所敷地内等において、年間5回程度、シュレッダー裁断処理を実施している。作業は市職員の立会いのもと、委託業者所有の大型シュレッダー登載車両(トラック)により行い、その後古紙リサイクルルートにのせるものである。これにより、的確なセキュリティが確保されるほか、ゴミの減量化と環境問題に配慮しつつ、業務の効率化による文書廃棄作業に要する労力・人件費の軽減につながっている。

・廃棄文書リサイクル処分委託料	309,000 円
-----------------	-----------

[担当：総務課] P. 58

### 2201 法務に要する経費 3,218,000 円 (4,452,000 円)

[一財 3,218,000 円]

##### ○ 目的

取手市例規集データベースシステム・法制執務支援システムの活用、官報及び法令関係書誌の購読、顧問弁護士の委嘱等を通じ、自律的かつ適正な法務運営を図る。

また、平成 28 年施行の改正行政不服審査法に対応して、行政不服審査会を設置し、外部の有識者を委員とした第三者機関での審査を通じ、提起された審査請求に対して公正・公平な審査を実施していく。

○ 内容

- (1) 行政不服審査会(委員 3 人)の開催に伴う報酬及び費用弁償
- (2) 顧問弁護士との打合せ、法務関連説明会への参加に伴う出張旅費
- (3) 法令関係書誌の追録・購読料
- (4) 行政活動に伴う法律問題の相談等の業務に当たる顧問弁護士(1 人)の委嘱
- (5) 取手市例規集データベースシステムの運用・国家法令システムの使用
- (6) 法制執務支援システムの使用

[担当：広報広聴課] P. 59

2801 広報発行に要する経費 17,962,000 円 (17,744,000 円)

[国・県 54,000 円 一財 17,908,000 円]

\* 特財積算根拠

[国委:自衛官募集事務委託金 54,000 円]

○ 目的

- ・「広報とりで」…市の施策やお知らせ、市内の出来事等を掲載し、行政と市民を結ぶパイプ役として、的確な情報を提供する。
- ・政策情報紙「薬」…市が進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含め分かりやすくお知らせし、市政への関心を高めるとともに、市政への市民参加の意識高揚を図る。

○ 内容

< 広報紙の発行 >

1 広報発行に要する主な経費

・「広報とりで」印刷業務委託料	5,615,000 円
・「広報とりで」新聞折り込み料	7,485,000 円
・広報郵送料	764,000 円
・広報等封入業務手数料	72,000 円
・「広報とりで」二つ折り業務手数料	75,000 円
・「政策情報紙」印刷業務委託料	1,289,000 円
・広報編集用ソフト使用料	724,000 円

2 発行概要

(1) 広報とりで

- ・規格：タブロイド版 年 24 回 (計 198 ページ)  
12 ページ 年 2 回、8 ページ 年 21 回、6 ページ 年 1 回
- ・印刷部数：42,000 部

(2) 政策情報紙「薬」

- ・規格：A4 版 8 ページ 年 3 回 (計 24 ページ)
- ・印刷部数：45,200 部

### 3 配布方法

#### (1) 広報とりで

- ・新聞折り込みによる配布(折り込み部数 35,000部)
- ・郵送による配布(郵送件数 355通)※新聞未購読者等への郵送
- ・市民課・藤代総合窓口課・取手支所・取手駅前窓口・公民館・郵便局・駅(JR・TX・関東鉄道)・スーパーマーケット等に配置

#### (2) 政策情報紙「藁」

- ・各地区市政協力員から各世帯へ配付の他、公共施設・駅・スーパーマーケット等に配置

[担当：広報広聴課] P. 60

2901 市民相談に要する経費 4,711,000円(4,712,000円)

[一財 4,711,000円]

#### ○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた各種相談業務の開設や市役所に来た方への細やかな案内業務をするなど市民サービスの向上を図る。

#### ○ 内容

- ・市民相談一覧

相 談 種 別	内 容
市 民 相 談	市民の多種多様な相談に関する事
総 合 案 内 窓 口	来庁者に対する案内業務に関する事
行 政 相 談 (月1回)	行政(国や県)に関する事
人 権 相 談 (月2回)	人権・近隣関係・家庭内・親族間に関する事
司 法 書 士 相 談 (月1回)	不動産登記・金銭貸借・相続等に関する事
法 律 相 談 (月4回)	相続・離婚・多重債務等民事事案に関する事
社会保険労務士相談 (月1回)	年金・労働問題全般に関する事
行 政 書 士 相 談 (月1回)	相続・遺言・農地転用等に関する事

内訳	・消耗品費	23,000円
	・市民法律相談委託料	1,679,000円
	・総合案内業務委託料	2,787,000円
	・人権擁護委員協議会負担金	222,000円

[担当：魅力とりで発信課] P. 60

3101 ホームページ管理に要する経費 2,829,000円(2,829,000円)

[その他 900,000円 一財 1,929,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:広告掲載料 900,000円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広くPRし、市民生活に必要な情報を迅速に、また誰に対しても優しく提供していく。また、より充実した情報共有を目指すため、ホームページのコンテンツ検証と、高齢者・障害者を含めた誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できる取り組み(ウェブアクセシビリティ)の意識の向上や探しやすいホームページの実現のための職員研修を行う。

○ 内容

・旅費	6,000円
・ホームページリニューアル効果検証業務	488,000円
・メール配信システム管理業務	1,556,000円
・アクセシビリティ・サポーター使用料	519,000円
・多言語自動翻訳サービス使用料	260,000円

## 1 総務管理費 3 友好交流費

[担当：秘書課] P.61

2001 都市間交流に要する経費 3,038,000円(4,014,000円)

[一財 3,038,000円]

○ 目的

取手市民と姉妹都市ユーバ市民の交流を深めるとともに、国際性豊かな学生を育成するため、ユーバ市からの受け入れ事業および取手市中・高生の派遣事業を実施し、国際社会の構築を積極的に推進する。受け入れ事業については、ウェルカムパーティーや、取手市について広く知ることができ、興味を持ってもらえるような視察や体験企画など、互いの交流をさらに促進して今後の両市関係に資することができるような事業を行う。また、学生の作品交換による交流も引き続き実施し、両市の学生の交流を促進する。

中国桂林市との友好都市交流については、今年度の派遣を行わないため、作品交換による交流を活用し、両市の学生が交流する場を設けるという形で、交流の促進を図る。

取手市国際交流協会は、日本語教室の実施を始め、交流イベントを通じた外国人と市民の交流の場を提供するなど、在住外国人が地域社会に溶け込みやすい環境をつくるための事業を実施しており、「多文化共生社会」の構築を推進していることから、市としてその活動を支援する。

○ 内容

- ・姉妹都市ユーバ市との交流事業 2,213,000円
  - 【派遣】 ユーバ市(中・高生)派遣補助金 540,000円
  - ユーバ市派遣時英会話研修謝礼 8,000円
  - ユーバ市(随行職員等)派遣経費 1,283,000円(記念品、旅費、電話など)
  - 【受入】 ユーバ市訪問団受け入れ記念品、ホストファミリー謝礼等 297,000円
  - その他受入諸費用、パーティー用消耗品等 85,000円
- ・写真交流 記念品・消耗品・郵送料 95,000円
- ・日中友好協会負担金 10,000円
- ・取手市国際交流協会への補助 720,000円



〔主な事業〕

在住外国人のための日本語教室・外国人とのバスツアー・会報の発行・世界の料理を楽しむ集い・取手チャットスクエア(TCS)・シニアのための英会話講座・文書翻訳および無料相談会等のボランティア活動

## 1 総務管理費 4 財政管理費

〔担当：財政課〕 P. 62

2101 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 106,062,000円(153,332,000円)

〔その他 70,001,000円 一財 36,061,000円〕

＊ 特財積算根拠

〔財産収入：ふるさと取手応援基金利子 1,000円〕

〔寄附金：ふるさと取手応援基金寄附金 70,000,000円〕

○ 目的

ふるさと取手応援寄附金条例に基づき、市のまちづくりを応援する人々からの寄附を広く募り、多様な事業に活用するための原資として確保・活用することを目的とする。また、寄附者に市の特産品等を御礼品として送ることで、市内産業の活性化を図り、全国に向けて市の魅力を発信していく。

○ 内容

ふるさと納税ポータルサイトに登録し、インターネットを活用したふるさと取手応援寄附金の受付や、寄附者への御礼品送付業務を行う。民間ポータルサイトのホームページ等を積極的に活用することで、全国的に取手市の魅力を発信し、市内の特産品や農産物をPRするとともに、寄附者の利便性向上を図り、広くふるさと取手応援寄附金を周知していく。

通信運搬費

・受領書およびワンストップ特例通知送付に係る郵送料 824,000円

委託料

・インターネット上での寄附金受付および御礼品発送等業務委託 32,072,000円

積立金

・ふるさと取手応援基金利子および寄附金 70,001,000円

## 1 総務管理費 6 財産管理費

〔担当：管財課〕 P. 64

0601 契約事務に要する経費 2,709,000円(2,738,000円)

〔一財 2,709,000円〕

○ 目的

入札・契約における公平性、透明性、競争性の確保を図るとともに、入札・契約事務の適正な運用を推進する。

○ 内容

入札・契約の過程並びにその内容を客観的な視点から審議する外部委員による入札監視等委員会(平成19年度設置)を開催するほか、インターネット上でのやり取りによって入札手続きを行う電子入札システム(平成18年度導入)を活用した入札を執行する。

主な事業費

事業項目	予算額	備考
入札監視等委員会の開催	報償費 64,000 円	取手市入札監視等委員会を年2回開催
電子入札システムによる入札の執行	使用料及び賃借料 2,608,000 円	茨城県建設 CALS/EC 共同利用センター利用料

[担当：公共施設整備課] P. 65

0801 公共施設の整備に要する経費 4,320,000 円 (8,300,000 円)

[一財 4,320,000 円]

○ 目的

建築基準法に基づく公共施設の定期点検を実施し、建築物の損傷、腐食その他の劣化状況を把握する。

○ 内容

施設定期点検業務委託料 4,320,000 円

[担当：管財課] P. 65

2001 庁舎の管理に要する経費 87,344,000 円 (89,606,000 円)

[その他 4,601,000 円 一財 82,743,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 4,600,000 円]

[諸収入：電話通話料 1,000 円]

○ 目的

市役所本庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

庁舎管理業務委託内訳

委託料	予算額 (円)	内容
庁舎管理業務委託料	22,882,000	庁舎の清掃・設備運転及び衛生管理業務
夜間警備委託料	5,832,000	夜間時における庁舎内外の巡察、各種届出の受理・保管、外線受信
電話交換業務委託料	11,120,000	市役所代表の電話交換、庁舎内放送
消防設備保守点検委託料	605,000	消防設備の点検(年2回)
電気設備検査委託料	789,000	電気設備の保安及び点検(年次・毎月)
エレベーター保守点検委託料	1,024,000	エレベーター2台の保守点検業務
自動ドア保守点検委託料	346,000	自動ドア10台の保守点検業務
植栽剪定業務委託料	900,000	植栽剪定(年2回)・庭園除草(年5回)
市役所敷地内草刈業務委託料	400,000	庁舎敷地内の草刈(年1回)
ガスヒートポンプエアコン保守点検委託料	270,000	議会棟エアコン2台の点検整備(年1回)
電話交換機保守点検委託料	1,944,000	本庁舎・藤代庁舎に設置の電話交換機保守点検業務

自家発電設備定期点検業務委託料	301,000	非常用自家発電設備の点検整備(年1回)
-----------------	---------	---------------------

[担当：管財課] P. 66

2101 自動車の維持管理に要する経費 27,715,000円 (28,397,000円)

[その他 67,000円 一財 27,648,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入: 広告掲載料 67,000円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。

○ 内容

自動車維持管理内訳

委託料	予算額(円)	内容
市バス等運転業務委託料	5,590,000	20,520円/1日×220日 その他手当等
使用料及び賃借料	予算額(円)	内容
公用車リース料	14,014,000	現リース車38台(うち新規リース(入替)車6台、再リース3台)、新規リース車1台、リース車合計39台

[担当：管財課] P. 67

2201 市有財産管理に要する経費 9,482,000円 (9,109,000円)

[一財 9,482,000円]

○ 目的

公有財産台帳システムの保守及び情報更新、市有地の維持管理を実施する。

○ 内容

委託料	予算額(円)	内容
市有地草刈業務委託料	5,998,000	市有地全27か所の除草・刈草処分
公有財産台帳管理システム更新委託料	1,381,000	台帳情報更新・システム保守

[担当：藤代総合窓口課] P. 67

2301 藤代庁舎の管理に要する経費 32,294,000円 (51,840,000円)

[その他 3,400,000円 一財 28,894,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金: 公共施設整備基金繰入金 3,400,000円]

○ 目的

藤代庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

藤代庁舎のブラインドは、老朽化により上下作動及び開閉が困難な状態であり、各階の

うち特に2階フロアの損耗が激しいため優先的に交換を行う。

その他の経費は、施設の適切な維持管理のための委託料等である。

工事請負費

- ・2階ブラインド交換工事 3,424,000円

委託料

- ・機械設備環境衛生管理業務委託料 5,573,000円
- ・清掃管理業務委託料 5,670,000円
- ・消防設備保守点検委託料 521,000円
- ・エレベーター保守点検委託料 595,000円
- ・植栽剪定業務委託料 295,000円
- ・夜間警備委託料 4,640,000円
- ・電気設備検査委託料 380,000円
- ・自動ドア保守点検委託料 265,000円

## 1 総務管理費 7 企画費

[担当：魅力とりで発信課] P. 69

0701 シティプロモーションに要する経費 11,073,000円 (11,181,000円)

[一財 11,073,000円]

○目的

市内外に対するPR活動を通じて取手市の知名度・魅力度の向上を図り、交流人口・定住人口の増加を図る。また、市の施策や事業等の更なる魅力的な発信のための庁内連携を強化し、メディアへのニュースリリース・ウェブ等でのPR活動を通じて、取手市の魅力をさらに訴求し、地域の活性化や市民の取手市に対する誇りの醸成につなげる。

○内容

- ・旅費 50,000円
- ・消耗品費 65,000円
- ・取手ブランド構築・発信業務委託料 10,243,000円
- ・プレスリリース配信委託料 646,000円
- ・WEBサーバシステム使用料 69,000円

[担当：政策推進課] P. 70

1001 行政改革推進委員会に要する経費 60,000円 (178,000円)

[一財 60,000円]

○目的

市民・有識者からなる行政改革推進委員会において、行政改革の推進に関する重要事項を調査審議し、社会経済情勢の変化に対応した効率的な市政の実現を図る。

○内容

平成28年度から平成31年度までを実施期間とする「とりで行政経営改革プラン2016」の進捗状況や取組内容について、本委員会に報告し、市民の視点から審議していただき、その評価や意見を計画の推進や見直しに反映させていく。

[担当：政策推進課] P. 70

1401 総合戦略推進に要する経費 121,000円 (232,000円)

[一財 121,000 円]

○ 目的

産官学金労の関係者で構成される取手市まち・ひと・しごと創生会議を設置し、地方創生総合戦略の進捗状況について審議し、当市におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に推進する。

○ 内容

国においてまち・ひと・しごと創生法が制定され、当市においても取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、『雇用』、『定住』、『結婚・子育て』、『まち活性化』の4つの基本目標を柱に取り組みを進めている。

この総合戦略の進捗状況や取組内容について、市長を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部に報告し、それをまち・ひと・しごと創生会議にて外部の視点から審議して頂き、その評価や意見を今後の事業展開に反映させていく。

[担当：公共施設整備課] P. 70

2202 公共施設マネジメントに関する経費 1,234,000 円 (1,104,000 円)

[一財 1,234,000 円]

○ 目的

市が保有する公共施設等の全体状況を把握し、財政支出の平準化や施設の更新・複合化・多機能化などを視野にいれた計画的な管理をしていくことにより、施設の総量圧縮を段階的に進めていく。平成26年度より、公共施設マネジメントシステムを導入し、建物の基本情報や劣化状況等の調査結果をデータベース化し、ライフサイクルコストの削減を図る。

○ 内容

公共施設マネジメントシステム使用料 1,115,000 円

## 1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当：情報管理課] P. 71

2001 電算・OA化等に要する経費 325,256,000 円 (308,836,000 円)

[国・県 2,595,000 円 その他 64,000 円 一財 322,597,000 円]

\* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 2,302,000 円]

[国委：特別児童扶養手当事務委託金 219,000 円]

[県委：常住人口調査委託金 74,000 円]

[財産収入：(株)茨城計算センター配当金 64,000 円]

○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続きについて、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

また、市内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続きの受付を行うほか、地域WAN(いばらきブロードバンドネットワーク)を活用して、市民がインターネットから利用できる電子申

請・届出サービス、公共施設予約サービス、地図情報閲覧サービス(いばらきデジタルまっぷ)、ウェルネスプラザにおける公衆無線W i F i の提供等、市民の利便性向上を図るものである。

庁内の情報システムの運用にあたっては、セキュリティを徹底するため、国が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」により、マイナンバー関連システムをインターネットリスクから分離し、端末からのデータ持ち出し不可設定、生体認証システムの導入、さらにはインターネット接続口を県が集約して集中監視するシステム(いばらき情報セキュリティクラウド)への接続など、高度な監視を行い、情報システムを取り巻くより一層のセキュリティ向上を図るものである。

## ○ 内容

### (1)各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供のためのネットワーク回線の確保や情報システムの維持管理を行う。また県や県内市町村と共同で整備しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約システム、茨城県域統合型G I S、いばらき情報セキュリティクラウド及び県域W A N と相互接続しているL G W A N (総合行政ネットワーク)の運用管理、番号制度にかかる中間サーバシステムの保守管理を行なう。

また、庁舎内及び公共施設等において、ネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末、K I O S K 端末等の整備、維持を行なう。

・サーバ室夜間警備委託料	467,000 円
・電算室自動消火装置使用料	167,000 円
・電算室自動消火装置点検委託料	46,000 円
・サーバ室自動消火装置使用料	327,000 円
・サーバ室入退出管理機器使用料	106,000 円
・光専用回線、サーバ室夜間警備専用回線通信運搬費	14,306,000 円
・いばらきブロードバンド負担金	5,593,000 円
・いばらき情報セキュリティクラウド負担金	1,879,000 円
・W A F システム負担金	260,000 円
・情報系サーバ機器等使用料	34,928,000 円
・情報系ネットワーク運用管理業務委託料	17,089,000 円
・第3次L G W A N 機器使用料	400,000 円
・第3次L G W A N 機器保守点検委託料	174,000 円
・出先機関フロアスイッチ使用料	1,632,000 円
・無線L A N 機器使用料	1,473,000 円
・公衆無線L A N 機器使用料	1,426,000 円
・事務用パソコン使用料	28,107,000 円
・情報系端末用パソコン使用料	853,000 円
・事務用プリンター使用料	1,724,000 円
・いばらき公共施設予約システム整備運営協議会負担金	705,000 円
・電子申請・届出システム負担金	243,000 円
・統合型G I S 負担金	687,000 円

・森林クラウドシステム負担金	44,000 円
・地方公共団体情報システム機構負担金	180,000 円
・県高度情報化推進協議会負担金	40,000 円
・中間サーバ保守運用負担金	2,576,000 円

(2) 電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率的かつ正確な遂行を行うため情報処理業務を委託するものである。

あわせて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバ、バックアップ装置、ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

・電算機情報処理業務委託料	198,191,000 円
・業務系サーバ機器等使用料	6,230,000 円

[担当：情報管理課] P. 72

2101 社会保障・税番号制度関係システム整備に要する経費 562,000 円 (0 円)

[一財 562,000 円]

○ 目的

平成 25 年に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称「番号法」)を受けて、必要な関係システムの整備を行うことで、情報保有機関との情報連携に対応するものである。

○ 内容

当該制度システムの導入後、平成 30 年度に改版する予定の仕様変更に対応するため、以下のシステムについて改修を行う。

・社会保障システム改修業務委託料(国民健康保険、介護保険障害者総合支援)	562,000 円
--------------------------------------	-----------

[担当：情報管理課] P. 72

2201 自治体情報システム強靱性向上事業に要する経費 8,733,000 円 (0 円)

[一財 8,733,000 円]

○ 目的

国が定めた「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、基幹系、情報系、インターネット系の 3 つのネットワークに分離することによって、インターネットリスクを回避し、かつ生体認証装置等の必要なアクセス制御を施すことにより、情報セキュリティを抜本的に強化することを目的とする。あわせて、情報系とインターネット系のネットワーク間における電子ファイル等のファイル交換について、安全に通信するための機器の導入することで業務の継続性を確保するものである。

○ 内容

(1) セキュリティ強化対策機器のリース

基幹系、情報系、インターネット系の各ネットワークを分離するため、必要となる機器

等の維持を行なう。

- ・情報システムセキュリティ強化対策機器使用料 6,377,000 円

## (2) ファイル無害化転送システムの導入

情報系とインターネット系のネットワーク間における電子ファイル等の交換に際し、両ネットワーク間を行き来する電子ファイルやメールからマルウェアに感染するリスクを確実に取り除き安全に通信する環境を構築するため、「ファイル無害化転送システム」を整備、維持を行う。

- ・ファイル無害化転送システム設定業務委託料 1,350,000 円
- ・ファイル無害化転送システム使用料 1,006,000 円

## 1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P. 73

### 0501 交通安全事務に要する経費 2,112,000 円 (2,112,000 円)

[その他 105,000 円 一財 2,007,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：県民交通災害共済加入推進交付金 105,000 円]

#### ○ 目的

各年齢層に応じた交通安全教育や交通安全キャンペーン等(春、夏、秋、年末の交通安全運動等)による啓発活動を実施し、さらに民間交通安全活動団体の補助育成などによって交通事故の無い明るいまちづくりを推進するとともに市民の交通安全意識の高揚を図る。

#### ○ 内容

- ・取手地区交通安全協会負担金 1,338,000 円
- ・交通安全母の会補助金 230,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 74

### 2001 交通安全の施設整備に要する経費 7,761,000 円 (7,761,000 円)

[一財 7,761,000 円]

#### ○ 目的

交通危険箇所の視野を確保し道路交通の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

#### ○ 内容

- ・消耗品費(交通安全立看板等) 550,000 円
- ・修繕料(カーブミラー、区画線等) 3,404,000 円
- ・公共表示制作設置委託料 94,000 円
- ・道路反射鏡設置工事 2,315,000 円
- ・道路区画線工事 1,278,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 74

### 2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 49,327,000 円 (227,227,000 円)

[その他 20,108,000 円 一財 29,219,000 円]



＊ 特財積算根拠

[使用料:自転車駐車場使用料 17,814,000 円]

[使用料:バイク駐車場使用料 2,284,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 10,000 円]

○ 目的

自転車等の利用が多い駅周辺に自転車等駐車場を確保・維持管理することにより自転車等利用者の利便性の向上を図り、さらには路上放置自転車を無くし交通の円滑と安全を図る。

○ 内容

- ・印刷製本費 448,000 円
- ・自転車駐車場管理委託料 38,020,000 円
- ・自転車駐車場土地借上料 4,444,000 円

[担当:安全安心対策課] P. 75

2201 放置自転車対策に要する経費 6,783,000 円 (6,785,000 円)

[その他 103,000 円 一財 6,680,000 円]

＊ 特財積算根拠

[手数料:放置自転車移動保管手数料 100,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 3,000 円]

○ 目的

自転車放置整理区域に指定している取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- ・放置自転車移動作業委託料 1,296,000 円
- ・放置自転車処分委託料 92,000 円
- ・取手駅自転車放置整理区域監視委託料 3,294,000 円
- ・放置自転車撤去指導・保管場所管理業務委託料 886,000 円

[担当:安全安心対策課] P. 76

2301 交通安全推進指導隊に要する経費 2,404,000 円 (2,404,000 円)

[一財 2,404,000 円]

○ 目的

交通道德の普及と高揚を図り、交通事故を未然に防止して交通安全を確保するとともに市民の自主的交通安全活動を推進指導する。

○ 内容

- ・自転車安全利用の指導、助言活動
- ・通学路の安全点検
- ・花火大会、地区祭礼等での交通整理
- ・公的催事、地域の祭礼等での交通指導
- ・各交通安全運動期間中のキャンペーン、立哨活動

## 1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民協働課] P. 76

1001 市政協力員に要する経費 14,858,000 円 (14,869,000 円)

[一財 14,858,000 円]

### ○ 目的

地域と行政との連絡調整役として市政協力員を委嘱し、市民生活の利便と市政運営の円滑化を図るとともに、市政協力員としての見識を深めるために研修会を実施する。

### ○ 内容

- ・市政協力員報酬(市政協力員 83 名)
- ・功労者表彰記念品
- ・研修時経費

[担当：市民協働課] P. 76

1101 市補助金等検討委員会に要する経費 224,000 円 (224,000 円)

[一財 224,000 円]

### ○ 目的

市民による自発的な公益活動への支援を目的とした公募補助金制度により、申請のあった事業に対する書類審査及びヒアリングを通じて、事業の効果や補助対象事業としての可否等について審査を行い、市長に対して提言する。なお今年度の公募より補助内容の見直しを図り、市民の公益活動をより積極的に支援する。

また、新規の施策補助金についても、委員会において必要性の検討や審査を行い、効果的な交付に資する。

### ○ 内容

- ・委員会開催に伴う委員謝礼  
委員長 6,700 円×1 人×7 回、委員 6,300 円×4 人×7 回
- ・(参考)H30 年度実施一般公募補助対象事業

(単位：円)

団体名	事業名	事業内容	予算額	担当課
チャレンジの広場	チャレンジの広場事業	ボッチャ・スポーツ吹き矢などの障害者スポーツを通して、障害者と健常者が交流するイベントを開催する。	35,000	障害福祉課
手話サークル「あゆみ」	手話サークル「あゆみ」事業	手話を通じた聴覚障害者等への社会参加の呼びかけや会員の手話の習得と技術の向上を図る。	60,000	障害福祉課
取手合唱連盟	取手市内合唱団体の活動支援事業	取手市及び近隣地域の音楽情報提供並びに相互交流の場とした合同演奏会(ふれあいコンサート)を開催する。	130,000	文化芸術課
[新規]リングリング	ドラムサークル事業	輪(サークル)になって打楽器等を使って即興音楽を楽しみながら、コミュニケーションをはかる自由参加型のイベントを開催する。	38,000	文化芸術課

[担当：市民協働課] P. 77

2001 地区振興に要する経費 26,751,000 円 (27,360,000 円)

[その他 4,103,000 円 一財 22,648,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:認可地縁団体登録証明書交付手数料 3,000 円]

[諸収入:コミュニティ助成事業補助金 4,100,000 円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティづくりのための活動を積極的に支援し、地域の連帯感を深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・地域づくりアドバイザー謝礼  
市民が地域課題を自主的に解決していく仕組み「取手版地域自主組織」を検討するため、地域づくりの共通認識、情報・状況を共有し、意識づけの庁内研修を実施する。
- ・地区補助金の交付(75 地区)
- ・コミュニティ助成事業補助金(宝くじ一般コミュニティ助成事業。下萱場、谷中地区)

[担当：市民協働課] P. 77

2201 市民活動支援に要する経費 3,658,000 円 (4,056,000 円)

[その他 110,000 円 一財 3,548,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:コピー手数料 18,000 円]

[諸収入:印刷機使用料 92,000 円]

○ 目的

市民の自主的な社会貢献活動を促進するために、市民活動支援センターを拠点として相談業務や情報の収集・発信、活動場所の提供を行うとともに、市民活動に参加している方や興味のある方に、今後の活動に役立つ知識を学ぶ講座や講演会を開催し、市民の自主的な社会貢献活動を促進するための支援を行う。

また、市民との協働と住みよいまちづくりを推進するために、市が管理する公共施設等の里親制度登録団体に対して支援を行う。

○ 内容

- ・市民活動支援の講座及び講演会の開催
- ・市民活動団体の活動場所と情報の提供
- ・市民活動支援センターの管理運営
- ・里親登録団体への物品提供

[担当：市民協働課] P. 78

2301 地区集会所整備に要する経費 3,244,000 円 (8,780,000 円)

[一財 3,244,000 円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、

地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所整備事業補助金(5ヶ所)
- ・集会所維持事業補助金(5ヶ所)

(単位：円)

	事業名	集会所名	事業概要	補助金交付額
1	整備事業	栲木団地自治会館	外壁塗装、襖立て付け修繕、白蟻防除剤散布	475,000
2	整備事業	宮和田区民会館	外壁塗装	391,000
3	整備事業	中央タウン集会所	外壁塗装、屋根防水対策工事	1,000,000
4	整備事業	貝塚集会所	屋根・雨樋修繕	549,000
5	整備事業	酒詰生活改善集会所	外壁修繕	644,000
6	維持事業	酒詰生活改善集会所	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000
7	維持事業	永山会館	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	60,000
8	維持事業	戸頭団地賃貸住宅集会所	集会所の家賃に要する経費	60,000
9	維持事業	大日堂公民館(山王)	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	15,000
10	維持事業	台宿地区コミュニティセンター	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000
	計			3,244,000

1 総務管理費 11 災害対策費

[担当：安全安心対策課] P. 78

2101 防災訓練に要する経費 836,000円(836,000円)

[一財 836,000円]

○ 目的

取手市地域防災計画に基づき、防災関係機関や民間企業及び市民の協力・参加を得て総合的な防災訓練を行い、災害発生時における防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連帯体制の強化、並びに市民の防災意識の高揚を図り、災害時における対応力の向上を図る。

○ 内容

- ・総合防災訓練  
職員非常参集、災害対策本部設置、災害情報収集・報告、住民避難誘導、負傷者の救出救護等の訓練の実施

[担当：安全安心対策課・排水対策課] P. 78

2201 災害対策に要する経費 28,562,000円(32,467,000円)

[一財 28,562,000円]

○ 目的

災害時に備えた備蓄品等の準備及び発生時の応急対策処理等を行う。

○ 内容

・ 消耗品費(アルファ米、保存水、毛布等)	7,088,000 円
・ 通信運搬費(災害時優先携帯電話)	3,509,000 円
・ 印刷製本費(洪水ハザードマップ・業務継続計画)	2,371,000 円
・ 手数料(災害時協力井戸水質検査料・ハザードマップ折込み料)	418,000 円
・ 緊急排水ポンプ設置委託料	4,000,000 円
・ 利根川水系県南水防事務組合負担金	9,948,000 円
・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合負担金	40,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 79

**2301 防災施設等の整備に要する経費 21,519,000 円 (11,794,000 円)**

[地方債 9,400,000 円 その他 300,000 円 一財 11,819,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債:緊急防災・減災事業債 9,439,000 円×100%≒9,400,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 300,000 円]

○ 目的

災害時における災害情報収集、災害情報の伝達を迅速・正確に行うための機器整備を推進する。また、新たに被災者生活再建支援システム共同整備事業を行うことで、被災家屋の調査・判定方法の共通化や、罹災証明交付事務の IT 化・マニュアル化を図り、市町村間の応援・受援がしやすい環境を整備する

○ 内容

・ 修繕料(防災行政無線、全国瞬時警報システム改修等)	3,073,000 円
・ 通信運搬費(防災行政無線回線料等)	348,000 円
・ 防災行政無線保守点検委託料	4,800,000 円
・ 備品購入費(防災行政無線機器バッテリー)	4,911,000 円
・ 県防災情報ネットワークシステム負担金	68,000 円
・ 被災者生活再建支援システム共同整備事業負担金	7,424,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 80

**2401 自主防災組織に要する経費 8,860,000 円 (9,316,000 円)**

[一財 8,860,000 円]

○ 目的

市民の防災意識と地域防災力の向上を図り、災害時の被害の軽減を図る。

○ 内容

・ 災害時優先携帯電話	1,575,000 円
・ 防災士育成事業補助金	475,000 円
・ 自主防災組織運営補助金	6,360,000 円
・ 自主防災組織資機材補助金	450,000 円

[担当：社会福祉課] P. 80

2506 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う応急処理経費 2,838,000 円  
(3,201,000 円)

[国・県 338,000 円 地方債 2,500,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補:被災住宅復興支援事業補助金 338,000 円]

[市債:災害援護資金貸付債 2,500,000 円]

○ 目的

災害救助法が適用された区域内において、東日本大震災の被害からの生活の立て直しのための資金の貸付け、住宅の補修費用を金融機関等から借り入れた場合の利子を補助することで生活再建の負担軽減を図る。

○ 内容

- 1 東日本大震災で住居等が被災した市民が、民間金融機関等から借入れ(補助対象借入上限額、家屋補修等 640 万円、土地改良 390 万円)をして、住宅の補修等を行う場合、利子の 1%(借入利子が 1%以内の場合、実質借入利子分)を補助し、負担軽減を図る。
  - ・継続(5 件)・新規分(2 件) 338,000 円
- 2 東日本大震災被災者で、住居等が半壊以上の被災を受けた市民に、生活立て直しのための資金を貸し付ける。据置期間 6 年、償還期間 13 年(据置期間を含む)利率 1.5%(保証人がいる場合は無利子)。
  - ・住宅の半壊(1 件) 2,500,000 円

[担当：社会福祉課] P. 81

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費 6,867,000 円  
(8,110,000 円)

[国・県 5,772,000 円 一財 1,095,000 円]

\* 特財積算根拠

[県負:東日本大震災に係る災害救助費負担金 5,772,000 円]

○ 目的

東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者に対して、市が民間住宅を借上げ、応急仮設住宅として貸与する。

○ 内容

避難者対応応急住宅借上げに伴う家賃及び共益費並びに必要な経費

- ・実避難世帯(10 世帯分) 6,571,200 円
- ・平成 30 年度契約更新事務手数料(10 世帯分) 295,704 円

[担当：下表のとおり] P. 81

2510 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う放射線対策経費 5,288,000 円  
(5,546,000 円)

[一財 5,288,000 円]

(単位：円)

事業項目	担当課	目的・内容	事業費
保育所給食食材 残留放射線検査	子育て 支援課	給食の安全・安心を確保することを目的とし、児童に提供する給食食材の安全性を確認するため、市内保育所(園)の給食食材の放射性物質検査を実施する。	140,000
公園草枝処分 委託	水とみどりの課	公園の維持管理にて発生した枝葉の処分が、放射性物質の影響により常総環境センターにおいて処分ができなくなったため、処分を業者に委託する。	5,000,000
公立学校給食食材 残留放射線検査	学務給食課	給食の安全・安心を確保することを目的とし、子どもたちに提供する給食食材の安全性を確認するため、食材の放射性物質検査を実施する。	148,000

## 1 総務管理費 12 国民保護対策費

[担当：安全安心対策課] P. 81

2001 国民保護対策に要する経費 99,000 円 (99,000 円)

[一財 99,000 円]

### ○ 目的

国民保護法に基づき取手市国民保護協議会を設置し、国民(取手市民)の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。

### ○ 内容

国民保護協議会委員の報酬及び旅費

## 1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当：市民協働課] P. 82

1001 男女共同参画審議会に要する経費 89,000 円 (89,000 円)

[一財 89,000 円]

### ○ 目的

本市における男女共同参画社会推進のための市長の諮問に応じ調査審議するほか、市長に建議する。

### ○ 内容

委員 7 名の報酬 委員長 6,700 円×1 人×2 回、委員 6,300 円×6 人×2 回

[担当：市民協働課] P. 82

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 1,165,000 円 (1,688,000 円)

[その他 11,000 円 一財 1,154,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：第三次取手市男女共同参画計画書売却代 11,000 円]

○ 目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において一人ひとりがお互いの人権を尊重し個性と能力を十分に生かしきれぬ男女共同参画社会をめざし、意識の啓発と環境の整備、政策方針決定の場への女性の参画促進のための施策を、市、市民及び事業者が実施する。

○ 内容

今年度は「男性に向けてのアプローチ」男性の意識改革の重要性をテーマに設定し、各事業を展開していく。

[意識の改革事業]

- ・男女共同参画情報紙の発行、折込み、編集員謝礼 845,000 円
- ・研修等参加旅費 8,000 円
- ・男女共同参画誌購読料 5,000 円

[啓発・人材育成事業]

- ・男女共同参画地域推進委託料(男女共同参画に熱意のある市民が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する) 300,000 円

[相談事業]

- ・男女共同参画苦情処理員報酬 7,000 円  
(市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申し出に対応する)

## 1 総務管理費 15 諸費

[担当：総務課] P. 83

### 2001 非核平和推進関係経費 108,000 円 (108,000 円)

[その他 108,000 円]

\* 特財積算根拠

[財産収入：平和基金利子 1,000 円]

[寄附金：平和基金寄附金 100,000 円]

[諸収入：戦争体験記売却代 6,000 円]

[諸収入：送料個人負担分 1,000 円]

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えるとともに、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

- (1) 通信運搬費 4,000 円 原爆パネル借用のための送料
- (2) 平和基金積立金 103,000 円  
募金箱を市内金融機関等 27 ヶ所に設置し、募金活動を行う。

[担当：総務課] P. 84

### 2101 地域改善対策に要する経費 1,069,000 円 (1,069,000 円)

[一財 1,069,000 円]

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。



○ 内容

- (1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円
- (2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円
- (3) 人権・同和問題研修会等への参加経費 交通費・宿泊費 77,200 円、資料代 202,000 円
- (4) 機関紙購読料 105,248 円

[担当：政策推進課] P. 84

2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 1,098,200,000 円 (1,143,792,000 円)

[一財 1,098,200,000 円]

○ 目的

近隣自治体において、広域的に共同で処理することで、より効率化できる業務を一部事務組合で行っている。常総地方広域市町村圏事務組合を組織し、下記の業務について、4市(取手市・常総市・守谷市・つくばみらい市)で共同処理するものである。

○ 内容

共同処理している業務

- ・ ごみ処理に関する業務
- ・ 総合運動公園に関する業務
- ・ 地域交流センターに関する業務
- ・ 障害者支援施設に関する業務
- ・ 総合防災センターに関する業務
- ・ 職員の共同研修に関する業務

## 2 徴税費 2 賦課徴収費

[担当：課税課] P. 86

0501 市民税等賦課に要する経費 32,915,000 円 (31,764,000 円)

[その他 31,000 円 一財 32,884,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：課税証明書 16,000 円]

[諸収入：ナンバー弁償金 1,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000 円]

○ 目的

申告方法の多様化による利便性の向上と申告会場の混雑緩和による市民サービスの向上を図り、安定的な財源の確保を目的とする。

○ 内容

- ・ 申告受付業務委託料 5,184,000 円

申告データ入力・申告書作成補助者を派遣会社に委託することにより、監督者及び総合案内を増員し、申告者を類型化してあらかじめ必要な書類の作成を指導し、データ入力や申告書作成の効率化を図ることで、申告者の待ち時間を短縮する。

[担当：納税課] P. 88

0701 徴収事務に要する経費 40,655,000円(37,396,000円)

[その他 2,550,000円 一財 38,105,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:市税督促手数料 2,550,000円]

(1)市税のコンビニ収納に要する経費 4,489,000円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、コンビニエンスストアの店舗(一部を除く)から納付できる。納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。

(2)クレジットカード収納に要する経費 983,000円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、パソコン・スマートフォンを利用して、クレジットカード(ビザ、マスター、JCB、アメリカン・エキスプレス、ダイナース)で納付することができる。

(3)公金収納情報データ処理委託に要する経費 7,181,000円

○ 目的

収納率向上のため、納税者からの照会等に対する迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

市税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書(紙ベース)を、OCR読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

(4)茨城租税債権管理機構負担金 20,270,000円

○ 目的

滞納者及び収入未済額の縮減を図り、収納率の向上に努める。

○ 内容

市において、徴収困難な滞納事案を積極的に移管する。

[担当：課税課] P. 89

2001 資産評価システムに要する経費 30,764,000円(23,580,000円)

[一財 30,764,000円]

○ 目的

固定資産の課税客体をより正確に把握することにより、課税内容の適正化、均衡化を図る。

○ 内容

固定資産評価課税事務に利用している地図情報システムのデータを利用して、分筆や合筆等の土地の異動に伴う画地データを更新している。さらに、適正な評価額を算出するために住宅用地検証業務、時点修正検証業務を行い誤課税防止を図っている。また、航空写真の活用による現況確認業務を行い評価対象となる土地及び家屋の利用状況を把握し、適正な評価と課税を行う。

- ・固定資産評価システム業務委託料 25,812,000 円
- ・固定資産評価用航空写真撮影業務委託料 4,193,000 円
- ・土地評価システム用パソコン等使用料 759,000 円

[担当：課税課] P. 89

2101 不動産評価鑑定に要する経費 1,762,000 円 (1,762,000 円)

[一財 1,762,000 円]

○ 目的

固定資産税の賦課時における、適正な評価額を得る。

○ 内容

固定資産税の評価額を算出するため、下落修正率の算定において、市内 570 地点 (3 工区) の 3 か年分 (平成 29 年度～平成 31 年度) を同一の不動産鑑定士に業務委託している。今年度においては平成 30 年 7 月 1 日時点での下落修正率の算定業務を行う。

### 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P. 90

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 24,748,000 円 (25,346,000 円)

[国・県 1,570,000 円 その他 21,874,000 円 一財 1,304,000 円]

\* 特財積算根拠

[国委: 中長期在留者住居地届出等事務委託金 1,471,000 円]

[国委: 日雇健康保険事務委託金 4,000 円]

[県委: 人口動態調査事務委託金 95,000 円]

[手数料: 総務手数料 8,808,000 円]

[手数料: 戸籍住民登録手数料 13,039,000 円]

[諸収入: 日雇健康保険事務委託金 27,000 円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付について、戸籍システムのリースにより、事務処理の正確性や迅速性をさらに高め、また 4 箇所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・戸籍総合システムの機器一式及びソフトに要する経費
- ・住民基本台帳ネットワークシステムのリースに要する経費
- ・記載事項証明の編集発行や山王郵便局での住民票等の交付に必要な窓口証明発行機をリースする経費
- ・自動交付機撤去工事費 (取手・藤代庁舎各 1 台)

<戸籍・住民票等の手数料件数>

(1)総務手数料 11,704,500円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
印 鑑 登 録	300	3,900	1,170,000
印 鑑 登 録 証 明 ( 窓 口 交 付 分 )	300	31,000	9,300,000
印 鑑 登 録 証 明 ( コンビニ交 付 分 )	200	1,200	240,000
仮 ナ ン バ ー	750	650	487,500
そ の 他 の 証 明	300	110	33,000
個 人 番 号 カ ー ド	800	30	24,000
通 知 カ ー ド	500	900	450,000

(2)戸籍住民登録手数料 28,743,150円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
戸 籍 謄 本	450	12,000	5,400,000
戸 籍 抄 本	450	3,600	1,620,000
除 原 謄 抄 本	750	6,000	4,500,000
受 理 証 明 書 他	350 1,400	330 6	115,500 8,400
戸 籍 記 載 事 項 証 明	350	45	15,750
住 民 票 の 写 し ( 窓 口 交 付 分 )	300	51,500	15,450,000
住 民 票 の 写 し ( コンビニ交 付 分 )	200	1,200	240,000
住 民 票 の 写 し ( 広 域 住 民 票 )	300	45	13,500
住 基 閲 覧	4,000	30	120,000
戸 籍 附 票	300	1,400	420,000
住 基 記 載 事 項 証 明	300	1,700	510,000
身 分 証 明	300	1,100	330,000

[担当：取手支所] P.91

0601 支所事務に要する経費 7,790,000円 (6,719,000円)

[その他 811,000円 一財 6,979,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 800,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000円]

○ 目的

市内東部及び取手駅周辺等の住民を対象に戸籍・住基関係の届出、住民票・印鑑証明書等各種証明書の交付、国民健康保険・国民年金の資格得喪届、児童手当・医療福祉費等支給申

請、各種税・手数料等の収納その他、広範な窓口業務を取り扱っている。また、市の行事や観光・地理の案内等も行い、地域住民の利便に供している。

市内西部においては、戸頭公民館内に戸頭窓口を設置し、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明書及び各種税証明等の発行業務を行い、市民サービスの向上を図っている。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ オンライン端末機使用料
- ・ 保守点検委託料
- ・ 戸頭窓口エアコン交換工事請負費

**[担当：取手支所] P. 92**

**0701 取手駅前窓口事務に要する経費 10,048,000 円 (9,804,000 円)**

[一財 10,048,000 円]

○ 目的

取手駅利用の通勤・通学者の方々の利便向上を目指し、業務時間を午前 10 時から午後 7 時までとし、土・日・祝日においても業務を行う。毎月第 3 水曜日及び年末年始の定休日を除き、戸籍謄抄本、住民票及び印鑑証明書等各種証明書の交付並びに各種税及び手数料の収納並びに図書の出借業務も行っている。

取手駅前窓口は、平成 29 年 3 月 1 日からリボンとりでビル 3 階へ移転し、今後も、多様化する市民のニーズやライフスタイルに対応するとともに、なお一層の市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・ 一般職非常勤報酬
- ・ 機械警備委託料
- ・ 駅前窓口借上料
- ・ 光熱水費
- ・ 公用車リース料

**[担当：市民課] P. 92**

**2101 郵便局による諸証明発行に要する経費 442,000 円 (442,000 円)**

[その他 442,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:戸籍住民登録手数料 442,000 円]

○ 目的

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、山王支所の廃止の代替施設として平成 15 年 12 月に藤代山王郵便局において各種証明書の発行業務を実施している。

○ 内容

1. 以下の請求の受付及び交付事務(本人請求に係わるもの)
  - ・ 戸籍の謄本・抄本(除籍も含む)
  - ・ 納税証明及び所得証明
  - ・ 住民票の写し
  - ・ 戸籍附票の写し
  - ・ 印鑑登録証明
2. 取扱日及び時間  
土・日曜日・祝日及び 12/29～1/3 を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで
3. 主な経費の内訳

郵便局での申請・交付業務に必要な窓口証明発行機をリースする経費、窓口証明発行機の保守点検委託料、郵便局の取扱手数料及び電話回線使用料などである。

[担当：市民課] P. 93

2201 個人番号事務に要する経費 36,731,000円 (36,236,000円)

[国・県 27,221,000円 その他 507,000円 一財 9,003,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:個人番号カード交付事業費補助金 21,503,000円]

[国補:個人番号カード交付事務費補助金 5,718,000円]

[手数料:総務手数料 474,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 33,000円]

○ 目的

各機関において分散管理されている個人情報をつなぐ役目と、国や地方公共団体等における情報連携等のメリットのために、平成27年10月5日から個人番号(マイナンバー)制度が実施され、それに伴う個人番号カードの作成業務等を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に一括業務委託し、市民課・藤代総合窓口課において個人番号カードの交付事務等を行う。

○ 内容

- ・個人番号カード発行業務に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への関連事務委任交付金
- ・個人番号カード発行業務に伴う一般職非常勤職員の報酬等
- ・個人番号カード交付時に使用する顔認証用機器の使用料
- ・個人番号カードプリンター使用料

[担当：市民課] P. 94

2401 旅券事務に要する経費 4,079,000円 (4,083,000円)

[その他 10,000円 一財 4,069,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:雇用保険料本人負担分 10,000円]

○ 目的

旅券(パスポート)事務が県から市町村に権限委譲となり業務を行なっている。月曜日から金曜日に申請及び交付業務を行い、さらに旅券の交付は本人交付の原則から、日曜日の午前中も交付業務を行うことで市民サービスの向上を図る。

○ 内容

旅券(パスポート)の申請受付、審査及び交付事務を行う。

窓口開設日時：月曜から金曜日 午前9時から午後4時45分まで

日曜日(交付のみ) 午前9時から正午まで

[担当：市民課] P. 94

2501 コンビニ交付に要する経費 2,976,000円 (2,976,000円)

[その他 493,000円 一財 2,483,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:総務手数料 240,000円]

[手数料:戸籍住民登録手数料 253,000円]

○ 目的

平成27年10月から個人番号(マイナンバー)制度が開始されたことに伴い、申請者に個人番号カード(マイナンバーカード)の交付が開始された。平成28年7月より個人番号カードを持っていれば、特段の手続きなしで、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セイコーマート、平成29年6月よりミニストップで住民票、印鑑証明等の発行が可能となった。発行可能時間も土日祝日含む(12月29日から1月3日を除く)すべての日の午前6時30分から午後11時まで発行可能となり、利便性が向上するとともに窓口待ち時間の縮減や窓口業務の軽減が図れる。

○ 内容

- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への手数料
- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への運営負担金

### 3 戸籍住民基本台帳費 2 住居表示費

[担当:市民課] P.95

2001 住居表示に要する経費 97,000円(60,000円)

[一財 97,000円]

○ 目的

住居表示区域に係る町名、街区及び住居番号の表示並びに住居表示台帳の維持管理

○ 内容

- ・住居表示区域内における建物の新築(新設)及び増改築に係る住居番号の設定並びに住居表示台帳の更新
- ・住居表示用プレート板購入

### 4 選挙費 1 選挙管理委員会費

[担当:総務課] P.95

0501 選挙管理委員会に要する経費 503,000円(503,000円)

[国・県 18,000円 一財 485,000円]

\* 特財積算根拠

[国委:在外選挙委託金 18,000円]

○ 目的

選挙管理委員会事務の公正・適正な執行を図る。

○ 内容

- |  |          |
|--|----------|
| (1) 選挙管理委員会開催経費                        | 342,000円 |
| 開催に伴う委員報酬(10回分 委員長報酬@9,000 委員報酬@8,400) |          |
| (2) 選挙関係書誌購読料及び参考図書購入                  | 15,468円  |
| (3) 選挙啓発ポスターコンクール応募者記念品                | 22,500円  |

- (4) 全国市区選挙管理委員会連合会分担金 38,000 円
- (5) 全国市区選挙管理委員会連合会関東支部分担金 13,500 円

#### 4 選挙費 2 諸選挙費

[担当：総務課] P.96

3501 茨城県議会議員一般選挙に要する経費 38,587,000 円 (0 円)

[国・県 38,142,000 円 一財 445,000 円]

\* 特財積算根拠

[県委：茨城県議会議員一般選挙費委託金 38,142,000 円]

○ 目的

茨城県議会議員一般選挙の執行。

○ 内容

茨城県議会議員一般選挙に要する経費である。

平成 31 年 1 月 7 日の任期満了により執行される予定である。

#### 5 統計調査費 1 統計調査総務費

[担当：政策推進課] P.99

0501 統計事務に要する経費 160,000 円 (160,000 円)

[その他 3,000 円 一財 157,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：統計とりで売却代 1,000 円]

[諸収入：県民手帳頒布手数料 2,000 円]

○ 目的

情報化社会における統計の重要性を深く認識し、統計教育の推進と、統計思想の普及向上を図る。

○ 内容

(1) 統計グラフコンクールの実施

(2) 県統計協会への参画

#### 5 統計調査費 2 諸統計調査費

[担当：政策推進課] P.100

2701 住宅・土地統計調査に要する経費 5,489,000 円 (0 円)

[国・県 5,489,000 円]

\* 特財積算根拠

[県委：住宅・土地統計調査 5,489,000 円]

○ 目的

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態を調査するとともに、現住居以外の住宅や土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、現状と推移を明らかにすることを目的としている。

○ 内容

(1) 期日 平成 30 年 10 月 1 日

(2) 指導員数 12 名、調査員数 66 名



### 3 民生費

#### 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 105

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 127,412,000 円 (125,026,000 円)

[一財 127,412,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金 127,412,000 円

取手市社会福祉協議会本所運営経費	78,867,000 円
藤代支所運営経費	20,746,000 円
在宅福祉サービス運営事業	868,000 円
ボランティア支援センター運営事業	814,000 円
成年後見事業	7,731,000 円
ヘルパーステーション運営事業	18,386,000 円

[担当：社会福祉課] P. 105

2201 民生委員に要する経費 17,612,000 円 (17,612,000 円)

[国・県 25,000 円 一財 17,587,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 25,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 187 人(内、主任児童委員 15 人)

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×187 人=17,447,100 円

[担当：社会福祉課] P. 105

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,522,000 円 (1,423,000 円)

[国・県 832,000 円 一財 690,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 832,000 円]

○ 目的

行旅病人等の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人(1 体分)及び墓地埋葬法第 9 条対応死亡人(3 体分)に係る諸費用

@200,400 円×4 体=801,600 円

墓地埋葬法第 9 条死体火葬料(3 体分)

@10,000 円×3 体= 30,000 円

無縁墓地管理経費(通常)	189,108 円
無縁墓地管理経費(臨時・無縁仏遺骨埋葬経費)	500,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000 円 (538,000 円)

[一財 12,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

2年に1度、市主催で戦没者追悼式を開催している。今年度は開催年ではないので、視察に随行するための普通旅費のみを計上。

[担当：社会福祉課] P.106

2501 更生保護に要する経費 756,000 円 (756,000 円)

[一財 756,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

・ 取手地区保護司会負担金	275,500 円
・ 県更生保護協会負担金	81,223 円
・ 更生保護女性会補助金	98,000 円
・ 取手地区保護司会取手支部補助金	300,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2801 地域福祉計画策定事業に要する経費 36,000 円 (0 円)

[一財 36,000 円]

○ 目的

取手市地域福祉計画について、第2期計画(平成28～31年度)の策定委員に対し、計画の進捗状況を報告する。来年度の評価実施に向け、協議・検討を行う。

○ 内容

取手市地域福祉計画策定委員謝礼 36,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 7,917,000 円 (9,173,000 円)

[国・県 5,736,000 円 一財 2,181,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 5,736,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきい

きとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・ 支援給付金の給付 7,648,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。国負担率 3/4

[担当：障害福祉課] P. 107

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 17,320,000 円 (16,024,000 円)

[一財 17,320,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病(平成 29 年 4 月から適用疾病 330 種類)の療養者で、継続的に入院・通院している方を対象に見舞金(年額 20,000 円)を支給する。

- ・ 扶助費 @20,000 円×866 人=17,320,000 円

[担当：健康づくり推進課] P. 107

3401 健康づくり推進事業に関する経費 10,909,000 円 (11,680,000 円)

[その他 2,621,000 円 一財 8,288,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,500,000 円]

[諸収入：健康づくり推進事業個人負担金 100,000 円]

[諸収入：食育料理イベント個人負担金 21,000 円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していく。

○ 内容

- ・ 講師謝礼 200,000 円

健康づくり、幸せづくりの推進を図るための講師謝礼。

- ・ 歩数イベント賞品代 20,000 円

健康づくり推進事業において、歩数イベントを開催し、その上位者への賞品代。

- ・ 旅費 518,000 円

先進地視察、スマートウェルネスシティ首長研究会への出席、健康づくり施策会議や研修への参加等。

- ・ 消耗品費 723,000 円

健康づくり推進事業で使用する活動量計の購入や歩数イベントの参加賞として配布する健康づくり啓発品の作成を行う。また食育料理イベントに必要な消耗品や材料を購入する。

- ・印刷製本費 1,595,000 円  
「スマートウェルネスとりで」を広く周知するためのパンフレット、小学校に就学する児童及び保育所・園、幼稚園、小学校、公共施設に配布し、食育の推進を図るための食育カレンダー、健康づくりメニューの普及を図るための案内チラシを作成する。
- ・通信運搬費 13,000 円  
パンフレットの郵送料。
- ・手数料 196,000 円  
パンフレット新聞折込手数料等。
- ・健康づくり講演会委託料 756,000 円  
健康づくりを進めるための講演会開催委託料。
- ・食育推進事業委託料 972,000 円  
市内飲食店において健康づくりメニューを作成するための、メニュー監修業務委託料。
- ・健康づくり推進事業委託料 3,021,000 円  
活動量計を活用した健康づくり事業を実施するための業務委託料。
- ・ヘルスロード案内看板設置委託料 2,567,000 円  
ヘルスロードのコース案内の看板設置委託料。
- ・負担金 328,000 円  
ウエルネスマネジメント研修会の1名分の参加負担金。

[担当：健康づくり推進課] P. 108

3402 チャレンジデー事業に関する経費 800,000 円 (0 円)

[一財 800,000 円]

○ 目的

公益財団法人笹川スポーツ財団が主催する住民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」への参加を通して、市民の健康づくり、地域におけるスポーツの振興及びコミュニティづくりを推進する。

○ 内容

- ・チャレンジデー実行委員会委託料 800,000 円

平成30年5月30日に開催されるチャレンジデーの実施事務を実行委員会に委託する。

※チャレンジデーとは

毎年5月の最終水曜日に、人口規模がほぼ同じ自治体で、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して運動やスポーツを行った住民の「参加率(%)」を競い合い、敗れた場合は、対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインホールに1週間掲揚するというユニークなルールによって行われる住民総参加型のスポーツイベント。

[担当：健康づくり推進課] P. 108

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 134,742,000 円 (134,784,000 円)

[一財 134,742,000 円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウエ

ルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- ・火災保険料 59,000 円  
取手ウェルネスプラザ及びウェルネスステージに係る火災保険料。
- ・ウェルネスプラザ指定管理料 131,706,000 円  
取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。  
指定管理期間は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日。
- ・トレーニングマシン使用料 817,000 円  
健康運動教室に使用する e-wellness システム用エアロバイク使用料。
- ・土地借上料 2,160,000 円  
取手ウェルネスプラザ第 3 駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P. 108

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 24,309,000 円 (21,420,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 10,434,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円]

○ 目的

平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率 3/4(人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員(主任相談支援員 1 名・相談支援員 1 名・就労支援員 1 名)

委託費内訳

- ・人件費 21,668,000 円
- ・事業費 455,000 円
- ・事務費 440,000 円
- ・消費税分 1,746,000 円

[担当：社会福祉課] P. 109

4401 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費 425,000 円 (638,000 円)

[国・県 318,000 円 一財 107,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住宅確保給付費負担金 425,000 円×3/4≒318,000 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある

者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住宅確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円

複数世帯 42,000 円から

[担当：社会福祉課] P. 109

4501 むくもり学習支援事業に要する経費 1,478,000 円 (1,439,000 円)

[国・県 739,000 円 一財 739,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：むくもり学習支援事業費補助金 1,478,000 円×1/2=739,000 円]

○ 目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

- ・ 講師謝礼(定例) 5,000 円×3 名×36 回=540,000 円
- ・ 講師謝礼(臨時) 5,000 円×1 名× 5 回= 25,000 円
- ・ 事務費等 110,000 円
- ・ 人件費 738,000 円
- ・ 消費税 65,000 円

## 1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 109

0501 障害福祉事務に要する経費 546,000 円 (1,064,000 円)

[一財 546,000 円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

・ 報償費

身体障害者相談員は身体障害者のうちから、知的障害者相談員は知的障害者の保護者に委嘱する。

身体障害者相談員謝礼 @20,000 円×5 人=100,000 円

知的障害者相談員謝礼 @20,000 円×2 人= 40,000 円

・ 委託料

職員健康診断委託料 69,000 円 (B 型肝炎検査 2 人、結核検査 2 人)

個別相談、家庭訪問など様々な方と接触する機会の多い職員が、B 型肝炎及び結核

に感染する危険を防止するために予防接種と検査を実施する。

・補助金

障害者を支援する団体に団体活動費を補助し、障害者の福祉の増進を図る。

取手市身体障害者福祉協議会補助金	72,000 円
手話サークル「あゆみ」補助金(一般公募補助対象事業)	60,000 円
チャレンジの広場補助金(一般公募補助対象事業)	35,000 円

[担当：障害福祉課] P. 110

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,455,000 円 (1,455,000 円)

[一財 1,455,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために要した診断書料の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

診断書料のうち消費税額を除いた額の 1/2 で 5,000 円を上限に助成する。

@2,910 円×500 件=1,455,000 円

[担当：障害福祉課] P. 110

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,677,000 円 (5,753,000 円)

[一財 5,677,000 円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は 1 回の利用につき 700 円を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年 60 回限度

・その他の者 年 36 回限度

タクシー利用券印刷代 @500 円×420 冊×1.08= 226,800 円

タクシー利用料金助成 @728 円×545 枚×12 月=4,761,120 円

移送団体利用料金助成 @700 円× 82 枚×12 月= 688,800 円

[担当：障害福祉課] P. 110

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,263,000 円 (1,309,000 円)

[一財 1,263,000 円]

○ 目的

18 歳以上の在宅の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパッ

ト)4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

・扶助費

4月支給分 @10,700円×28人×1回=299,600円

7月・10月・1月支給分 @10,700円×30人×3回=963,000円

[担当：障害福祉課] P.110

2401 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 4,747,000円(4,747,000円)

[一財 4,747,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害児(者)及び付添人が、障害者福祉施設又は学校等に通うために要する交通費、燃料費の一部を助成し、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

月額5,000円を限度に、年3回(8月・12月・4月)助成する。

<内訳>

・身体障害者	@24,500円×16人=	392,000円
・精神障害者	@38,500円×92人=	3,542,000円
・知的障害者	@38,000円×19人=	722,000円
・児童療育	@7,000円×13人=	91,000円
・合計		4,747,000円

[担当：障害福祉課] P.111

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

66,115,000円(29,475,000円)

[国・県 490,000円 地方債 27,200,000円 その他 6,800,000円 一財 31,625,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 327,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 163,000円]

[市債：障害者福祉センターつつじ園施設整備事業債 34,000,000円×80%=27,200,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 6,800,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から平成33年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料 32,098,000円



内訳) 障害福祉サービス等	25,652,000 円
地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援)	1,091,000 円
" 地域活動支援センター事業	5,355,000 円
・火災保険料	17,000 円
・工事請負費	
空調設備改修工事	34,000,000 円

旧館は平成 8 年に建設され空調設備も 21 年を経過しており、改修工事を行う。

[担当：障害福祉課] P. 111

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

4,081,000 円 (29,390,000 円)

[その他 960,000 円 一財 3,121,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 700,000 円]

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 260,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に自立訓練(生活訓練)就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 30 年度から平成 33 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターふじしろ指定管理料 3,315,000 円

・火災保険料 16,000 円

・工事請負費

門扉改修工事 750,000 円

[担当：障害福祉課] P. 111

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

21,367,000 円 (23,114,000 円)

[国・県 1,350,000 円 その他 500,000 円 一財 19,517,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 900,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 450,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 500,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に身体障害者対象)の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 30 年度から平成 33 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターあけぼの指定管理料	20,753,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	11,753,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業	9,000,000 円

・修繕料

床材張替	614,000 円
廊下、食堂のカーペットの張替、障害者用トイレの床面のタイル、シーートの張替	

[担当：障害福祉課] P.111

3001 障害者福祉計画策定に要する経費 362,000 円 (0 円)

[一財 362,000 円]

○ 目的

障害者福祉計画(平成 31 年度から平成 35 年度)策定に伴い、障害者に関する施策全般にわたり取り組むべき方向性について検討するために、障害者福祉計画策定委員会を設置する。

○ 内容

- ・障害者福祉計画策定委員会委員謝礼 @2,000 円×18 人×4 回=144,000 円
- ・障害者福祉計画アンケート用消耗品等 39,000 円
- ・アンケートに係る郵便料 179,000 円

[担当：障害福祉課] P.112

3201 特別障害者援護に要する経費 20,610,000 円 (22,269,000 円)

[国・県 15,447,000 円 一財 5,163,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 20,597,000 円×3/4=15,447,000 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護(児童にあつては常時の介護)を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・特別障害者手当 @26,810 円×39 人×12 月=12,547,080 円
- ・障害児福祉手当 @14,580 円×40 人×12 月= 6,998,400 円
- ・福祉手当(経過措置) @14,580 円× 6 人×12 月= 1,049,760 円  
年 4 回支給  
5 月(2~4 月分)、8 月(5~7 月分)、11 月(8~10 月分)、2 月(11~1 月分)に支給
- ・通信運搬費 13,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

3301 介護給付費等に関する経費 1,390,925,000円 (1,296,023,000円)

[国・県 1,039,875,000円 一財 351,050,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,386,500,000円×1/2=693,250,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,386,500,000円×1/4=346,625,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害者給付審査会委員報酬	1,127,000円	
会長	@17,000円×1人×7回=	119,000円
委員	@16,000円×9人×7回=	1,008,000円
・ 障害者給付審査会委員費用弁償	56,000円	
・ 扶助費(自立支援給付費)	1,386,500,000円	
介護給付費	770,857,288円	
居宅介護	(60,914,905円)	100人
行動援護	(2,253,028円)	2人
重度訪問介護	(56,741円)	2人
同行援護	(3,248,351円)	7人
療養介護	(11,987,366円)	4人
生活介護	(526,553,608円)	234人
短期入所	(14,847,771円)	21人
施設入所支援	(150,995,517円)	111人
訓練等給付費	575,369,227円	
共同生活援助	(115,901,926円)	83人
宿泊型自立訓練	(2,600,235円)	2人
自立訓練(機能)	(2,062,453円)	3人
自立訓練(生活)	(37,330,965円)	22人
就労移行支援	(71,109,545円)	31人
就労継続支援A型	(88,879,651円)	59人
就労継続支援B型	(257,484,452円)	168人
計画相談支援給付費	21,425,155円	
特定障害者特別給付費	18,848,330円	
・ 消耗品費	222,000円	
・ 印刷製本費	35,000円	
・ 通信運搬費	32,000円	
・ 自立支援システム使用料	78,000円	
・ 請求審査サポートソフト使用料	778,000円	

- ・ 給付審査会医師意見書文書料 920,340 円 (新規者・継続者 180 人分)
- ・ 国保連支払審査手数料 1,176,000 円

[担当：障害福祉課] P.113

3302 自立支援医療に関する経費 56,447,000 円 (42,783,000 円)

[国・県 42,313,000 円 一財 14,134,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療	51,036,000 円×1/2=	25,518,000 円
育成医療	1,020,000 円×1/2=	510,000 円
療養介護医療費	4,362,000 円×1/2=	2,181,000 円]
[県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療	51,036,000 円×1/4=	12,759,000 円
育成医療	1,020,000 円×1/4=	255,000 円
療養介護医療費	4,362,000 円×1/4=	1,090,000 円]

○ 目的

更生医療 身体障害者(身体障害者手帳所持者)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

育成医療 18歳未満の障害児(身体に障害のある方に限る)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

- ・ 更生医療給付費 51,036,000 円
 

内訳) 生保透析者	@280,000 円×11 人×12 月=	36,960,000 円
生保免疫者	@280,000 円× 2 人×12 月=	6,720,000 円
一般透析者	@32,000 円 ×1 人×12 月=	384,000 円
一般免疫者	@40,000 円 ×9 人×12 月=	4,320,000 円
一般肝臓・腎臓免疫者	@29,000 円 ×5 人×12 月=	1,740,000 円
一般肢体	@456,000 円×2 人 =	912,000 円
- ・ 育成医療給付費 1,020,000 円
 

内訳) 肢体不自由	@132,000 円×2 人 =	264,000 円
咀嚼機能障害	@5,000 円×5 人×12 月=	300,000 円
心臓機能障害	@180,000 円×2 人 =	360,000 円
肝臓機能障害	@8,000 円×1 人×12 月=	96,000 円
- ・ 療養介護医療費 4,362,000 円
 

重度障害者療養介護分	@72,700 円× 5 人×12 月 =	4,362,000 円
------------	-----------------------	-------------
- ・ 審査支払手数料 29,000 円

[担当：障害福祉課] P. 113

**3303 補装具費に関する経費 18,000,000円 (16,000,000円)**

[国・県 13,500,000円 一財 4,500,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 18,000,000円×1/2=9,000,000円]

[県負：自立支援補装具費負担金 18,000,000円×1/4=4,500,000円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費 18,000,000円

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P. 113

**3304 地域生活支援事業に関する経費 57,843,000円 (51,411,000円)**

[国・県 24,591,000円 一財 33,252,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 16,394,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 8,197,000円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼 @2,000円×25人×4回=200,000円

自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

〈手数料〉

・成年後見制度利用支援事業(市長による後見開始の審判の申立)

申立鑑定料 @100,000円×1人×1.08=108,000円

申立診断書 @10,000円×1人×1.08=10,800円

申立収入印紙、連絡用切手代 8,000円

〈委託料〉

・意思疎通支援事業委託料 488,000円

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

@28,400円×12月=340,800円

通訳者派遣事務費

@1,500円×5件×12月=90,000円

交通費

@1,587円×3件×12月=57,132円

・精神障害者家族等相談員事業委託料

精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。

精神障害者家族等相談員事業委託料 @20,000円×3人=60,000円

・地域活動支援センター事業委託料

4,560,535円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施すると共に医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。

(委託先)地域活動支援センターI型「いなしきハートフルセンター」

竜ヶ崎保健所管内の5市2町(守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町)で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。

・生活支援(生活訓練等)事業委託料

159,200円

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。

(委託先)地域活動支援センター クローバ柏 平成29年度実績見込額 159,200円

〈負担金、補助及び交付金〉

・地域身体障害者スポーツ大会負担金

60,000円

6市1町1村(取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市)で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額

・社会参加促進事業補助金

837,000円

社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金

・成年後見制度利用支援事業

後見人等報酬等助成金

@28,000円×1人×12月=336,000円

〈扶助費〉

・日常生活用具給付

22,419,000円

ストマ用装具 18,178,895円 その他の日常生活用具 4,240,082円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

・自動車改造費助成

200,000円

@100,000円×2件

・自動車運転免許取得費助成

200,000円

@100,000円×2件

・障害者生活ホーム助成

2,367,000円

@65,730円×3人×12月

2,366,280円

・移動支援

5,928,000円

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。

@494,000円×12月=5,928,000円

- ・日中一時支援 16,077,977円

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

平成29年度実績見込額 16,077,977円

- ・訪問入浴サービス 3,495,000円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

@291,250円×12月=3,495,000円

[担当：障害福祉課] P.114

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費

3,205,000円 (2,392,000円)

[一財 3,205,000円]

○ 目的

入浴施設の利用料金を助成することにより経済的負担の軽減と、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」を利用した障害者とその付添人1名の入浴施設の利用料金200円を助成する。

各指定管理施設における障害者とその付添人の利用人数の実績と見込みをもとに積算。

- ・入浴施設障害者使用料助成

@200円×16,025人=3,205,000円

各施設ごとの内訳

あけぼの 3,300人 さくら荘 2,585人 かたらいの郷 10,140人

[担当：障害福祉課] P.114

3701 緊急通報システム事業に関する経費 70,000円 (0円)

[その他 11,000円 一財 59,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 11,000円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし障害者に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置、自動通報を行う火災報知器、安否センサーによる自動通報装置を設置することにより、早期対応を行える体制を整えることで、ひとり暮らしの障害者の不安を軽減する。また、相談ボタンによって医師や看護師による専門的な相談に応じる。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

- ・緊急通報システム使用料 70,000 円
- 現在利用者分 端末使用料 @1,800 円×1.08×2 台×12 月=46,656 円
- 新規設置分 端末使用料 @1,800 円×1.08×1 台×12 月=23,328 円

[担当：障害福祉課] P.115

**3702 訪問理美容サービス事業に関する経費 32,000 円 (0 円)**

[一財 32,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付を受けた者で、1 級又は 2 級の方で外出が困難な方に対し、在宅において調髪を受けるための理容師又は美容師の訪問に要する費用を助成し、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

- ・訪問理美容サービス助成金
  - 現在利用者 @2,000 円×3 枚×4 人=24,000 円
  - 新規利用者 @2,000 円×4 枚×1 人= 8,000 円

[担当：障害福祉課] P.115

**3703 障害者移動支援事業に関する経費 563,000 円 (0 円)**

[一財 563,000 円]

○ 目的

障害者の外出の促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際の費用の一部を助成するとともに、移送団体に対して補助を行うことで、サービスの充実を図る。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

- ・移送サービス及びタクシー利用料助成事業
  - 障害者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を助成する。
- ・助成券印刷代 @5 円×2,000 枚×1.08=10,800 円
- ・移送サービス介助等補助金 @300 円×35 件×12 月 =126,000 円
  - 移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。
- ・扶助費
  - 移送サービス等利用料助成
    - 移送団体助成券 @700 円×35 件×12 月=294,000 円
    - 移送団体・タクシー共通助成券 @730 円×15 件×12 月=131,400 円

[担当：障害福祉課] P.115

**3704 ステッキカー購入助成に関する経費 10,000 円 (0 円)**

[一財 10,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付を受けた者で、歩行が困難な方がステッキカーを購入した際の費



用の一部を助成する。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

ステッキカー購入助成金

・申請回数は1回限り

・購入費が1万円以上の場合は5,000円。1万円未満の場合は、2分の1の額。

@5,000円×2台=10,000円

## 1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.116

2202 緊急通報システム事業に関する経費 13,398,000円 (15,017,000円)

[その他 2,312,000円 一財 11,086,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 2,312,000円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置、自動通報を行う火災報知器、安否センサーによる自動通報機能等により、早期対応を行える体制を整えることで、高齢者等の不安を軽減する。また相談ボタンによる、医師や看護師による専門的な相談に応じる。

○ 内容

緊急通報システム使用料 既存利用者分 @1,800×1.08×533台×12月=12,433,824円

新規設置分 @1,800×1.08×67台×6月=781,488円

[担当：高齢福祉課] P.116

2203 訪問理美容サービス事業に関する経費 105,000円 (129,000円)

[一財 105,000円]

○ 目的

在宅において調髪を受けるための理容師、又は美容師の訪問に要する費用を助成をすることにより、寝たきりの高齢者等の快適な環境及び衛生的な生活の保持を図る。

○ 内容

・年間最大4枚

@2,000円×48枚

[担当：高齢福祉課] P.117

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 12,619,000円 (11,451,000円)

[一財 12,619,000円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える利用券を助成するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @700 円×750 件×12 月=6,300,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 @730 円×305 件×12 月=2,671,800 円

・福祉車両点検整備費補助事業 520,000 円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@300 円×750 件×12 月=2,700,000 円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月 4 枚。

[担当：高齢福祉課] P. 117

2205 ステッキカー購入助成に関する経費 123,000 円 (133,000 円)

[一財 123,000 円]

○ 目的

高齢者で、歩行が困難な方がステッキカーを購入した際の費用の一部を助成する。

○ 内容

ステッキカー購入助成金

・申請回数は 1 回限り

・購入費が 1 万円以上の場合 5,000 円。1 万円未満の場合は、2 分の 1 の額。

@5,000 円×24 台=120,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 117

2206 愛の定期便事業に関する経費 738,000 円 (1,125,000 円)

[一財 738,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回(月・水・金)利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達 月曜日 @78 円×2 本×44 日×35 人=240,240 円

水曜日 @78 円×2 本×50 日×40 人=312,000 円

社協ヘルパー配達 金曜日 @40 円×2 本×50 日×45 人=180,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 117

2208 お休み処に関する経費 4,069,000 円 (4,679,000 円)

[その他 4,000 円 一財 4,065,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 4,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料(家賃・共益費)

戸頭 @58,764 円×12 月=705,168 円

井野 @52,352 円×12 月=628,224 円

・非常勤職員報酬

戸頭 @851 円×6 時間×22 日×12 ヶ月×1 名=1,347,984 円

井野 @851 円×6 時間×12 日×12 ヶ月×1 名= 735,264 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2301 敬老祝金支給に要する経費 5,740,000 円 (5,627,000 円)

[一財 5,740,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

99 歳以上対象者については、訪問し褒賞と祝金を手渡しする。

敬老祝金 5,600,000 円 88 歳 @10,000 円×455 人= 4,550,000 円

99 歳以上 @10,000 円×105 人= 1,050,000 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34,200,000 円 (34,200,000 円)

[その他 10,003,000 円 一財 24,197,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 10,003,000 円]

(1)取手市シルバー人材センター補助金 24,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、  
家事手伝い、一般事務 他

(2)取手市シルバー人材センター貸付金 10,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金(会員の仕事の対価)の立替え払い用資金に資する

ための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、会員への配分金の支払いは翌月 15 日に行っている。円滑な配分金支払いのために貸し付けを行い、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P. 119

2801 あげぼの管理運営に関する経費 41,127,000 円 (39,142,000 円)

[その他 1,100,000 円 一財 40,027,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,100,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

浴場の利用と趣味教室活動の場として、月約 4,000 人の高齢者が利用している。平成 30 年度は、老朽化した浴室引戸の修繕等を行い、利用者の利便性向上を図る。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から平成 33 年度の 4 年間。

・ 指定管理料	39,811,000 円
・ 浴室引戸修繕	349,920 円
・ 男子トイレ修繕	348,300 円
・ カーペット張替修繕	451,440 円

[担当：高齢福祉課] P. 119

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 33,068,000 円 (35,522,000 円)

[一財 33,068,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約 7,000 人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は平成 27 年度から平成 31 年度。

・ 指定管理料	33,048,000 円
---------	--------------

[担当：高齢福祉課] P. 119

2804 さくら荘管理運営に関する経費 37,431,000 円 (30,424,000 円)

[地方債 7,000,000 円 その他 1,750,000 円 一財 28,681,000 円]

＊ 特財積算根拠

[市債：さくら荘施設整備事業債 8,750,000 円×80%=7,000,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,750,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約 2,000 人の高齢者が利用している。平成 30 年度は、老朽化したボイラーの交換工事を実施し、利用者の利便性向上を図る。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から平成 33 年度。

- ・ 指定管理料 28,357,000 円
- ・ ボイラー交換工事 8,750,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 120

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 11,403,000 円 (11,177,000 円)

[その他 1,213,000 円 一財 10,190,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,213,000 円]

○ 目的

養護老人ホーム(身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設)へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 4 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P. 120

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 3,287,000 円 (3,601,000 円)

[国・県 528,000 円 一財 2,759,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 528,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者の生きがいと地域活動を促進する。

○ 内容

高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

- ・ 基本額 @ 20,000 円×39 クラブ= 780,000 円
- ・ 人数割 30 人以下 @ 7,200 円× 6 クラブ= 43,200 円

31人から49人	@ 21,600円×8クラブ=	172,800円
50人から74人	@ 64,800円×13クラブ=	842,400円
75人以上	@104,400円×12クラブ=	1,252,800円

[担当：健康づくり推進課] P. 120

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 2,954,000円 (2,124,000円)

[その他 1,000,000円 一財 1,954,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,000,000円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいづくりを図る。

○ 内容

健康体操、趣味教室、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住60歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理期間は平成30年度から平成33年度。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料7,820,000円のうち、介護予防拠点施設運営に関する経費5,916,000円を介護保険特別会計で支出。

・修繕料 1,046,000円

いきいきプラザに設置しているエレベーターの経年劣化した部品等を修理する。

・火災保険料 4,000円

いきいきプラザに係る火災保険料

・いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料 1,904,000円

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)の施設管理委託料

[担当：高齢福祉課] P. 121

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 6,347,000円 (6,231,000円)

[一財 6,347,000円]

○ 目的

低所得者(保険料段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者)の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の30%、20%、15%をそれぞれ助成する。

保険料段階区分第1段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方  
又は世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計金額が80万円以下の方

@105,000円×150名×30%=4,725,000円

保険料段階区分第2段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計金額が80万円超120万円以下の方

@115,000円×50名×20%=1,150,000円

保険料段階区分第3段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と

公的年金等収入額の合計金額が 120 万円超の方  
@ 70,000 円 × 40 名 × 15% = 420,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 122

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,522,000 円 (7,521,000 円)

[一財 7,522,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

## 1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P. 123

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 10,000 円 (10,000 円)

[一財 10,000 円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV 相談に係る事務経費。

## 1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P. 123

0501 医療福祉事務に要する経費 15,833,000 円 (15,390,000 円)

[国・県 5,235,000 円 一財 10,598,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,470,000 円 × 1/2 = 5,235,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

審査支払手数料 マル福分(国保連合会)	@49.0 × 63,000 件 = 3,087,000 円
(支払基金)	@78.2 × 71,000 件 = 5,552,200 円(調剤以外)
	@39.8 × 46,000 件 = 1,830,800 円(調剤)
ぬくもり分(国保連合会)	@49.0 × 3,000 件 = 147,000 円
(支払基金)	@78.2 × 14,000 件 = 1,094,800 円(調剤以外)
	@39.8 × 9,000 件 = 358,200 円(調剤)

国保連合会共同電算処理委託料 1,858,000 円

[担当：国保年金課] P.123

0601 医療福祉費助成に要する経費 606,770,000円(614,680,000円)

[国・県 248,394,000円 その他 60,954,000円 一財 297,422,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 557,740,000円－高額療養費返納金 60,952,000円)×1/2  
=248,394,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 60,952,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000円]

[諸収入：その他返納金 1,000円]

○ 目的

出生から中学3年生・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に  
対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける0歳児から中学3年生までの小児を対象  
に、保険診療分費用の一部を取手市が負担するぬくもり医療支援事業を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の  
扶助を行う。

## 1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.124

0501 国民年金事務に要する経費 601,000円(1,094,000円)

[国・県 601,000円]

\* 特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 601,000円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互  
いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った  
場合の障害基礎年金や家計の大黒柱を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制  
度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から  
60歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働  
きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・ 需用費	年金パンフレット購入費	146,880円
・ 役務費	年金事務センター報告書通信運搬費	91,800円
・ 使用料及び賃借料	年金端末機使用料	306,000円

## 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.126

1001 児童福祉審議会に要する経費 186,000円(186,000円)

[一財 186,000円]



○ 目的

本市における子ども・子育て支援及び児童福祉全般に関する事項について調査、審議する。

○ 内容

児童福祉審議会委員報酬 178,000 円

児童福祉審議会委員旅費 8,000 円

(平成 29 年度実績)

年 3 回開催。取手市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～平成 31 年度)の進行管理、要保護児童対策に関すること、井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事にすることなどについて審議。

[担当：子育て支援課] P.126

1201 子ども・子育て事業に要する経費 8,510,000 円 (8,270,000 円)

[国・県 3,372,000 円 その他 21,000 円 一財 5,117,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 1,686,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,686,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000 円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、地域や子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施する。

○ 内容

利用者支援事業実施経費 5,073,000 円

・子育てコーディネーター

平成 29 年度は、白山地域子育て支援センターで、専任非常勤職員(保健師)が、育児不安を抱えていたり、子どもの発達が気になる保護者からの相談に応じ、相談者が抱える課題を解決するために早期に適切な専門機関等につなげ、身近な場所である支援センターで継続的な見守りを行っている。平成 30 年度からは、市内全ての地域子育て支援センター(白山、東部、戸頭、藤代)、にて同事業を実施する。また、コーディネーターは下記の保育コンシェルジュの役割も兼ねる。

・保育コンシェルジュ

子育て支援課窓口で、専任臨時職員(1 名)が子育てに関する施設・利用サービスの情報を提供、また、利用者に最適な子育て支援に係る施設・サービス等を提案し、円滑な利用の手助けを行う。

「取手市子ども・子育て支援事業計画」策定経費 3,437,000 円

・「取手市子ども・子育て支援事業計画」策定におけるニーズ調査業務委託

平成 26 年度に法令に基づき「取手市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度から平成 31 年度)」を策定し、市の子育て事業を実施してきた。平成 32 年度に更新を控え、平成 30 年度に第 1 期事業計画の実績や市民のニーズの調査、分析を行い、第 2 期「取手市子ども・子育て支援事業計画(平成 32 年度から平成 36 年度)」の策定を進める。

[担当：障害福祉課] P. 127

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 40,863,000円(42,536,000円)

[一財 40,863,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、平成30年度から平成33年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業として、こども発達センターの継続利用で小学校2年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

また、平成30年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援の体制の充実を図る。

・委託料

こども発達センター指定管理料 40,844,000円

・火災保険料

19,000円

[担当：子育て支援課] P. 127

2101 家庭児童相談室に要する経費 6,221,000円(3,786,000円)

[国・県 184,000円 その他 32,000円 一財 6,005,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 92,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 92,000円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 17,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000円]

○ 目的

子どもに関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもの置かれた家庭の状況を捉え、効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

○ 内容

児童の虐待件数は年々増加しており、現在2名の家庭相談員(非常勤特別職)で対応をしているが、育児に関する悩み相談などが増加している。平成30年度から、相談員の出勤日を増やし、育児相談等に対する助言など市民への対応を充実させる。

[担当：子育て支援課] P. 128

2801 児童扶養手当に要する経費 341,044,000円(363,466,000円)

[国・県 113,545,000円 一財 227,499,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 340,633,000 円×1/3≒113,544,000 円]

[県補：母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金 1,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童(心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満)を監護している父・母または両親にかわって養育している方(所得制限あり)

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	42,290 (平成 30 年 8 月支給分からは 42,500)
2	52,280 (平成 30 年 8 月支給分からは 52,540)
3	58,270 (平成 30 年 8 月支給分からは 58,560)

※ 3 人目以降は、5,990 円(平成 30 年 8 月支給分からは 6,020 円)ずつ加算  
一部支給の場合 月額 42,280 円から 9,980 円まで(平成 30 年 8 月支給分からは 42,490 円から 10,030 円まで)段階的に支給する。

手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 307 人、一部支給 440 人、2 子加算 198 人、3 子以降加算 53 人

[担当：子育て支援課] P. 128

3001 要保護児童対策事業に要する経費 213,000 円 (244,000 円)

[国・県 122,000 円 一財 91,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 61,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 61,000 円]

○ 目的

要保護児童の早期発見と早期対応により適切な対応を図る。児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を調整する。児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P. 128

3201 児童療育システムに要する経費 1,722,000 円 (1,688,000 円)

[国・県 624,000 円 一財 1,098,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 416,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 208,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員(コーディネーター)を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、市内幼稚園・保育所への巡回相談の実施、保健センターの親子教室、こども発達センターの事業を専門的視点でサポートする。また、平成30年度からペアレントメンターによる相談活動を開始することで、保護者支援の充実を図る。

・巡回相談員謝礼	@20,000 円×60 回＝	1,200,000 円
・講演会講師謝礼	@20,000 円×2 回＝	40,000 円
・ペアレントメンター研修講師謝礼	@50,000 円×2 回＝	100,000 円
・ペアレントメンター相談活動謝礼	@2,000 円×2 人×12 回＝	48,000 円
・療育システム連絡会会員謝礼	@20,000 円×1 人＝	20,000 円
・旅費	研修旅費	8,000 円
・消耗品費		20,000 円
・使用料及び賃借料	公用車リース料	217,000 円
・研修負担金		26,000 円

[担当：子育て支援課] P.129

3301 少子化対策事業に要する経費 4,889,000 円 (4,862,000 円)

[国・県 1,866,000 円 その他 57,000 円 一財 2,966,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 57,000 円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,889,000 円

[担当：子育て支援課] P.129

3901 児童手当事務に要する経費 4,469,000 円 (4,199,000 円)

[その他 5,000 円 一財 4,464,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

児童手当の給付事務を、適正かつ迅速に支給する

○ 内容

申請書受理・審査認定・支給決定までの一連の事務処理

報酬	1,733,000 円
共済費	289,000 円
旅費	51,000 円
需用費	84,000 円
役務費	2,312,000 円

## 2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.130

2601 児童手当支給に要する経費 1,445,580,000 円 (1,490,100,000 円)

[国・県 1,225,314,000 円 一財 220,266,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：被用者3歳未満児童手当 265,680,000 円×37/45=218,448,000 円]

[県負：被用者3歳未満児童手当 265,680,000 円×4/45=23,616,000 円]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 868,020,000 円×4/6=578,680,000 円]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 868,020,000 円×1/6=144,670,000 円]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当 265,860,000 円×4/6=177,240,000 円]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当 265,860,000 円×1/6=44,310,000 円]

[国負：特例給付者児童手当 46,020,000 円×4/6=30,680,000 円]

[県負：特例給付者児童手当 46,020,000 円×1/6=7,670,000 円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000 円

3歳以上～小学生 10,000 円 第3子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000 円

・対象者数：3歳未満 1,779 人、3歳～小学生 6,470 人、中学生 2,140 人、  
特例給付 767 人

・年3回支給 6月支給(2月分から5月分まで)、10月支給(6月分から9月分まで)、  
2月支給(10月分から1月分まで)

[担当：障害福祉課] P.130

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000 円 (2,820,000 円)

[国・県 846,000 円 一財 1,974,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 3,000 円×47 人×12 月×1/2=846,000 円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある 20 歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当 1 級受給者、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳<sup>Ⓐ</sup>・A で、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

⑤,000 円×47 人×12 月=2,820,000 円

月額 5,000 円 年 3 回支給 8 月(4~7 月分)、12 月(8~11 月分)、4 月(12~3 月分)支給

[担当：障害福祉課] P. 130

2901 障害児施設給付費に要する経費 374,529,000 円 (279,369,000 円)

[国・県 280,290,000 円 一財 94,239,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 373,720,000 円×1/2=186,860,000 円]

[県負：障害児施設給付費負担金 373,720,000 円×1/4=93,430,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス)について、障害児通所給付費として支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害児通所給付費 373,720,000 円
  - 児童発達支援 86,703,040 円 218 人
  - 放課後等デイサービス 278,795,120 円 238 人
  - 障害児相談支援 8,221,840 円
- ・ 国保連支払審査手数料 809,000 円

[担当：障害福祉課] P. 130

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 276,000 円 (350,000 円)

[国・県 73,000 円 一財 203,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 55,439 円×4 台×1/3=73,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器、FM 型補聴器の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で 70 デシベル未満又は専門医等が必要であると認められた児童で、片耳の聴力レベルが 70 デシベル以上の軽度・中等度の難聴児への補聴器、FM 型補聴器購入の費用の一部を助成する。

軽度・中等度難聴用補聴器(補助額は基準価格の 2/3)

@55,439 円×4 台×2/3=147,837 円

FM 型補聴器(補助額は基準価格の 1/3)

@183,000 円×1.048×2 台×1/3=127,856 円

## 2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.131

2001 民間保育園入所に要する経費 1,508,579,000 円 (1,465,325,000 円)

[国・県 850,317,000 円 その他 132,317,000 円 一財 525,945,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 528,869,000 円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 264,435,000 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 57,013,000 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 132,317,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	定員	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	65	362	222	474	1,123	104,602,526
ふたば保育園	50	28	195	120	187	530	70,786,462
育英保育園	90	77	350	196	411	1,034	103,312,481
たちばな保育園	90	70	422	203	453	1,148	118,347,494
共生保育園	60	70	229	200	251	750	90,451,479
稲保育園	90	101	400	223	493	1,217	131,321,179
戸頭東保育園	100	98	330	141	366	935	85,707,814
計	570	509	2,288	1,305	2,635	6,737	704,529,435

地域型保育園児入所委託料

(単位：人数、円)

園名	定員	0 歳児	1・2 歳児	計	入所委託料
取手市医師会どんぐり保育園	30(地域枠 8)	35	161	196	27,050,344

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1 号認定	入所委託料
チューリップ幼稚園	45	333	24,150,039
チューリップ第二幼稚園	45	344	24,917,564
計	90	677	49,067,603

認定こども園 1号認定児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

認定こども園 2号3号認定児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	委託料	2号認定	3号認定	委託料
幼保連携型 取手ふたば文化	239	1,526	37,083,121	455	222	63,307,220
めぐみ幼稚園	142	698	18,298,838	473	294	55,461,895
戸頭さくらの森	132	704	35,297,400	412	221	54,397,369
みどりが丘幼稚園	256	1,573	44,001,252	583	215	69,029,395
たかさごスクール取手	153	87	14,982,277	891	786	133,337,908
取手幼稚園	55	317	17,934,817	12	-	3,323,820
白山幼稚園	95	935	28,689,512	208	-	23,144,739
光風台幼稚園	115	1,134	51,701,406	108	-	27,273,916
あづま幼稚園	90	888	37,228,775	98	-	13,238,363
計	1,277	7,862	285,217,398	3,240	1,738	442,514,625

[担当:子育て支援課] P.131

2101 乳幼児保育に要する経費 7,582,000円 (6,833,000円)

[国・県 3,791,000円 一財 3,791,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:乳児等保育事業費補助金 3,791,000円]

○ 目的

民間保育園等における乳児等の保育に対し、直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、民間保育所等における乳児等の保育体制の整備の向上を図る。

○ 内容

1歳児の担当(非常勤)保育士の雇用に要する経費を、各月初日における1歳児の人員に基づき算定した額の年間合計額

月額 3,900円 × 1歳児数 162名 × 12月 = 7,581,600円

[担当:子育て支援課] P.131

2201 民間保育園運営に要する経費 74,880,000円 (87,576,000円)

[国・県 17,386,000円 一財 57,494,000円]

\* 特財内訳

[国補:子ども・子育て支援交付金 7,478,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 7,478,000円]

[県補:保育対策総合支援事業補助金 2,430,000円]

○ 目的

民間保育園が健全で安定した運営と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病児・病後児保育事業について、事業実施予定の民間保育園に対



して補助金を交付する。

補助金内訳 1

(単位:円)

区 分	取手保育園	ふたば 保育園	育英保育園	たちばな 保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	960,960	960,960	960,960	960,960	960,960	1,048,320
民間保育園 施設管理費	972,000	540,000	972,000	972,000	648,000	972,000
主食費	777,600	356,400	658,800	626,400	486,000	669,600
民間保育園 一時預かり事業	-	-	-	1,650,000	-	1,507,000
民間保育園延長 保育促進事業補助金	1,342,000	1,342,000	-	-	600,000	1,642,000
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	-	-	-	4,226,000
日本スポーツ振 興センター共済 掛金	2.3号 16,625	2.3号 9,625	2.3号 16,625	2.3号 16,625	2.3号 11,375	2.3号 16,625
計	5,149,185	4,288,985	3,688,385	5,305,985	3,786,335	11,161,545

補助金内訳 2

(単位:円)

区 分	戸頭東 保育園	どんぐり 保育園	たかさご スクール取手 ・アネックス	取手ふたば 文化	めぐみ 保育園	戸頭 さくらの森
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	-	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	960,960	-	1,048,320	960,960	960,960	960,960
民間保育園 施設管理費	1,188,000	-	1,490,400	864,000	777,600	615,600
主食費	637,200	-	810,000	540,000	486,000	388,800
民間保育園 一時預かり事業	-	1,507,000	1,507,000	-	-	1,220,800
民間保育園延長 保育促進事業補助金	1,642,000	552,000	600,000	-	-	-
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	2,928,000	-	-	-	-
日本スポーツ振 興センター共済 掛金	2.3号 18,375	3号 1,400	1.2.3号 21,330	1.2.3号 32,940	1.2.3号 19,845	1.2.3号 18,495
計	5,526,535	4,988,400	6,557,050	3,477,900	3,324,405	4,284,655

## 補助金内訳 3

(単位:円)

区 分	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	白山幼稚園	光風台 幼稚園	あづま 幼稚園	チュールッ ・チュールッ 第二幼稚園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	-	-	-	-	-
民間保育園 格差是正費	960,960	-	-	-	-	-
民間保育園 施設管理費	820,800	-	-	-	-	-
主食費	550,800	108,000	216,000	108,000	162,000	-
民間保育園 一時預かり事業	-	-	-	-	-	-
民間保育園延長保 育促進事業補助金	-	-	-	-	-	-
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	-	-	-	-
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 35,235	1.2号 8,100	1.2号 13,500	1.2号 16,200	1.2号 12,825	1号 12,825
計	3,447,795	116,100	229,500	124,200	174,825	12,825

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

[担当：子育て支援課] P.132

2401 管外保育委託に要する経費 106,103,000円 (99,150,000円)

[国・県 65,866,000円 その他 6,982,000円 一財 33,255,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 39,579,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 19,789,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 6,498,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 6,982,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位:人、円)

園名	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
管外公立保育所(園)	0	1	0	0	1	1,384,494
管外私立保育所(園)	2	11	6	10	29	38,222,552
管外私立施設給付型幼稚園	0	0	9	13	22	14,529,107
管外公立施設給付型幼稚園	0	0	0	1	1	621,192
管外認定こども園1号認定	0	0	17	32	49	26,222,934

管外認定こども園2号3号認定	0	2	4	15	21	16,818,344
管外私立地域型保育園	2	2	0	0	4	8,300,853

[担当：子育て支援課] P.132

2701 多子世帯保育料軽減事業に要する経費 17,369,000 円 (11,926,000 円)

[国・県 8,684,000 円 一財 8,685,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：多子世帯保育料軽減事業補助金 8,684,000 円]

○目的

子どもを2人以上持つ世帯における3歳未満児の保育料を軽減することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

○内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象(以下の全てを満たす場合)

- ① 第2子以降の3歳未満児であること
- ② 国基準額表の第4階層の一部(市民税所得税割課税額が、二人親世帯については57,700円以上。ひとり親世帯については77,101円以上)から第5階層に属する世帯の児童であること

第3子分

市階層	国階層	利用者負担割合	保育必要量	年間延児童数	利用者負担額(月額, 円)	市負担額(円)
5	4	半額	標準時間	20	6,650	133,000
6	4	全額	標準時間	85	20,000	1,700,000
6	4	全額	短時間	12	19,700	236,400
6	4	半額	標準時間	60	10,000	600,000
6	4	半額	短時間	25	9,850	246,250
7	5	全額	標準時間	20	27,500	550,000
7	5	半額	標準時間	34	13,750	467,500
7	5	半額	短時間	10	13,550	135,500
8	5	全額	短時間	5	31,900	159,500
8	5	半額	短時間	1	15,950	15,950
8	5	全額	標準時間	15	32,400	486,000
8	5	半額	標準時間	40	16,200	648,000
9	5	全額	短時間	31	35,700	1,106,700
9	5	全額	標準時間	105	36,200	3,801,000
9	5	半額	標準時間	60	18,100	1,086,000
9	5	半額	短時間	31	17,850	553,350
合計				554	-	11,925,150

## 第2子分

市階層	国階層	利用者負担割合	保育必要量	年間延児童数	利用者負担額 (月額, 円)	市負担額 (円)
5	4	全額	標準時間	34	6,650	226,100
6	4	全額	標準時間	48	10,000	480,000
6	4	全額	短時間	12	9,850	118,200
7	5	全額	標準時間	84	13,750	1,155,000
8	5	全額	標準時間	48	16,200	777,600
8	5	全額	短時間	12	15,950	191,400
9	5	全額	標準時間	126	18,100	2,280,600
9	5	全額	短時間	12	17,850	214,200
合計				376	-	5,443,100

## 2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.133

2001 保育所の管理運営に要する経費 520,829,000円 (1,024,061,000円)

[その他 200,502,000円 一財 320,327,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,318,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 157,000円]

[使用料：公立保育所使用料(保護者負担分) 176,407,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,400,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 1,447,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 15,729,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 504,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 540,000円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7ヵ所の運営に要する非常勤保育士等の人件費および施設管理、給食運営等の経費。

[担当：子育て支援課] P.136

2101 保育所の施設整備に要する経費 999,816,000円 (49,989,000円)

[地方債 948,700,000円 その他 44,272,000円 一財 6,844,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 998,736,000円×95%≒948,700,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 44,272,000円]

○ 目的

子どもたちが安全で安心した保育生活を送るために公立保育所の施設整備を図る。

○ 内容

吉田保育所、舟山保育所及び東部地域子育て支援センターの老朽化に伴う、旧取手第一中学校跡地への統合・新築工事に係る経費

実施期間 平成 28 年度～平成 32 年度

〈建設事業概要〉

整備面積：旧取手第一中学校跡地南側グラウンドを除く約 15,000 ㎡

構造階数：鉄骨平屋建て

建物用途：保育所、地域子育て支援センター

保育所敷地面積：約 5,000 ㎡

延床面積：約 2,400 ㎡(保育所 2,200 ㎡ 支援センター 200 ㎡)

児童定員：220 名(現行 吉田保育所 120 名、舟山保育所 100 名)

駐車台数：79 台(うち車寄せ駐車場 9 台)

〈スケジュール〉

平成 29 年度 実施設計

旧取手第一中学校校舎解体工事

平成 30 年度 旧取手第一中学校校舎解体工事

井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事

平成 31 年度 井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事

1 月 開所予定

- ・旧取手第一中学校校舎解体工事 114,540,000 円
- ・旧取手第一中学校校舎解体工事監理業務委託料 624,000 円
- ・井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事監理業務委託料 14,742,000 円
- ・井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事 868,830,000 円

[担当：子育て支援課] P.136

2201 子育て支援に要する経費 16,272,000 円 (16,312,000 円)

[国・県 10,848,000 円 一財 5,424,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 5,424,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 5,424,000 円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換の場の提供と、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.137

2301 一時的保育事業に要する経費 9,486,000 円 (9,382,000 円)

[国・県 4,180,000 円 その他 5,306,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 2,090,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 2,090,000 円]

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 5,306,000 円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

## 2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.138

### 2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,457,000 円 (1,930,000 円)

[国・県 1,078,000 円 その他 6,000 円 一財 373,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金

(241,054 円-1,100 円)×6 月×1/2≒719,000 円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金

(241,054 円-1,100 円)×6 月×1/4≒359,000 円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100 円×6 月≒6,000 円]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則18歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P.138

### 2002 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費

10,659,000 円 (7,767,000 円)

[国・県 7,994,000 円 一財 2,665,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 10,659,000 円×3/4≒7,994,000 円]

○ 目的

母子家庭・父子家庭の父母が、就職に有利で生活の安定に役立つ国家資格(指定)を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で1年以上就業する場合に給付金を支給する。

### 3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 140

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,223,000 円 (1,225,000 円)

[国・県 917,000 円 その他 3,000 円 一財 303,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 1,223,000 円×3/4≒917,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 3,000 円]

○ 目的

就労阻害要因の無い稼働年齢層の生活保護受給者の就労を支援するため、非常勤職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率 3/4。

### 3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 140

2001 生活保護に要する経費 1,746,696,000 円 (1,726,696,000 円)

[国・県 1,356,522,000 円 その他 2,000 円 一財 390,172,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 1,746,696,000 円×3/4=1,310,022,000 円]

[県負：生活保護費負担金 186,000,000 円×1/4=46,500,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数	825 世帯	・扶助費	1,746,696,000 円
・保護人数	1,039 人	(内訳)	生活扶助 531,986,000 円
・保護率	9.9‰(パーミル)		住宅扶助 251,530,000 円
(平成 29 年 12 月現在)			教育扶助 4,262,000 円
			医療扶助 876,200,000 円
			介護扶助 68,215,000 円
			出産扶助 800,000 円
			生業扶助 2,560,000 円
			葬祭扶助 2,100,000 円
			施設事務費 8,743,000 円
			就労自立給付金 300,000 円

#### 4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 141

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

##### ○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

##### ○ 内容

- ・災害見舞金 200,000 円
- ・災害援護資金貸付金 1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

##### 1. 死亡等の場合

- ・死亡 100,000 円
- ・全治3カ月以上の負傷 50,000 円
- ・全治1カ月以上3カ月未満の負傷 30,000 円

##### 2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- (1) 住家全壊(全焼) 3人以下の世帯 70,000 円  
4人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊(半焼) 3人以下の世帯 30,000 円  
4人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円

##### (4) 住家以外の家屋焼失(20㎡以上の建物を対象とする)

- 全壊(全焼) 20,000 円
- 半壊(半焼) 10,000 円

##### (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

- 3. 床上浸水の場合 30,000 円

[担当：社会福祉課] P. 141

2101 被災者生活再建支援補助事業に要する経費 250,000 円 (0 円)

[国・県 125,000 円 一財 125,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：被災者生活再建支援制度補助金 125,000 円]

##### ○ 目的

被災者生活再建支援法の適用にならない自然災害に対し、居住する住宅に著しい被害を負った世帯に、法と同趣旨の支援金を支給することで、世帯の生活再建を支援する。

##### ○ 内容

茨城県内において、被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上、又は、同法の適用はないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害で、茨城県被災者生活再建支援補助金要項の補助の対象となる世帯へ補助する。

- ・基礎支援金 複数世帯 半壊世帯 250,000 円×1世帯=250,000 円



[参考] 被災者生活再建支援補助金の額

1. 基礎支援補助金

(1) 複数世帯	全壊世帯	1,000,000 円
	解体世帯	1,000,000 円
	大規模半壊世帯	500,000 円
	半壊世帯	250,000 円
(2) 単数世帯	全壊世帯	750,000 円
	解体世帯	750,000 円
	大規模半壊世帯	375,000 円
	半壊世帯	187,500 円

2. 加算支援補助金

(1) 複数世帯	建設・購入	2,000,000 円
	補修	1,000,000 円
	賃貸	500,000 円
(2) 単数世帯	建設・購入	1,500,000 円
	補修	750,000 円
	賃貸	375,000 円

## 4 衛生費

### 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.143

0501 保健衛生事務に要する経費 11,153,000 円 (12,862,000 円)

[国・県 160,000 円 その他 4,000 円 一財 10,989,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：献血推進事業費補助金 160,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 4,000 円]

#### ○ 目的

保健センター全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

#### ○ 内容

保健センター年間計画表を発行し、各種健康診査や検診、乳幼児の集団健診等のスケジュールを広く市民に周知する。

作成部数	47,520 部	作成委託料	924,000 円
		封入委託料	3,000 円
		折込手数料	303,000 円

[担当：保健センター] P.145

20 健康づくりに要する経費 1,059,000 円 (1,045,000 円)

[国・県 115,000 円 その他 74,000 円 一財 870,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 115,000 円]

[諸収入：講座参加個人負担金 74,000 円]

#### ○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

#### ○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。糖尿病予防教室や子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施する。食育活動の推進を図るため、取手市食生活改善推進協議会に健康づくり推進事業を委託する。

また、食生活改善推進員の養成講座を開催し、より活動を活発化させていく。

・健康づくり推進事業関係経費	需用費	消耗品費	76,000 円
	役務費	養成講座通知切手代	2,000 円
	委託料	健康づくり推進事業委託料	800,000 円
		養成講座健康運動指導士委託料	8,000 円
・健康教育関係経費	需用費	消耗品費・修繕費	173,000 円

[担当：保健センター] P.145

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 26,149,000円 (27,442,000円)

[その他 9,342,000円 一財 16,807,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 6,122,700円 + 利根町 2,219,730円 = 8,342,000円]

[諸収入：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費交付金(つくばみらい市) 1,000,000円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた初期救急医療に対する医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市及び利根町により、取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営を公益社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、初期救急医療体制の構築を図る。

委託料 26,149,000円

[担当：保健センター] P.146

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 34,329,000円 (34,419,000円)

[その他 21,384,000円 一財 12,945,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

常総市 5,816,070円 + 守谷市 7,229,321円 + つくばみらい市 5,368,434円

+ 利根町 2,970,385円 = 21,384,000円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者(手術・入院を要する患者)の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の日中及び全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JAとりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の8病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。更には、JAとりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を4市1町が補助する。

参加市町：取手市 常総市 守谷市 つくばみらい市 利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,974,000円

小児救急医療輪番制運営負担金 2,355,000円

[担当：保健センター] P.146

4001 公的病院等運営費補助金 109,614,000円 (102,219,000円)

[一財 109,614,000円]

○ 目的

公的病院等に対し運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

平成 30 年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センター及び公益社団法人取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院に補助金を交付する。

## 1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センター] P.146

2001 予防接種に要する経費 220,235,000 円 (230,180,000 円)

[その他 6,000 円 一財 220,229,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民(国民)の免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種(A 類疾病、B 類疾病)及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

【定期予防接種】

(A 類疾病)ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・小児用肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)・水痘・B 型肝炎

(B 類疾病)インフルエンザ(高齢者)・成人用(高齢者)肺炎球菌

【任意予防接種】

おたふくかぜ・ロタウイルス・小児インフルエンザ・成人用(高齢者)肺炎球菌

需用費 6,668,000 円

消耗品費(シール・白用紙等) 217,000 円

印刷製本費(予診票) 852,000 円

医薬材料費(薬液等) 5,599,000 円

役務費 216,000 円

賠償保険料 216,000 円

委託料 210,552,000 円

予防接種委託料 210,552,000 円

扶助費 602,000 円

任意予防接種助成費 74,000 円

定期予防接種助成費 528,000 円

<委託料内訳> 予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

区分	予防接種ワクチンの種類		見込人数	助 成	
定期 予防接種	BCG(結核)		660	全 額	
	麻しん風しん(MR)		1,377	全 額	
	麻しん		2	全 額	
	風しん		2	全 額	
	四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)		2,640	全 額	
	不活化ポリオ		100	全 額	
	二種混合(ジフテリア・破傷風)		560	全 額	
	日本脳炎		3,243	全 額	
	HPV(子宮頸がん予防)		3	全 額	
	ヒブ		2,548	全 額	
	肺炎球菌(小児)		2,548	全 額	
	水痘		1,188	全 額	
	B型肝炎		1,881	全 額	
	肺炎球菌(高齢者)		一般	2,128	一 部
減免者			13	全 額	
インフルエンザ(高齢者)		一般	16,428	一 部	
		減免者	261	全 額	
任意 予防接種	おたふくかぜ		700	一 部	
	ロタウイルス		528	一 部	
	インフルエンザ(小児)		9,366	一 部	
	肺炎球菌(高齢者)		一般	479	一 部
			減免者	5	全 額

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.148

20 乳幼児健診に要する経費 13,202,000円(10,721,000円)

[国・県 2,018,000円 その他 12,000円 一財 11,172,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 1,009,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,009,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000円]

○ 目的

家庭訪問、乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、保護者との信頼関係を築きながら、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1) 家庭訪問

・生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、安心して子育てができるように支援している。地区担当保健師・保育士等の赤ちゃん訪問員が訪問する。

・他市町村の依頼により、里帰りしている産婦・乳児の訪問も実施している。

・特定妊婦や要支援ケース、虐待ケースには地区担当保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2) 健康診査

4か月児、1歳6か月児及び3歳5か月児を対象に健康診査を実施する。

4か月児健康診査: 身体計測、診察(内科)、離乳食指導、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1歳6か月児健康診査: 身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布

3歳5か月児健康診査: 身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布、視能訓練士による視力検査、尿検査

・4か月児健診関係経費	報酬: 医師報酬 21,000円×24回	504,000円
	需用費: 消耗品費	34,000円
・1歳6か月児健診関係経費	報酬: 医師報酬 21,000円×52回	1,092,000円
	報償費: 心理発達相談員・歯科衛生士謝礼	1,404,000円
	需用費: 消耗品費、医薬材料費	135,000円
・3歳5か月児健診関係経費	報酬: 医師報酬 21,000×54回	1,134,000円
	報償費: 心理発達相談・視能訓練士 歯科衛生士謝礼	1,698,000円
	需用費: 消耗品費、印刷製本費	145,000円
	委託料	20,000円

(3) 育児相談

乳幼児を対象に児が健やかに成長を遂げることが出来るように育児に関する心配事や不安についての相談を実施する。保健師だけではなく栄養士・歯科衛生士・心理士と連携しながら相談業務を行う。また、地域の身近な場所で相談が受けられるように各地域子育て支援センターでも相談を実施。

・育児相談関係経費 報償費: 心理発達相談員・歯科衛生士・栄養士謝礼: 264,000円

[担当: 保健センター] P. 150

21 母子保健に要する経費 86,433,000円 (77,581,000円)

[国・県 8,418,000円 その他 991,000円 一財 77,024,000円]

\* 特財積算根拠

[国補: 産後ケア事業補助金 2,601,000円]

[国補:産婦健康診査補助金 3,300,000 円]

[国補:未熟児養育医療負担金 1,428,000 円]

[県補:地域少子化対策重点推進交付金 375,000 円]

[県補:未熟児養育医療負担金 714,000 円]

[負担金:未熟児養育医療保護者負担金 784,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 207,000 円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な成長発達及び保護者への教育や育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1)妊婦父親教室

・プレママ教室・プレパパ教室

妊娠5・6か月頃の妊婦、又はその配偶者を対象とした妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

教室名	回数
プレママ教室	3回コース×4回
プレパパ教室	5回

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土曜日に開催する。

・とりでスマイルメール

妊娠期から出生後3歳の誕生日を迎えるまで、妊娠週数や月齢に応じた育児情報についてメールマガジンで配信し、安心して出産・子育てができるように支援する。

(2)母子健康教育

・1歳児歯みがき教室

1歳児を対象に予約制で実施する。育児相談・栄養相談・歯科相談を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

・離乳食教室

初期(5~6か月頃)・後期(9~10か月頃)を対象に予約制で実施する。離乳食の試食や離乳食の進め方等の相談を通し、育児の支援をしていく。

・レッツトライ高校生講座

市内の高校生に対し、妊娠・出産の知識や男女のからだのしくみ、予防できる病気や感染症についての正しい知識を理解し、望ましい時期に望ましい妊娠ができる教育と自分のライフプランを考える。

・BPプログラム

生後2~5か月の第1子を育てている母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBPプログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

(3)妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に、相談、支援、指導を行い、母子の健やかな経過を支援する。

・産婦健康診査事業(新規事業)

産後初期段階で健康診査(産後2週間及び1か月の2回)を実施し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行い、母子への心身のケア(産後ケア)などの支援につなげる。

国からの1/2国庫負担(補助)金の交付対象事業。

・産後ケア事業

出産後、おおむね4か月までの子育てや産後の体調不良があるが、身近な方から家事や育児の援助を受けられないなどの場合、市内の医療機関でデイケア(通所)とショートステイ(宿泊)の利用を通して、安心して子育てができる育児支援をしていく。自己負担金あり。

国からの1/2国庫負担(補助)金の交付対象事業。

・乳児健康診査

乳児期に第1回(3~7か月の間)、第2回(8~11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認する。

(4)フォローアップ教室

・親子教室

1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査の結果、発達の違いや偏りが心配される児や不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、各課専門スタッフがかわり、より良い対応やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時には、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

・親支援グループミーティング

家庭訪問や乳幼児健康診査で把握した育児不安や虐待の心配が予測される母親に対して、月1回程度のミーティングを開催する。グループミーティングの手法を用いて、自己を見つめ直し、育児不安や虐待リスクの軽減を図る。

(5)未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

未熟児養育医療については国庫負担(補助)金の交付対象となっており、養育医療給付事業負担金のうち国が1/2、県と市が1/4ずつ負担する。

(6)特定不妊治療費助成費

特定不妊治療に要した費用のうち、茨城県から受けた助成額を控除した額について、市も助成を行う。

対象者:特定不妊治療の必要のある夫婦(夫婦合算の所得制限あり、茨城県不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けていること)

・妊婦父親教室関係経費	委託料:メール管理委託料	739,000円
・妊婦・乳児健康診査関係経費	委託料:妊婦健康診査委託料	54,160,000円
	乳児健康診査委託料	6,054,000円
	産婦健康診査事業	6,708,000円
	産後ケア事業	5,203,000円
・未熟児養育医療関係経費	扶助費:未熟児養育医療	3,643,000円
・特定不妊治療関係経費	扶助費:特定不妊治療	4,500,000円



## 1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.152

### 20 生活習慣病対策検診に要する経費 43,476,000円(73,243,000円)

[国・県 4,169,000円 その他 246,000円 一財 39,061,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 4,169,000円]

[諸収入：検診費用自己負担金 245,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,000円]

#### ○ 目的

検診により自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進を図る。

#### ○ 内容

健(検)診受診率向上対策としては、特に20～39歳の女性へのアプローチを強化して実施する。20～39歳の女性への健診個別通知を行い、ヘルスアップ健診、子宮がん検診、乳がん検診が同時に実施できるレディースデイ健診を集団健診(託児付)及び医療機関委託健診で実施する。また、乳がんの啓発に関しては、「乳がんチェックシート」を活用し自己触診法を広く普及する。

平成30年度より国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者に対し、自己負担500円での健(検)診を実施し、受診率の向上を図る。なお、国民健康保険被保険者の経費は国民健康保険特別会計より支出する。

・骨粗鬆症検診関係経費	需用費(消耗品費)	15,000円
	委託料(200人)	600,000円
	健康運動指導士委託料	8,000円
・乳がん検診関係経費	報償費(保育士謝礼)	36,000円
	需用費(消耗品費)	213,000円
	委託料(超音波・X線 1,920人)	6,009,000円
・胃がん検診関係経費	委託料(670人)	2,737,000円
・子宮がん検診関係経費	需用費(印刷製本費)	13,000円
	委託料(1,300人)	6,496,000円
	扶助費(クーポン対象者5人)	10,000円
・大腸がん検診関係経費	賃金	577,000円
	委託料(1,800人)	2,949,000円
・肺がん検診関係経費	委託料 肺がん検診(4,730人)	7,353,000円
	喀痰検査(140人)	504,000円
・健康診査関係経費	報償費 事後指導講師謝礼	120,000円
	需用費(消耗品費)	18,000円
	委託料 ヘルスアップ健診(544人)	3,759,000円
	肝炎ウイルス検診(320人)	1,010,000円
・前立腺がん検診関係経費	委託料(1,105人)	2,278,000円
・歯科保健関係経費	報酬(歯科医師報酬)	42,000円
	報償費(口腔外科医・歯科衛生士謝礼)	116,000円

	需用費(歯周疾患検診問診票等)	142,000円
	役務費(歯周疾患検診個別通知郵送代)	688,000円
	委託料(501人)	2,155,000円
・レディースデイ健診	報償費(保育士)	96,000円
	需用費(消耗品費)	2,000円
	委託料(436人)	5,530,000円

[担当：保健センター] P.155

2401 精神保健事業に要する経費 1,111,000円 (1,011,000円)

[一財 1,111,000円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに、精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し自殺予防及び精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月1回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における自殺予防対策会議にて、検討実施していく。自殺予防週間・月間に、街頭キャンペーンを実施し、市民への普及啓発を進める。地域における見守りと気付きに重点をおき、身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・ミニ講座を継続して開催していく。

メンタルチェックシステム「こころの体温計」を用い、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報を提供できる体制を整える。

・報償費(医師謝礼、ゲートキーパー養成講座講師謝礼)	500,000円
・旅費(交通費)	2,000円
・需用費(消耗品費・印刷製本費)	498,000円
・委託料(メンタルチェックシステム「こころの体温計」)	111,000円

## 1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.156

2001 保健センター管理運営に要する経費 6,885,000円 (7,163,000円)

[一財 6,885,000円]

○ 目的

保健センターで行う乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などのため、良好に施設の状態を保つよう維持管理を図る。

○ 内容

乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などを快適かつ円滑に行うため、衛生的な施設を維持するための清掃管理業務等を実施する。

需用費(光熱水費等)	2,230,000円
委託料(施設維持管理委託料)	2,654,000円

## 1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P. 157

### 1101 取手市環境審議会に要する経費 282,000 円 (121,000 円)

[一財 282,000 円]

#### ○ 目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

#### ○ 内容

審議会は、次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項。
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項。

#### ・報酬(環境審議会委員報酬)

委員長 @6,700×1人×7回= 46,900 円

委員 @6,300×5人×7回= 220,500 円

#### ・旅費(費用弁償)

委員 @2,000×1人×7回= 14,000 円

[担当：環境対策課] P. 157

### 2101 犬猫対策に要する経費 3,195,000 円 ( 2,697,000 円)

[その他 2,441,000 円 一財 754,000 円]

#### \* 特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 (交 付) @2,000× 350 件 = 700,000 円  
(再交付) @1,000× 20 件 = 20,000 円]

[手数料:注射済票交付手数料 (交 付) @400 ×4,300 件 = 1,720,000 円  
(再交付) @200 × 5 件 = 1,000 円]

#### ○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

#### ○ 内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付、手数料徴収事務。
- ・路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。
- ・迷子のペットが飼い主の元に戻れるよう、「迷子札ホルダー」を配付する。
- ・動物愛護団体との連携の一環として、犬猫の引取りに必要となるフードを支給する。

[担当：環境対策課] P. 158

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,478,000円(7,753,000円)

[一財 7,478,000円]

○ 目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

○ 内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日(1月1日は除く)清掃する。また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)及び機械警備(藤代駅南口公衆トイレ)を実施する。

[担当：環境対策課] P. 158

2301 雑草除去に要する経費 3,253,000円(3,240,000円)

[その他 3,240,000円 一財 13,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:草刈受託収入 3,240,000円]

○ 目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

○ 内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境対策課] P. 158

2401 取手市外2市火葬場組合負担金 38,964,000円(43,903,000円)

[その他 25,000,000円 一財 13,964,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:取手市外2市火葬場組合事務費 25,000,000円]

○ 目的

取手市外2市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

【火葬場組合負担金】

(単位:千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	負担割合
取手市	8,976	29,988	38,964	43.4 %
守谷市	8,976	18,542	27,518	30.7 %
つくばみらい市	8,976	14,308	23,284	25.9 %
計	26,928	62,838	89,766	100.0 %

[担当：環境対策課] P. 159

3001 環境基本計画推進に要する経費 4,652,000円(607,000円)

[その他 130,000円 一財 4,522,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:環境基金繰入金 130,000円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、見直しを行う。

平成30年度は市環境基本計画の最終年度となるため、国立大学法人筑波大学と連携して環境基本計画の改定を実施する。

・ 報償費(環境講座講師謝礼)

市民環境講座講師謝礼 @20,000×3=60,000円

親子環境教室講師謝礼 @10,000×2=20,000円

・ 旅費(普通旅費) 12,000円

・ 需用費(消耗品費)

環境講座等消耗品代 65,000円

環境基本計画策定用消耗品代 105,000円

・ 役務費(通信運搬費)

市民アンケートに係る郵便料 429,000円

・ 委託料

環境基本計画策定支援業務委託料 3,581,000円

・ 負担金、補助及び交付金

取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金 350,000円

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム負担金 30,000円

[担当：環境対策課] P. 160

3601 緑のカーテン推進に要する経費 231,000円(262,000円)

[一財 231,000円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、緑のカーテンの推進を図る。

○ 内容

緑のカーテンは、建物の南側にネットを張り、つる性の植物を這わせて日射しを遮ることにより、室内の温度を下げる。

緑のカーテンを公共施設(福祉交流センター、各小中学校、各公民館など)で率先的に実施し、一般家庭への普及を図る。また、広報紙でのPRや緑のカーテンコンテストを実施する。

[担当：環境対策課] P. 160

3801 地球温暖化対策の推進に要する経費 158,000 円 (0 円)

[一財 158,000 円]

○ 目的

市民、事業者、団体、そして市などあらゆる主体が地球温暖化に対する意識を高め、相互に連携して対策を推進する。

○ 内容

地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性に関する情報提供や普及啓発を実施する。

・ 需用費 消耗品費 158,000 円

## 1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P. 160

2001 公害対策事業に要する経費 4,360,000 円 (4,370,000 円)

[その他 100,000 円 一財 4,260,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立て等に係る特定事業許可申請手数料 100,000 円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

(1) 水質汚濁防止対策

① 公共用水域の水質観測

市内河川(相野谷川、北浦川、西浦川)及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

② 古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

③ 井戸水検査

市内全域から選定した井戸を対象に水質検査を行い、地下水の汚染状況を把握する。

④ 産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2) 騒音・振動防止対策

① 自動車騒音の常時監視(平成 24 年 4 月県から権限移譲された)

環境省の処理基準により、騒音測定、交通量調査、沿道条件調査を行い、騒音レベルの推計(面的評価)を行い、結果を環境省に報告する。

[担当：環境対策課] P. 161

2501 放射能対策に要する経費 15,676,000 円 (20,631,000 円)

[国・県 13,763,000 円 その他 9,000 円 一財 1,904,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 11,912,000 円]

[国補:消費者行政推進交付金事業費補助金 1,851,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

除染作業が終了した子ども関連施設の事後モニタリング測定を継続して実施し、除染効果の維持状況を確認するとともに、測定結果をホームページで公表し住民の安心感の醸成を図る。

また、学校や保育所(園)の給食が安全な食材が使用されていることを再確認し、安心して子ども達に給食を食べてもらえるよう給食食材の放射性物質検査を継続して実施する。合わせて家庭菜園等で採取した市民持ち込み食材の放射性物質検査を継続して実施し、食の安全・安心を確保する。

○ 内容

《除染関連事業》

- ・ 除染実施後モニタリング業務委託料 11,718,000 円
- ・ 放射線測定器校正手数料(2 台分) 162,000 円
- ・ 放射能講演会講師謝礼 (1 回分) 50,000 円

《放射能食材検査》

- ・ 給食食材検査関係公用車リース料 189,000 円
- ・ 放射性物質検査機器校正手数料(2 台分) 324,000 円
- ・ 食材検査員報酬(3 名分) 2,942,000 円

## 2 清掃費 1 清掃総務費

[担当:環境対策課] P.162

2001 清掃事業に要する経費 8,917,000 円 (12,106,000 円)

[その他 420,000 円 一財 8,497,000 円]

＊ 特財積算根拠

[手数料:生活雑排水汲取手数料 @5,000×7 台×12 ヶ月=420,000 円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・ 地区清掃により発生した、汚泥が入った土のう袋を収集し処分を行う。
- ・ 生活雑排水を浸透柵で処理している家庭のうち、浸透柵で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う(汲取り戸数8戸)。

[担当:環境対策課] P.163

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 535,000 円 (600,000 円)

[一財 535,000 円]

○ 目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

○ 内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び廃棄物減量等推進員と連携を取り、市内の不法投棄の監視及び早期発見を目的とし、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動を行う。

[担当：環境対策課] P. 163

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 15,975,000円 (15,974,000円)

[国・県 10,922,000円 一財 5,053,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 (15,033,000円×1/3)+(30,000円×10基)  
=5,311,000円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 (15,033,000円×1/3)+(60,000円×10基)  
=5,611,000円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進する。

○ 内容

対象区域：次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域
2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

補助内訳

5人槽相当	294,000円	×29基	=8,526,000円
7人槽相当	342,000円	×15基	=5,130,000円
10人槽相当	459,000円	×3基	=1,377,000円
単独撤去分	90,000円	×10基	=900,000円
計			57基 15,933,000円

## 2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P. 163

2001 じん芥収集に要する経費 357,756,000円 (356,746,000円)

[その他 13,377,000円 一財 344,379,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 3,000円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 3,889,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000円]

[諸収入：資源物売却代 9,472,000円]

○ 目的

家庭ごみの収集運搬を実施することにより市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボ



トル)の収集運搬を業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの減量及びリサイクル推進を図る。

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ		資源物									
			乾電池・体温計	蛍光管	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他の色ビン	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古着	容器包装

じん芥収集運搬委託料 350,392,000円  
 公用車リース料 813,000円  
 非常勤作業員報酬(2名分) 4,582,000円

[担当：環境対策課] P.164

2101 ごみ処理事務に要する経費 6,651,000円(6,672,000円)

[その他 6,611,000円 一財 40,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 6,611,000円]

○ 目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進して清潔で快適な生活環境を保持する。また常総環境センター及び広域4市で連携を図りながらごみ処理に関する情報交換や、将来の方向性を協議する。

○ 内容

- ・ごみの排出抑制及び資源の再使用・再生利用について、広報等を通じて市民に啓発し、循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの受付事務に非常勤職員を採用して迅速に対応する。
- ・茨城県清掃協議会の研修及び意見交換会に参加し、各会員と情報交換を行う。

## 2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.165

2001 ごみ減量推進に関する経費 9,782,000円(10,388,000円)

[一財 9,782,000円]

○ 目的

ごみの減量及び資源の有効利用といったリサイクル推進に関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯1基まで限度額20,000円を交付する。

資源回収助成金は、自治会、子供会及びPTA等の団体に対して、自主的に回収した資源

物について1kg当たり4円を助成し、その資源回収団体から依頼を受けた資源回収業者についても、回収量に応じて1kg当たり1円の助成金を交付する。

## 2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P.166

2001 し尿処理事業に要する経費 40,311,000円(41,321,000円)

[その他 27,870,000円 一財 12,441,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 27,870,000円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内の汲取り式トイレのし尿汲取りを定期的を実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

《汲取実施戸数及び人数の見込み》

・定額制 1,000人 ・特別加算 270戸 ・従量制 7,700本

[担当：環境対策課] P.166

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 126,691,000円(134,969,000円)

[一財 126,691,000円]

○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

建設費分 33,658,000円

一般経費分 93,033,000円

分 担 金 表

(単位：千円)

No	市町村名	建設費分	一般経費分	平成30年度 分担金	全体比 (%)	平成29年度 分担金	比較
1	龍ヶ崎市	17,616	55,000	72,616	16.8	74,873	△2,257
2	牛久市	11,457	32,121	43,578	10.1	45,853	△2,275
3	取手市	33,658	93,033	126,691	29.3	134,969	△8,278
4	利根町	3,480	11,240	14,720	3.4	15,496	△776
5	河内町	6,040	18,757	24,797	5.7	26,778	△1,981
6	稲敷市	25,484	49,243	74,727	17.3	80,721	△5,994
7	美浦村	8,827	17,862	26,689	6.2	26,711	△22
8	阿見町	12,341	36,744	49,085	11.2	51,002	△1,917
	計	118,903	314,000	432,903	100.00	456,403	△23,500

## 5 農林水産業費

### 1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P.167

0501 農業委員会事務に要する経費 1,052,000 円 (1,212,000 円)

[一財 1,052,000 円]

○ 目的

農業委員会事務の円滑な遂行を図る。

○ 内容

- (1) 農家基本台帳の整備に関する事務
- (2) 農地に関する諸証明の発行
- (3) 農地常任委員会、農政常任委員会の運営に関する事務
- (4) 農地の権利移動、設定及び転用関係の許可事務及び届出に関する事務
- (5) 農業委員会総会、小委員会(各月1回)の運営に関する事務
- (6) 農業委員会会報発行(年2回)事務

[担当：農業委員会] P.168

2001 農業経営基盤強化促進事業に要する経費 388,000 円 (388,000 円)

[一財 388,000 円]

○ 目的

農用地の流動化を促進し、意欲ある農業者の規模拡大と農用地の有効利用に資する。

○ 内容

農業経営基盤強化促進事業の広報活動を行う。

[担当：農業委員会] P.169

2501 機構集積支援事業に要する経費 710,000 円 (772,000 円)

[国・県 709,000 円 その他 1,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：農業委員会補助金 709,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,000 円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

遊休農地の現地調査及び有効利用に係る意向調査の実施。

臨時職員賃金 1 人	654,000 円
雇用保険料	6,000 円
通信運搬費	50,000 円

## 1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P.170

### 2001 農業振興に要する経費 6,151,000円(6,043,000円)

[国・県 3,652,000円 一財 2,499,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 40,000円]

[県補：環境保全型農業直接支払交付金 597,000円]

[県補：農業次世代人材投資資金 3,014,000円]

[県委：家畜伝染病予防事務交付金 1,000円]

#### ○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図り、地域における農業経営の安定と活性化を目指す。

#### ○ 内容

農業団体や各種協議会等に対する補助等及び認定農業者が農業経営安定化のために借り入れた資金に対する利子補給を行う。また、地域の担い手として新規就農者や規模拡大を図る農家及び環境保全に効果の高い営農活動に対して交付金を支払う。

[担当：農政課] P.171

### 3401 ふれあい農園事業に要する経費 1,121,000円(1,080,000円)

[その他 1,121,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：ふれあい農園利用料 1,121,000円]

#### ○ 目的

自然とふれあいながら農業体験ができる環境を提供することにより、農業に対する理解を深めてもらうとともに、遊休農地の解消や地域の活性化を図る。

#### ○ 内容

農地を借り受け、市民農園として快適に利用できるよう管理、運営を行う。

農園一覧

農園名	利用料金	区画数	農園面積
宮和田(H6.3開設)	1区画3,000円/年	143	2,145㎡(1区画=15㎡)
桑原(H4.2開設)	1区画2,400円/年	17	510㎡(1区画=30㎡)
小文間(H9.8開設)	1区画2,400円/年	29	870㎡(1区画=30㎡)
稲(H9.8開設)	1区画2,400円/年	44	1,320㎡(1区画=30㎡)
野々井1(H2.5開設)	1区画3,600円/年	30	900㎡(1区画=30㎡)
野々井2(H9.8開設)	1区画3,600円/年	22	660㎡(1区画=30㎡)
野々井3(H9.8開設)	1区画3,600円/年	40	1,200㎡(1区画=30㎡)
野々井4(H14.4開設)	1区画2,400円/年	44	1,320㎡(1区画=30㎡)

	1区画 4,800 円/年	8	480 m <sup>2</sup> (1区画=60 m <sup>2</sup> )
下高井(H23.4 開設)	1区画 3,600 円/年	21	630 m <sup>2</sup> (1区画=30 m <sup>2</sup> )
	1区画 6,000 円/年	14	700 m <sup>2</sup> (1区画=50 m <sup>2</sup> )
合 計		412	10,735 m <sup>2</sup>

[担当：農政課] P.171

4001 市之代農業集落排水施設維持管理に要する経費 1,704,000 円 (1,730,000 円)

[その他 949,000 円 一財 755,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料:市之代農業集落排水使用料 949,000 円]

○ 目的

農業集落排水施設の適切な維持管理を実施することにより、良好な生活環境及び自然環境の維持に努める。

○ 内容

市之代地区農業集落排水処理施設の維持管理委託や処理水の水質検査等を実施する。

[担当：農政課] P.171

4201 農業ふれあい公園維持管理に要する経費 4,706,000 円 (5,706,000 円)

[その他 633,000 円 一財 4,073,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料:農業ふれあい公園使用料 633,000 円]

○ 目的

自然とのふれあいや農業への理解を深めてもらうことを目的に、平成12年4月、市之代地区に開設した農業ふれあい公園の適切な維持管理を実施し、安全で快適な利用促進を図る。

○ 内容

総面積 14,852 m<sup>2</sup> (ログハウス風管理棟、貸し農園(20 m<sup>2</sup>×76区画)、シンボルパーゴラ、景観池、多目的広場、自由広場、駐車場等を配置)

施設使用料

施設名	使用料	摘 要	備 考
貸し農園	7,200 円	1区画・年間	圏域内(取手市・守谷市・つくばみらい市)在住者の使用料 圏域外在住者は5割増
管理棟多目的室	1,500 円	9時～12時・13時～16時	
管理棟調理室	830 円	9時～12時・13時～16時	

[担当：農政課] P.172

4401 水田農業構造改革対策に要する経費 72,772,000 円 (52,794,000 円)

[国・県 6,864,000 円 一財 65,908,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補:経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 6,864,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価下落が続いているが、カロリーベースでの食料自給率は約38%と諸外国と比較しても極めて低い水準にある。こうした現状からの脱却には、農家の収入の安定化と余剰水田等を活用した自給力の向上に寄与する作物の推進が必要である。そのため、国では「経営所得安定対策」を積極的に推進している。この政策を踏まえながら、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組むとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《平成30年産米生産数量目標等》

生産数量目標配分	7,282 t
水稲作付面積換算	1,389ha(基準単収524kg換算)
配分農家数	1,964戸

《補助金等》

補助金	予算額	備考
水田農業転作等実施補助金	60,000,000円	転作等達成者補助金及び集落達成金
水田農業推進センター活動事業費補助金	200,000円	取手市生産調整推進センターへの活動費補助
県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	6,864,000円	取手市農業再生協議会への事業費補助
水田農業転作等推進事業負担金	5,565,000円	茨城みなみ農業協同組合への事業負担金

[担当:農政課] P.172

4701 地産地消に要する経費 122,000円(122,000円)

[一財 122,000円]

○ 目的

地産地消を推進することにより、市民に安心、安全な農産物を提供するとともに、農産物の販売経路の確保、農業所得と生産意欲の向上、地域間コミュニケーションの活性化を図る。

○ 内容

市のイベント会場等で取手産新鮮農産物等を農家が直接持ち寄り軽トラックで販売する「とりで軽トラ市」を開催する。また、農産物直売所について「取手市農産物直売所マップ」を作成する。

1 農業費 4 農地費

[担当:農政課] P.173

2001 土地改良事業に要する経費 52,037,000円(44,177,000円)

[国・県 3,877,000円 地方債 17,900,000円 一財 30,260,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:湛水防除施設等管理費補助金 183,000円]

[県補:多面的機能支払交付金 3,694,000円]

[市債:災害関連事業債(地盤沈下対策分) 1,620,000円×90%=1,400,000円]

[市債:土地改良事業債 10,000,000円×75%=7,500,000円]

[市債:土地改良事業債 10,000,000円×90%=9,000,000円]

(1)福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路に不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の不足や排水不良が起こっているため改修を実施している。川通用水路、寺下用水路、谷井田用水路、九ヶ村用水路を改修している小貝東部2期地区は平成36年度に改修完了予定。また、鐘打落排水路、山谷落排水路等を改修している福岡堰4期地区は平成32年度改修完了予定。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 1,620,000円(工事費)

事業	実施箇所	内容
地盤沈下対策事業 小貝東部2期地区	取手市及びつくばみらい市管内 (九ヶ村用水路・谷井田用水路・ 寺下用水路)	用水路改修 L=19,979m
地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区	つくばみらい市弥柳・谷井田 谷井田落排水路	排水路改修 L=7,937m

(2)守谷地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和41年～45年にかけて構造改善事業による圃場整備が完了しているが、用水施設が老朽化し支障が生じている。パイプライン等による用水施設の整備と併せて、排水路及び農道整備等を実施することにより、生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は、守谷土地改良区管内の取手地区2.2ha、守谷地区65.5haの合わせて67.7haで、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成20～21年度で調査計画、平成22年～31年度の10ヵ年で工事を実施する。

・事業費負担金 100,000円(工事費)

事業	実施箇所	内容
経営体育成基盤整備事業 守谷地区	取手市域及び守谷市域	農道工 L=2,657m 暗渠排水工 A=44.2ha 客土工 A=21.8ha

(3)藤代北部地区経営体育成基盤整備事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、昭和45年～52年にかけて実施された県営圃場整備事業により30a区画の基盤

整備が完了しているが、排水施設が老朽化し支障が生じている。排水路及び農道整備等を実施することにより、効率的かつ安定的な生産性の高い水田営農の確立を図る。

○ 内容

受益面積は福岡堰土地改良区管内の久賀地区 97.1ha で、経営体育成基盤整備事業(土地改良総合整備)として、平成 22～24 年度を調査計画期間とし、平成 25 年度から平成 30 年度の 6 ヶ年で事業を実施する。

・事業費負担金 10,000,000 円

事業	実施箇所	内容
経営体育成基盤整備事業 藤代北部地区	取手市域	排水路改修工 L=5,011m 農道工 L=2,060m

(4) 山王西部地区用排水路改修工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、平成 16～22 年度に集落地域整備統合補助事業により担い手の育成を目的に区画整理事業を行った区域であるが、土堀水路であるため担い手等の高齢化に伴い水路機能の維持管理が困難な状況のため、生産者の労力軽減を図り、営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

山王西部地区内の小用水(土堀水路)総延長 L=2,802.5m について改修工事を実施する。

・事業費負担金 10,000,000 円

(5) 小文間パイプライン整備負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区における小用水路は土堀水路であり、地形的に中だるみを生じており、毎年の用水不足が生じているため改修工事を行うものである。これにより農業用水の反復利用と労力の軽減を図り、生産者の営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

小文間地区パイプライン整備事業の一環として行い、小用水への吐出し口までの整備に合わせ小用水(土堀水路総延長 L=1,940m)の改修工事を実施する。

・事業費負担金 2,334,000 円(工事費)

(6) 多面的機能支払交付金

○ 目的

農業者又は農業者及び地域住民等で構成された組織が行う農地・水路・農道等の保全管理、農業施設の長寿命化を図る活動に対しての支援を目的とする。

○ 内容

市之代・貝塚・上高井・下高井地区、上萱場地区、浜田地区が実施する基礎的保全管理活動(田の草刈、水路泥上げ等 面積 16,420a) に対し交付する。

交付単価 3,000 円/10a (田)

負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

・事業交付金 4,926,000 円



## 6 商工費

### 1 商工費 1 商工総務費

[担当：産業振興課] P.174

2101 ネットワークフェア開催に要する経費 120,000 円 (0 円)

[一財 120,000 円]

○目的

誰もが安心して暮らすことのできる地域をめざし、市民、各種団体、行政のネットワークづくりを行う。

○内容

藤代スポーツセンター、県南防災センターを会場に各種団体の展示、模擬店、バザーの出店など、市民団体と市の共同イベント。

事務局は教育委員会、まちづくり振興部、福祉部が持ち回りで務める。

平成 30 年度事務局担当課として、ネットワークフェア開催に要する経費の計上を行う。

### 1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P.175

2001 商工業振興助成に関する経費 24,884,000 円 (24,959,000 円)

[その他 1,200,000 円 一財 23,684,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料:駐車場使用料 1,200,000 円]

○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 商店街活性化事業補助金	1,640,000 円
・ 商店街活性化事業補助金 7 団体	1,100,000 円
・ 駅周辺活性化事業補助金 3 団体	540,000 円
(2) 商工会事業補助金	19,185,000 円
・ 取手市商工会職員の人件費	16,874,000 円
・ 産業振興 ICT 推進事業	2,311,000 円
(3) とりで産業まつり補助金	2,000,000 円
(期 日) 平成 30 年 11 月予定	
(場 所) 取手緑地運動公園	
(参加者) 45,000 人見込み	
(4) 藤代商工祭補助金	1,000,000 円
(期 日) 平成 30 年 9 月予定	
(場 所) 藤代地区商店会大通り	
(参加者) 7,000 人見込み	

[担当：産業振興課] P.175

2002 買い物弱者支援事業に関する経費 2,000,000円(2,136,000円)

[国・県 1,000,000円 一財 1,000,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:生活環境づくり支援事業補助金 1,000,000円]

○目的

既存スーパーの撤退、地元商店街の衰退、市民の高齢化に伴う買い物弱者への買い物環境の改善を図るために市内に移動販売車を巡回する。

○内容

買い物が困難な市民に対して移動販売車にて生鮮三品等の買物の場を提供する事業者に対し、取手市買い物弱者支援事業補助金交付要綱に基づき人件費の一部を支援する。

[担当：産業振興課] P.176

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 95,470,000円(94,155,000円)

[国・県 133,000円 その他 33,003,000円 一財 62,334,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:関東・東北豪雨災害緊急対策融資利子補給費補助金 133,000円]

[諸収入:自治金融資金貸付金元利収入 33,003,000円]

(1) 取手市中小企業事業資金融資あっ旋制度

○目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○内容

茨城県信用保証協会を公的保証人とすることで事業資金の借入を円滑にするとともに、市内金融機関に1年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。

また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

制 度	自 治 金 融		振 興 金 融	
内 容	1,000万円	返済 7年	2,000万円	返済 7年
保 証 料	年 0.45～1.9% (平均で 1.15% 10万円で約 3,200円)			

・保証料補助の内訳

制 度	金 額	備 考
自治金融	54,684,000円	新規 197件、過年度 410件
振興金融		新規 74件、過年度 156件
自治金融・振興金融保証債務残高 4,764,095,000円 ※平成29年12月末現在		

・預託金、寄託金

制 度	金 額	備 考
自治金融預託金	33,000,000円	市内金融機関7行に預託

		(平成 30 年 10 月 16 日～平成 31 年 10 月 15 日)
損失補償寄託金	7,500,000 円	茨城県信用保証協会に寄託

(2) 関東・東北豪雨災害緊急対策融資に係る保証料補助と利子補給

○ 目的

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨で被害を受けた市内で事業を行っている中小企業者の早期復旧・復興を図る為。

○ 内容

県では関東・東北豪雨災害の影響により被害を受けた中小企業者に対し、早期復旧・復興が図れるよう、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害緊急対策融資制度」を創設。市も県と連携協力の上、制度利用者を対象に保証料の補助と利子補給を実施し負担軽減を図る。

・制度の概要

信用保証料助成

要件	補助率	負担割合	保証料率
直接被害	10 割	県 1/2 : 市 1/2	0.25～1.7%
間接被害	5 割	県 1/2 : 市 1/2	0.7%

保証料率は、県保証協会の協力により、通常の保証料から 0.2%軽減

利子補給

融資額	要件	補給割合	負担割合	金利
1 千万以内	直接被害・間接被害	10 割	県 1/2 : 市 1/2	0.6%
1 千万超	直接被害	10 割	県 2/3 : 市 1/3	1.2～1.6%
1 千万超	間接被害	5 割	県 2/3 : 市 1/3	1.2～1.6%

利子補給期間は、融資実行後 3 年間に限る

[担当：産業振興課] P.176

2701 中小企業育成事業に要する経費 4,310,000 円 (4,427,000 円)

[一財 4,310,000 円]

(1) 産業振興チャレンジ支援事業補助金 500,000 円

○ 目的

ワタシの街の起業支援 Match のプログラムを活用した起業者に対して、市内の店舗で利用可能な補助金を交付し、市内での起業の促進と、市内産業の活性化の両方を図る。

○ 内容

ワタシの街の起業支援 Match のプログラムで起業家カードを受け取った起業家に対し、市内の店舗で使用可能な補助金を交付することで、起業の促進と市内産業の活性化を図る。

(2) 市民の事業活動促進補助金事業 3,240,000 円

○ 目的

市内経済の活性化を促進するためには、より多くの事業活動が必要であることから、多くの市民が積極的に事業活動を行うことができるよう、オフィスを賃貸借する際の賃料の一部を補助する。

○ 内容

事業活動の支援を主たる目的として設置された供用オフィスを市民が借りて事業活動を

行う場合に、利用料の一部を補助し、市民の事業活動を促進し、市内経済の活性化を図る。

(3) 市内特産品販路開拓促進事業 570,000 円 (新規)

○目的

市内には優良な産品が多くあり、これまでもとりで本舗やふるさと取手応援寄附金での返礼品等で市内外へPRを行っている。当事業では、取手市の農産品を含む特産品を都内で販売する機会を設けることで、取手市のPR機会の増大と、販路拡大による市内経済の活性化を図る。

○内容

東京都千代田区にあるアンテナショップ「ちよだいちば」の貸し出し用棚を1か月間借りて市内特産品を販売する。また、毎年2月に開催される一般社団法人新スーパーマーケット協会が主催するスーパーマーケットトレードショーに出店し、市内特産品の販路拡大を支援していく。

[担当：産業振興課] P. 176

2801 産業振興に要する経費 45,251,000 円 (96,730,000 円)

[国・県 4,674,000 円 一財 40,577,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地方創生推進交付金 9,348,000 円×1/2=4,674,000 円]

(1) 産業活動支援条例に基づく奨励金 35,367,000 円

○ 目的

市内経済活動の活性化のため、市内企業・事業所の振興策の強化を図る。また、市経済の発展及び雇用機会の拡大に結びつく企業・事業所の事業拡大に対し支援する。

○ 内容

企業・事業所の事業拡大に対し、産業活動支援条例に基づき、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付し、地域経済の活性化を図る。

(2) 創業支援事業補助金 9,348,000 円

○ 目的

今まで行われていた、都市型の創業支援とは異なり、全国初となる地方都市での起業家タウンの実現を目指す。インキュベーションオフィスの設置、セミナーやスクールの開催に加え、地元企業による、起業応援団の組織、独自の広報媒体としてのフリーペーパーの発行等、新しい取り組みを市内で展開していく。

○ 内容

平成29年度に龍ヶ崎市との広域連携がスタートし、インキュベーションオフィスの相互利用やセミナー、ビジネスプランコンテストの共同開催等を連携して行った。今年度も引き続き広域連携での事業の推進を図る。なお、計上予算額は、広域連携事業分のみである。Match-hako 取手の運営は取手市単独の事業であり、今年度は単独事業分は一般社団法人と取りで起業家支援ネットワークによる独立運営となっている。

[担当：産業振興課] P. 177

2901 空き店舗活用事業に要する経費 3,200,000 円 (3,200,000 円)

[一財 3,200,000 円]

○目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○内容

空き店舗活用事業補助金 3,200,000 円

項目	補助率	補助対象経費の上限額
店舗改装費	2分の1以内	100万円以内
店舗の賃借料	2分の1以内	月額5万円以内で1年間

## 1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P.177

2001 労働対策に関する経費 9,991,000 円 (2,137,000 円)

[地方債 5,100,000 円 その他 5,000 円 一財 4,886,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：地域職業相談室整備事業債 6,907,000 円×75%≒5,100,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○目的

平成19年10月開設の取手市地域職業相談室(通称：取手市ふるさとハローワーク)において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。また、地域職業相談室を取手駅前へ移転し、利用者の利便性向上、駅前の活性化、Matchとりでとの連携を図り、就労支援の充実を図る。

○内容

施設(94.08㎡)を藤代庁舎2階に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

業務時間	毎週月～金曜日 午前10時～午後5時		
主な業務	職業相談、職業紹介と求人情報の提供		
相談員	国2名	受付事務	市2名

## 1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当：産業振興課] P.179

2001 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 11,834,000 円  
(12,336,000 円)

[その他 1,402,000 円 一財 10,432,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料：施設使用料 1,354,000 円]

[手数料：コピー手数料 20,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 3,000 円]

[諸収入：印刷機使用料 25,000 円]

○ 目的

利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

働く婦人の家の適切な維持管理を行う。主な経費は一般職非常勤報酬、需用費、委託料である。

- ・一般職非常勤報酬 3,135,000 円
- ・需用費 4,261,000 円 (光熱水費、修繕料、他)
- ・委託料 3,671,000 円 (施設の清掃管理委託、夜間管理委託、他)

[担当：産業振興課] P. 180

2101 働く婦人の家・勤労青少年ホーム活動に要する経費 266,000 円 (266,000 円)

[その他 128,000 円 一財 138,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:講座参加個人負担金 128,000 円]

○ 目的

働く婦人及び勤労青少年の福祉の促進と健全な育成を図る。

○ 内容

主催講座実施予定

講座名	開催回数	参加人数見込 (延べ人数)
簿記(3級)	20回	300人

## 1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P. 180

2001 消費生活対策に要する経費 9,369,000 円 (9,398,000 円)

[国・県 2,461,000 円 その他 19,000 円 一財 6,889,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補:消費者行政推進事業費補助金 2,461,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 19,000 円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1) 消費生活展実施委託料 650,000 円

消費者団体等が、消費生活に関する題材を多面的かつ具体的に取り上げ、一般消費者の方への情報提供や消費者力アップを目的とした啓発活動である。

(2) 消費生活センター相談業務

商品やサービスの契約及び多重債務等に関する相談、苦情、問い合わせを受け付け、助言・斡旋・情報提供などを行う。また、消費者の自立を促し消費者被害の未然防止を

図る。

業 務 日	月曜日～金曜日
相談時間	午前 9 時～午後 4 時
相談員数	3 人

## 1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P. 181

2001 観光事業に関する経費 34,309,000 円 (39,952,000 円)

[一財 34,309,000 円]

### ○ 目的

取手市の魅力を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

### ○ 内容

- (1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000 円
- (2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 526,000 円  
(茨城県国際観光テーマ地区推進協議会負担金 70,000 円含む)
- (3) 市観光協会補助金 33,403,000 円
 

観光協会一般補助金	4,223,000 円
花火大会補助金	25,080,000 円
たこあげどんどまつり補助金	2,050,000 円
桜ライトアップ事業補助金	750,000 円
取手駅前にぎわい創出事業補助金	1,300,000 円

### 観光協会主催イベント

イベント名	実施予定期日	場 所	参加者見込み
第 65 回とりで利根川大花火	平成 30 年 8 月中旬	取手緑地運動公園	100,000 人
取手駅前にぎわいフェスタ	平成 30 年 10 月	取手ウェルネス プラザ	2,500 人
第 52 回とりで利根川 たこあげ大会	平成 31 年 1 月	取手緑地運動公園	2,500 人
第 49 回とりで利根川 どんどまつり	平成 31 年 1 月	取手緑地運動公園	2,500 人
第 6 回とりで観光フォト コンテスト	平成 31 年 2 月中旬	ふじしろ図書館	—
第 15 回桜ライトアップ事業	平成 31 年 3 月下旬	老人福祉センター 「さくら荘」	2,500 人

## 7 土木費

### 1 土木管理費 1 土木総務費

[担当：管理課] P.184

2501 道路管理に要する経費 57,382,000円(52,009,000円)

[地方債 33,000,000円 その他 2,049,000円 一財 22,333,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 34,800,000円×95%≒33,000,000円]

[使用料：道路使用料 130,000円]

[使用料：法定外公共物使用料 1,897,000円]

[手数料：道路幅員証明手数料 1,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000円]

#### ○ 目的

市道の適正な管理を行うことにより、市民の安心安全な生活道路を維持する。

#### ○ 内容

道路の認定・廃止及び道路改良工事等により、市道に変更が生じた箇所について道路台帳の調書・図面を加除し、最新の状況で管理する。

藤代地区の雨水流末でもある北浦川河川整備事業(県事業)による橋梁架替に伴い、市道部分に対する応分の負担金を茨城県に支出する。

委託料	道路台帳整備委託料	11,566,000円
負担金、補助及び交付金	北浦川谷中第5号橋(仮称)相橋架替負担金	34,800,000円
	平成27年度～平成31年度(5カ年の年割)	

### 2 道路橋りょう費 1 道路橋りょう総務費

[担当：管理課] P.185

2101 街路灯の維持管理に要する経費 51,947,000円(57,581,000円)

[その他 21,900,000円 一財 30,047,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料：道路使用料 21,900,000円]

#### ○ 目的

道路の交通安全及び防犯のために、街路灯の設置及び維持管理を行う。

#### ○ 内容

市内全域の街路灯について維持管理を行う。老朽化したポールの取替えを30本予定している。また新設要望箇所に30本を新たに設置する。



需用費	修繕料(LED 防犯灯以外の道路照明修繕)	2,101,000 円
工事請負費	街路灯設置工事(30 箇所)	1,307,000 円
備品購入費	街路灯用ポール(30 本)	584,000 円

## 2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P.186

### 2001 道路維持補修に要する経費 269,520,000 円 (233,103,000 円)

[国・県 27,995,000 円 その他 19,042,000 円 一財 222,483,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(インフラ老朽化対策分) 50,900,000 円×55%=27,995,000 円]

[使用料:道路使用料 12,818,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 6,200,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 24,000 円]

#### ○ 目的

総延長約 1,000 km の市道を安全・快適に利用できるように道路施設の点検・維持・修繕を行う。また、橋梁や道路施設の点検を実施し修繕を計画的に行う。

#### ○ 内容

道路施設で破損があった場合に、専門的な技術及び機器等を使用しなければならないような破損については専門業者に修繕を依頼し、破損の程度が小さく職員で補修できるものについては補修材料を購入して修繕する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の側溝、路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋梁及び歩道橋においては、計画的な修繕を行うことを目的に定期点検を実施する。また、災害発生時に重要性が高い緊急輸送道路については、路面下空洞調査を行い道路陥没の発生防止に努める。

委託料	橋梁点検委託料	47,684,000 円
	路面下空洞調査業務委託料	4,104,000 円

[担当：道路建設課] P.188

### 26 道路維持に要する経費 41,008,000 円 (55,461,000 円)

[地方債 38,900,000 円 一財 2,108,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債:合併特例債 41,008,000 円×95%≒38,900,000 円]

#### ○ 目的

当該地は地盤状況が悪く、舗装打ち替えが 10 年～30 年以上前であることから道路施設の劣化が激しいため、道路利用者の安全を図る。

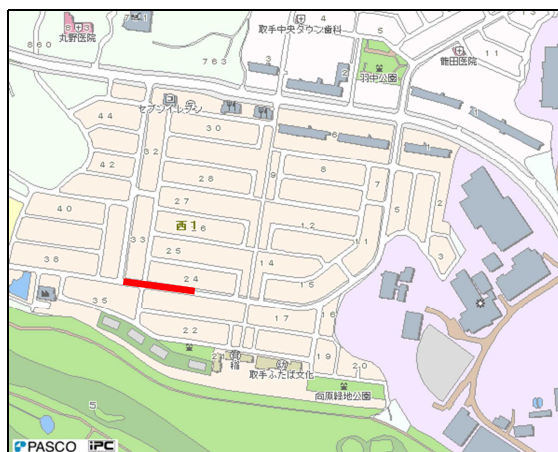
○ 内容

アスファルト路面の凸凹及びマンホールと路面間の段差等による騒音、振動が顕著であるため、振動対策と舗装の打ち替えを行う。

(単位:円)

事業名	事業費	事業内容
2603 西一・二丁目 (市道 2548 号線他)	41,008,000	維持工事 L=105m 41,008,000

2603 西一・二丁目(市道 2548 号線他)



## 2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路建設課] P. 188

20 道路改良に要する経費 235,407,000 円 (71,071,000 円)

[国・県 46,750,000 円 地方債 175,100,000 円 一財 13,557,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 85,000,000 円×55%=46,750,000 円]

[市債:市道整備事業債 76,181,000 円×90%≒68,400,000 円]

[市債:合併特例債 (159,226,000 円-46,750,000 円)×95%≒106,700,000 円]

○ 目的

生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の救急車両の通過や交通の利便性を図る。

○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

なお、井野三丁目(市道 4305 号線)については、井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事に併せて、周辺道路の歩行者、生徒、児童の安全確保のために、歩道整備工事を行うものである。また、片町(市道 5379 号線)については、藤代駅北口の歩行者の安全確保のための歩行帯整備のための測量等を行うものである。

(単位:円)

事業名	事業費	事業内容	
2015 井野三丁目 (市道 4305 号線)	123,632,000	用地測量業務委託	11,632,000
		改良工事 L=400m	112,000,000
2016 井野団地外周道路 (市道 0115 号線他)	24,257,000	路線測量業務委託 L=2.0km	14,267,000
		地盤調査業務委託	9,990,000
2017 中原町 (市道 3353 号線)	15,894,000	改良工事 L=30m	14,894,000
		電柱移設補償費	1,000,000
2024 市之代 (市道 1032 号線他)	15,944,000	不動産鑑定評価業務	2,536,000
		用地費	13,050,000
		損失補償費	358,000
2040 井野台四丁目 (市道 3276 号線他)	24,966,000	改良工事 L=55m	23,966,000
		電柱移設補償費	1,000,000
2046 上高井三宝グラウンド前 (市道 1124 号線)	12,897,000	路線測量業務委託 L=300m	3,554,000
		用地測量業務委託	4,126,000
		道路詳細設計業務委託 L=300m	5,217,000
2057 片町(市道 5379 号線)	11,337,000	路線測量業務委託 L=400m	4,353,000
		用地測量業務委託	5,984,000
		電柱移設補償費	1,000,000
2089 桑原(市道 3100 号線他)	6,480,000	地質調査業務委託	6,480,000

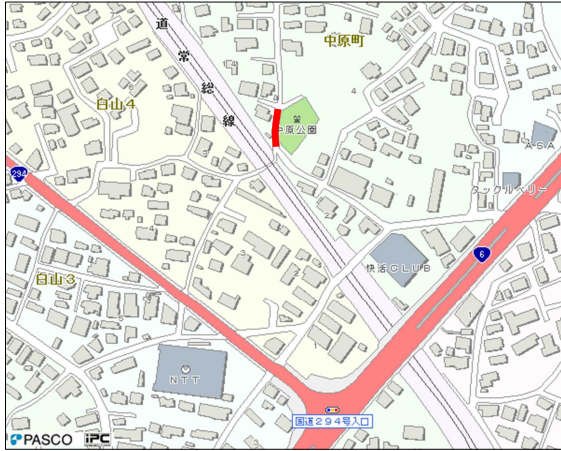
2015 井野三丁目(市道 4305 号線)



2016 井野団地外周道路(市道 0115 号線他)



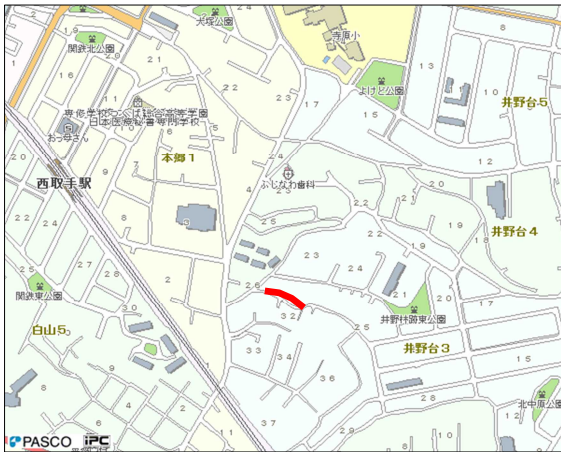
2017 中原町(市道 3353 号線)



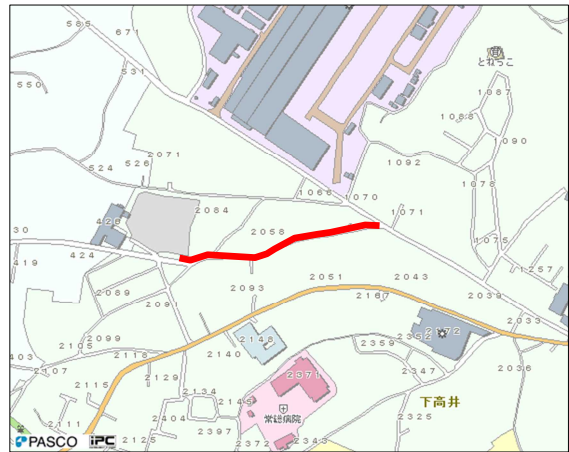
2024 市之代(市道 1032 号線他)



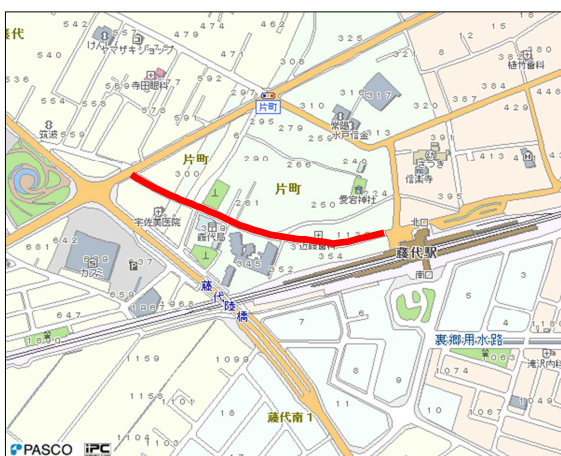
2040 井野台四丁目(市道 3276 号線他)



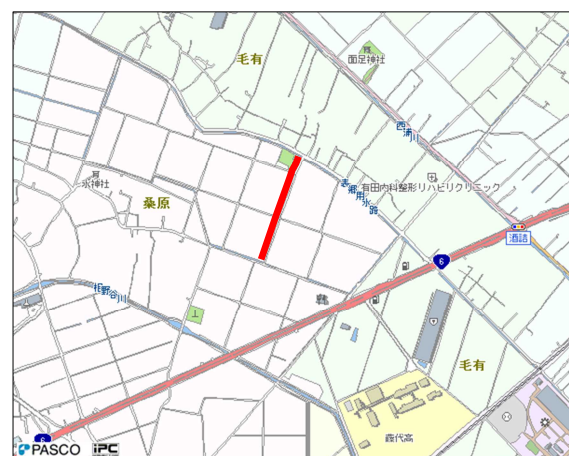
2046 上高井三宝グラウンド前(市道 1124 号線)



2057 片町(市道 5379 号線)



2089 桑原(市道 3100 号線他)





[担当：道路建設課] P. 190

25 通学路整備に要する経費 126,000,000円 (150,536,000円)

[国・県 69,300,000円 地方債 53,700,000円 一財 3,000,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 126,000,000円×55%=69,300,000円]

[市債:合併特例債 (126,000,000円-69,300,000円)×95%=53,700,000円]

○ 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

なお、通学路安全対策プログラムに基づき危険箇所対策として、道路改良及び安全対策施設整備を求められた箇所すべてについて、安全対策を行うものである。

(単位:円)

事業名	事業費	事業内容
2505 下高井田向 (市道 0104 号線)	60,000,000	物件調査算定業務 2,000,000 改良工事 L=190m 46,000,000 物件移転補償費 10,000,000 電柱移設補償費 2,000,000
2512 山王 (市道 4262 号線他)	40,000,000	路線測量業務委託 L=370m 4,007,000 地質調査業務委託 6,189,000 道路詳細設計業務委託 L=370m 5,994,000 改良工事 L=250m 22,810,000 電柱移設補償費 1,000,000
2516 本郷四丁目(市道 3221 号線)	14,000,000	安全対策施設整備工事 L=342m 14,000,000
2518 青柳井戸田(市道 4482 号線他)	12,000,000	安全対策施設整備工事 L=220m 12,000,000

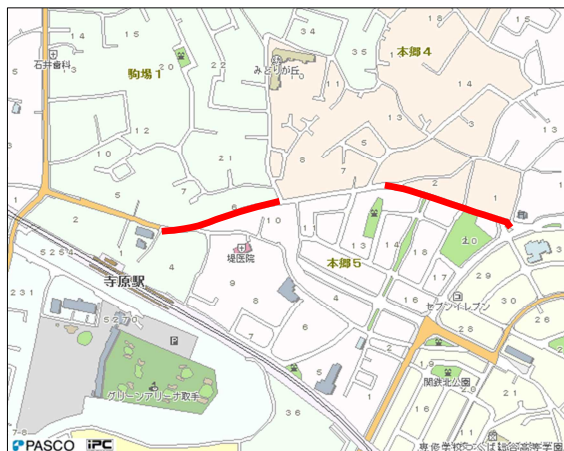
2505 下高井田向(市道 0104 号線)



2512 山王(市道 4262 号線他)



2516 本郷四丁目(市道 3221 号線)



2518 青柳井戸田(市道 4482 号線他)



### 3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P. 193

0801 桑原地区整備推進に要する経費 12,008,000 円 (72,940,000 円)

[一財 12,008,000 円]

#### ○ 目的

市の活力と求心力を高め持続可能なまちづくりの実現を図るため、桑原周辺地区については、大規模な商業・業務施設を核とした新市街地の創出による新たな雇用創出や交流人口の拡大を目指し、土地地区画整理事業の早期事業化に向けて、事業計画素案の作成を進め、準備組合の設立に向けた関係権利者等への支援を進める。

#### ○ 内容

桑原周辺地区土地地区画整理事業の早期実現に向けて、準備組合の設立を支援するため、事業協力者とともに事業計画素案の作成を進め、また、市街化区域編入に向けた都市計画手続きを円滑に進めるため、農政、交通、河川等の関係機関との協議を進める。

桑原地区土地地区画整理事業計画素案作成支援業務委託	12,000,000 円
その他の経費	8,000 円

[担当：都市計画課] P. 194

2201 立地適正化計画策定に要する経費 8,496,000 円 (10,128,000 円)

[国・県 4,115,000 円 一財 4,381,000 円]

#### \* 特財積算根拠

[国補:集約都市形成支援事業費補助金 8,230,000 円×1/2=4,115,000 円]

#### ○ 目的

人口減少や少子高齢社会の進展による市街地の低密度化の進行に起因する課題に対応し、持続可能な都市構造の実現を図るため、市民が医療や福祉、商業等の各種都市機能を徒歩

や公共交通によりコンパクトに享受できるまちづくりを目指して、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定により、都市機能と居住が一体となった市街地構造の検討を進める。

○ 内容

平成 29 年度に引き続き、計画の策定に向けて業務委託を行う。本年度は、これまでに行った都市の課題の分析・抽出やまちづくりの方針の検討等に基づき、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定、区域に誘導すべき施設、誘導するための施策、施策の達成状況に関する評価方法の検討等を行う。

計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表者等で構成される策定委員会を設置し検討を進める。

立地適正化計画策定業務委託	8,230,000 円
立地適正化計画策定委員会委員謝礼	254,000 円
その他の経費	12,000 円

**[担当：都市計画課] P. 194**

**2501 都市交通政策の推進に要する経費 120,430,000 円 (118,440,000 円)**

[一財 120,430,000 円]

○ 目的

市民の日常の交通手段を確保する観点から、民間路線バスとコミュニティバス等の市内公共交通網に関する整備を図る。

コミュニティバスにおいては、公共公益施設や中心市街地へのアクセス性及び利便性の向上を図り、また、高齢者や交通弱者等に対しての移動手段を確保することを目的に運行するものである。

また、路線バスにおいては、市民の公共公益施設への交通アクセスを確保するとともに、複数市町村間の広域的・幹線的な交通網を確保するため、運行するバス路線に補助をするものである。

○ 内容

コミュニティバスは、市内 7 路線を 7 台の車両で運行し、運行に係る経費と運賃等の収入の差額分を運行事業者に補填する。バス車両については、7 路線すべてが低床で高齢者等においても乗り降りしやすい車両をリースし運行する。

路線バスにおいてはバス運行事業者に対し、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを經由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部について補助し、また、取手駅や藤代駅を発着として複数市町村間を運行する路線の維持を図るため、県や沿線市町と経費の一部を負担する。

コミュニティバス運行経費補償金	91,809,000 円
コミュニティバス使用料	18,110,000 円

路線バス運行事業補助金	7,200,000円
路線バス運行事業負担金	2,148,000円
その他の経費	1,163,000円

[担当：都市計画課] P.195

2601 交通バリアフリー推進に要する経費 1,400,000円 (1,400,000円)

[一財 1,400,000円]

○ 目的

取手市公共交通バリアフリー化設備補助要綱に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業者が行うバリアフリー化設備整備事業に要する経費の一部を市が助成することにより、市内を運行する路線バスのノンステップバスの導入を促進し、もって高齢者、障害者等が、安全かつ身体的負担の少ない方法でバス車両等の利用を享受できるようにすることを目的とする。

○ 内容

市内一般乗合旅客自動車運送事業者が導入する低床でバリアフリーに対応したノンステップバスに対して補助を行う。補助額は、補助対象経費と通常車両の導入価格との差額に2分の1を乗じた額を限度としている。

当該補助対象については、県との協調となることから、4分の1を乗じた額を限度額とし補助するものである。

公共交通バリアフリー化設備整備費補助金(2台分) 1,400,000円

### 3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P.195

0501 建築指導事務に要する経費 12,149,000円 (7,443,000円)

[国・県 1,800,000円 その他 3,163,000円 一財 7,186,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(都市防災推進分) 5,400,000×1/3=1,800,000円]

[手数料:昇降機確認手数料 18,000円]

[手数料:昇降機完了検査手数料 30,000円]

[手数料:建築確認手数料 230,000円]

[手数料:建築完了検査手数料 270,000円]

[手数料:工作物確認手数料 70,000円]

[手数料:工作物完了検査手数料 115,000円]

[手数料:建築認定手数料 1,051,000円]

[手数料:証明等手数料 120,000円]

[手数料:中間検査手数料 110,000円]



[手数料:建築計画概要書等の写し交付手数料 280,000 円]

[手数料:位置指定申請手数料 50,000 円]

[手数料:開発行為許可申請手数料 696,000 円]

[手数料:証明手数料 20,000 円]

[手数料:開発登録簿の写し交付手数料 95,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 8,000 円]

○ 目的

建築確認に関する事務や建築基準法に基づく指定・認定・許可及び違反建築物の指導を通して、安全・安心な街並形成のための建築行政に寄与すること、また開発行為等の許可及び宅地造成等規制法により宅地の安全性に寄与することを目的とする。

○ 内容

平成 28 年度に実施した大規模盛土造成地の変動予測調査において、一定規模以上の形状である大規模盛土造成地の抽出を行った。この基礎資料を基に、今年度は危険度判定用の評価手法による現地調査等を行い、大規模盛土造成地毎の詳細情報をまとめ、滑動崩落の危険度を判定する。さらに、平成 31 年度以降は、今年度の調査を基に危険度が高い大規模盛土造成地において地盤調査等を実施して、滑動崩落の恐れがある場合には、宅地造成等規制法による防災区域の指定を行う。

大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料 5,400,000 円

**[担当：建築指導課] P.196**

**1001 建築審査会に要する経費 233,000 円 (266,000 円)**

[その他 233,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 233,000 円]

○ 目的

建築基準法に基づく特定行政庁の諮問機関として、様々な基準法上の案件について審議を行い、その審議結果を特定行政庁に答申する。

○ 内容

建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する審議を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

**[担当：建築指導課] P.197**

**1101 旅館等建築審査会に要する経費 41,000 円 (51,000 円)**

[その他 41,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 41,000 円]

○ 目的

取手市ラブホテル建築規制に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関であり、条例に基づく案件を審議し、その審議結果を市長に答申する。

○ 内容

条例に基づき申請された建築計画が、ラブホテルの建築に該当するかどうかを審議し、市長に答申する。

**[担当：建築指導課] P. 197**

**2001 狭あい道路拡幅事業に要する経費 2,300,000円 (2,300,000円)**

[その他 2,300,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 506,000円]

[手数料:開発行為許可申請手数料 1,794,000円]

(1) 狭あい道路拡幅整備促進補助金 1,350,000円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、既存塀等の撤去及び再築造費用を市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の撤去及び再築造の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
狭あい道路拡幅整備促進補助金	解体 11件	550,000円
	再築造 8件	800,000円
計	19件	1,350,000円

(2) 建築行為等に係る分筆測量補助金 950,000円

○ 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、後退部分を分筆して道路とするために市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

本年度の地目替及び寄付の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
建築行為等に係る分筆測量補助金	分筆地目替 1件	50,000円
	分筆寄付 6件	900,000円
計	7件	950,000円

[担当：建築指導課] P. 197

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 1,880,000円 (1,880,000円)

[国・県 1,290,000円 一財 590,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 800,000円×1/2=400,000円]

[国補：社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成分)

1,080,000円×1/2=540,000円]

[県補：木造住宅耐震診断補助金 350,000円]

○ 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図り、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

○ 内容

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助予定件数は次のとおり。

名称	件数	金額
木造住宅耐震診断	20件	1,080,000円
木造住宅耐震補強補助	耐震補強計画 2件	200,000円
	耐震補強工事 2件	600,000円
計	24件	1,880,000円

3 都市計画費 5 街路事業費

[担当：道路建設課] P. 200

2101 都市計画道路3・4・7号取手東口城根線(台宿工区)に要する経費

485,339,000円 (245,732,000円)

[国・県 225,500,000円 地方債 246,800,000円 一財 13,039,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 410,000,000円×55%=225,500,000円]

[市債：合併特例債 (485,339,000円-225,500,000円)×95%=246,800,000円]

○ 目的

本路線は、取手駅東口までの主要なアクセス道路で多くの利用者があるにもかかわらず、歩道等の整備が十分でないことから早期の整備が必要である。

○ 内容

・不動産鑑定評価業務	44,000 円
・改良工事 L=150m	70,000,000 円
・用地費	158,745,000 円
・物件移転補償費	256,550,000 円

2101 都市計画道路 3・4・7 号取手東口城根線



[担当：道路建設課]P. 201

2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費 15,000,000 円 (12,993,000 円)

[国・県 8,250,000 円 地方債 6,400,000 円 一財 350,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 15,000,000 円×55%=8,250,000 円]

[市債:合併特例債 (15,000,000 円-8,250,000 円)×95%≒6,400,000 円]

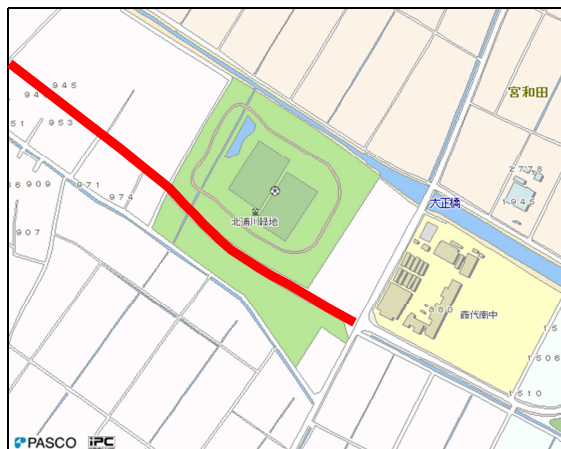
○ 目的

本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業(茨城県事業)と一体的に整備を進めている路線である。

○ 内容

・路線測量業務委託 L=500m	3,986,000 円
・道路詳細設計業務委託 L=800m	11,014,000 円

## 2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線



[担当：中心市街地整備課] P. 201

2401 藤代駅北口駅前広場施設整備に要する経費 266,772,000円 (11,010,000円)

[地方債 253,400,000円 一財 13,372,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 266,760,000円×95%≒253,400,000円]

○ 目的

藤代駅北口においては、通勤通学者の送迎時における混雑解消や歩行者の安全確保等が課題となっていることから、駅利用者の利便性向上を図るため、交通広場の改修及び駅自由通路に繋がる階段の増設を行い、交通結節機能の充実を図る。

○ 内容

工事請負費 藤代駅北口駅前広場・連絡階段工事 266,760,000円

## 3 都市計画費 6 都市排水費

[担当：排水対策課] P. 202

2001 排水路の維持管理に要する経費 50,091,000円 (50,992,000円)

[その他 5,913,000円 一財 44,178,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 5,900,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 13,000円]

○ 目的

市内の都市排水施設の維持管理及び排水路の清掃を行い、道路冠水・家屋浸水被害を緩和する。

○ 内容

市内の雨水排水ポンプ施設点検や修繕及び排水路・調整池の維持管理を実施する。

修繕料	蔵前ポンプ (No.2) オーバーホール	4,104,000 円
	双葉第一ポンプ場 自家発用触媒栓交換	680,400 円
委託料	排水用ポンプアップ施設点検 64 台分	7,192,000 円

[担当：排水対策課] P.203

2101 樋管の維持管理に要する経費 31,219,000 円 (33,172,000 円)

[国・県 2,142,000 円 その他 14,300,000 円 一財 14,777,000 円]

\* 特財積算根拠

[国委:樋管管理業務受託収入 2,142,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 14,300,000 円]

○ 目的

利根川、小貝川への都市排水放流口である樋管の維持管理及び老朽化した排水機場の補修工事を行う。これにより、市内を水害から守る。

○ 内容

樋管及び排水機場の維持管理は業者に委託し、樋管の操作は地元の各消防団と民間人に依頼する。

修繕料	長町、新町排水樋管管理橋塗装	3,431,182 円
委託料	排水機場施設点検 4 機場 8 樋管分	4,549,000 円
排水施設改修工事	新町排水機場 1 号ポンプオーバーホール	5,238,000 円
	中谷津排水機 2 号ポンプオーバーホール	4,752,000 円

[担当：排水対策課] P.204

27 都市排水整備に要する経費 152,918,000 円 (180,994,000 円)

[地方債 131,400,000 円 一財 21,518,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債:都市排水路整備事業債 48,033,000 円×75%≒35,900,000 円]

[市債:都市排水路整備事業債 (45,164,000 円-33,800,000 円)×75%≒8,400,000 円]

[市債:合併特例債 91,923,000 円×95%≒87,100,000 円]

○ 目的

家屋への浸水被害や道路冠水を解消し、雨水排水路整備をすることで居住環境の改善を図る。

○ 内容

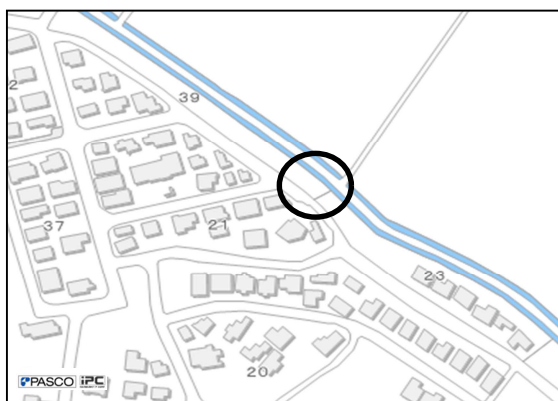
今年度は、駒場一丁目地区・野々井地区(寺田工区)・藤代地区・野々井大門地区・下高井水砂地区の家屋調査や雨水排水整備工事及び道路排水流末用地の確保を行うものである。併せて敷地内雨水の流出を抑制するため雨水浸透の施設設置費用の一部を助成するものである。

都市排水整備事業一覧

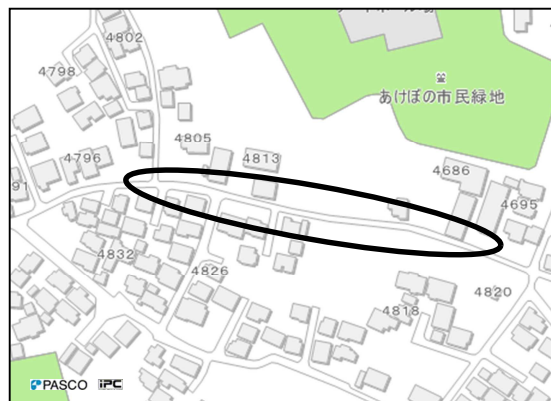
(単位：円)

事業名	事業費	事業内容
2703 駒場一丁目雨水排水	25,024,000	排水工事 25,024,000 ・ボックスカルバート L≒21m
2724 野々井地区雨水排水	48,700,000	委託料(事前・事後調査) 2,344,000 排水工事 43,686,000 ・U字溝 L≒200m 補償費(移設・家屋) 2,670,000
2751 雨水排水流出抑制対策	205,000	浸透枿・浸透地下埋設管設置助成金 1～3号施設:3件 205,000
2756 藤代地区雨水排水	22,694,000	委託料(事前・事後調査) 2,204,000 排水工事 19,840,000 ・U字溝 L=94m 補償費(移設・家屋) 650,000
2765 藤代横町雨水排水	22,133,000	委託料(事前・事後調査) 3,521,000 排水工事 18,512,000 ・φ250 L≒16m 補償費(家屋) 100,000
2768 野々井大門地区雨水排水	31,293,000	委託料(事前調査) 3,878,000 排水工事 26,115,000 ・φ250～600 L≒143m 補償費(移設) 1,300,000
2774 下高井水砂雨水排水	2,869,000	役務費 330,000 公有財産購入費 2,539,000

2703 駒場一丁目雨水排水



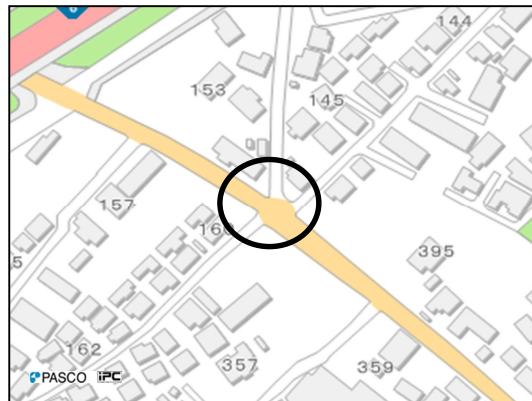
2724 野々井地区雨水排水



2756 藤代地区雨水排水



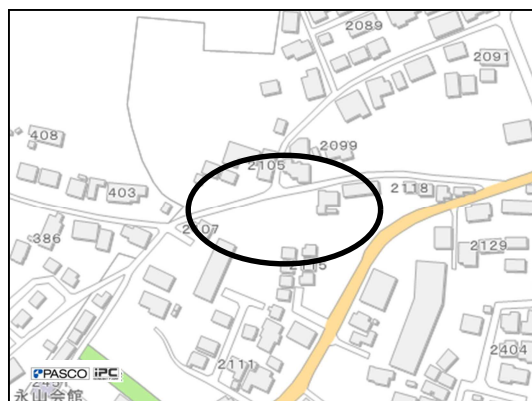
2765 藤代横町雨水排水



2768 野々井大門地区雨水排水



2774 下高井水砂雨水排水



### 3 都市計画費 7 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P. 206

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,660,000,000円 (1,660,000,000円)

[一財 1,660,000,000円]

○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による住環境の改善や公共水域の水質保全を図る。また、下水道施設の建設改良を図る。

○ 内容

負担金 1,440,000,000円

雨水処理に要する経費に対する負担金 97,133千円

分流式下水道に要する経費等に対する補助金 1,281,375千円

企業債の元金償還等に対する補助金 61,492千円

出資金 220,000,000円

下水道施設の建設改良費に対する出資金 220,000千円



### 3 都市計画費 8 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P. 207

#### 2101 緑地等管理に要する経費 6,281,000円(0円)

[一財 6,281,000円]

##### ○ 目的

緑地を適正に維持管理するため、樹木の剪定伐採や除草を行い緑地の保全を図ることで市民に安らぎと潤いのある憩いの空間を提供する。

##### ○ 内容

樹木の剪定伐採を行い、緑地を適正に維持管理する。

委託料	新取手三丁目緑地及び大山緑地管理委託料(草刈2回)	1,436,000円
	岡堰水辺プラザ除草業務委託(草刈平地部3回、斜面部2回)	3,570,000円
	あけぼの市民緑地樹木剪定伐採業務委託料(剪定伐採)	1,275,000円

[担当：水とみどりの課] P. 208

#### 2501 緑化推進に要する経費 930,000円(12,355,000円)

[その他 900,000円 一財 30,000円]

##### \* 特財積算根拠

[繰入金:みどりの基金繰入金 900,000円]

##### ○ 目的

緑化推進のため、緑化フェア等のイベントや緑の募金などの事業を実施することにより、緑化の推進及び緑化に対する市民の意識高揚を図る。

##### ○ 内容

緑の募金活動、苗木や花鉢の配布、緑化ボランティアへの支援等を行うとともに、募金交付金による学校緑化事業を推進する。

取手市緑化推進委員会への緑化推進事業委託料 900,000円

[担当：水とみどりの課] P. 208

#### 2701 公園維持管理に要する経費 162,809,000円(181,809,000円)

[国・県 25,120,000円 地方債 22,600,000円 その他 16,018,000円

一財 99,071,000円]

##### \* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業分) 25,120,000円]

[市債:都市公園整備事業債(50,241,000円-25,120,000円)×90%≒22,600,000円]

[使用料:公園施設使用料 7,251,000円]

[使用料:公園施設占用料 839,000円]

[使用料:公園敷地使用料 7,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 7,421,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 40,000 円]

[諸収入:資源物売却代 64,000 円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 249,000 円]

[諸収入:自動販売機電気料 147,000 円]

○ 目的

公園の樹木や芝生、スポーツ施設・トイレ・駐車場や遊具などを適切に維持管理を行うとともに、公園施設の保安全管理を実施し、利用者に潤いと安らぎのある空間を提供する。

○ 内容

・樹木の剪定、除草、トイレの清掃、遊具や浄化槽などの施設点検、駐車場やスポーツ施設の施錠、施設の修繕などを行う。

・都市公園長寿命化対策工事として、都市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修工事を実施する。今年度は、取手緑地運動公園内園路において損耗が著しい箇所の修繕を行うほか、市内都市公園の遊具・設備の更新、修繕を行う。

・中原公園出入口のバリアフリー化対策工事を行い、公園利用者の利便性の向上を図る。

委託料

・取手緑地運動公園・とがしら公園及び他公園管理委託料

(内訳)

取手緑地運動公園内 16 箇所 (排水路の法面・擬木周りの除草 年 2 回、中低木の刈込 年 1 回)	8,738,000 円
高井城址公園他 32 公園 (芝刈り・除草 年 2 回、中低木の刈込 年 1 回)	5,649,000 円
相野谷川親水公園他 13 公園 (除草 年 2 回、中低木の刈込 年 1 回)	6,556,000 円
とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園 (園庭及び側溝の清掃・芝刈り・除草 通年管理)	8,267,000 円
・公園美化業務委託料 市内公園 52 箇所(除草 年 3 回)	4,587,000 円
・公園管理委託料 市内公園 43 箇所 片町町内会他 11 自治会公園管理業務委託 (除草 年 2 回以上)	5,704,000 円
・公園管理及びトイレ清掃業務委託料 向原公園他 10 箇所 (テニスコート及び駐車場の鍵の開閉 毎日、トイレ清掃・園内巡回清掃 週 2~3 日)	6,378,000 円
・下高井近隣公園管理委託料 ゆめみ野公園他 4 公園 (芝刈り・除草年 3 回、刈込年 1 回、トイレ清掃 週 3 回)	4,551,000 円
・公園遊具定期点検委託料 159 公園 計 419 基 (遊具の安全に関する規準に準拠した安全点検)	1,912,000 円

・小貝川緑地管理委託料 小貝川リバーサイドパーク (除草・芝刈り 年5回、刈込 年1回、花壇管理 年3回)	5,670,000 円
・藤代地区他公園管理委託料 中内大塚線緑道他4公園 (除草 年2回、刈込 年1回)	5,876,000 円
使用料及び賃借料	
・公園管理用機械借上料(高所作業車・重機等リース)	400,000 円
・公園敷地借上料(高井城址公園他7公園の敷地借上料)	4,846,000 円
工事請負費	
・中原公園出入り口バリアフリー化工事(幅2.0m・延長15.5m)	1,998,000 円
・都市公園施設長寿命化対策工事 11公園	50,241,000 円

[担当：水とみどりの課] P.210

3301 水辺利用推進に要する経費 3,261,000 円 (3,674,000 円)

[一財 3,261,000 円]

○ 目的

利根川及び小貝川河川敷の水辺で広く市民が利用できるイベント等を開催し、河川について河川愛護・河川美化・環境等への市民意識の高揚と水辺利用の推進を図る。

○ 内容

①「とりで利根川河川まつり」「利根川レンタサイクル事業」により利根川及び小貝川河川敷の利用促進、市民の交流、利根川上下流域との交流を図る。

②利根川レンタサイクル事業では、利用者層の拡大や増進を図り、利用者の多様なニーズに応えるため、二人乗りのタンデム自転車を購入する。また、昨年引き続き、電動アシスト付自転車を購入することにより、幅広い利用者が水辺にふれあえる機会を提供する。

・とりで利根川河川まつり委託料 1,500,000 円

10月第1日曜日に取手緑地運動公園を会場に行う「第21回とりで利根川河川まつり」実施業務を委託する。

・レンタサイクル管理業務委託料 483,000 円

4月1日から11月30日、3月20日から3月31日までの土・日・祝日の午前9時から午後4時までの貸出業務を委託する。

・レンタサイクル用自転車購入費 335,000 円

タンデム自転車、電動アシスト付自転車を各1台購入する。

[担当：水とみどりの課] P.211

3401 小堀の渡し運航に要する経費 14,247,000 円 (14,578,000 円)

[その他 445,000 円 一財 13,802,000 円]

＊ 特財積算根拠

[使用料:渡船使用料 445,000 円]

○ 目的

小堀の渡しは、小堀地区住民の生活の足だけでなく、市内に観光に訪れる一般利用者が誰でも利用できる取手市の貴重な観光資源である。利根川の歴史に触れていただくことや自然環境を体感することの一環として単なる河川敷利用のみでなく、川を挟んだ兩岸の市域を一体的な空間として活用することを目的とする。

○ 内容

取手市小堀、取手緑地運動公園駐車場前船着場、ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で渡船を運航し、小堀地区住民(無料)及び一般乗客(有料、小学生半額、一部無料)で運航する。

小堀の渡し運航業務委託料 13,657,000 円

取手市小堀、取手緑地運動公園駐車場前船着場、ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で1日7便運航する。毎週水曜日及び年末年始運休。

[担当：水とみどりの課] P.211

3501 舟運交流推進に要する経費 1,296,000 円 (1,098,000 円)

[一財 1,296,000 円]

○ 目的

利根川下流域19市町村により、利根川舟運・地域づくり協議会を組織し、舟運を通じて水面・空間の利用促進、沿川の交流・連携を行う「利根川舟運による地域活性化事業」の実施により沿川市町村相互の地域活性化を図る。

○ 内容

利根川舟運による地域活性化事業を実施し、観光資源や地域特産品の宣伝・紹介等による地域の交流・連携を促進する。

舟運交流推進事業委託料 1,109,000 円

利根川舟運による地域活性化事業において、バス及び船舶の運航を委託する。

[担当：水とみどりの課] P.212

3701 フラワーカナル事業に要する経費 1,955,000 円 (1,742,000 円)

[一財 1,955,000 円]

○ 目的

小貝川河川敷で行われるフラワーカナル事業(花の運河)を推進し、河川に対する市民の緑化意識の高揚を図るとともに、市民の集う親しみある河川空間を創出する。

○ 内容

花の栽培(春花・秋花の2回)、枯花の刈取り(2回)、花祭り(5月)を開催する。

報償費	フラワーカナル推進団体謝礼(20,000円×2回×4団体)	160,000円
需用費	消耗品(種子、肥料代)	955,000円
委託料	フラワーカナル刈取委託料	692,000円
	花祭り音響委託料	146,000円

[担当：水とみどりの課] P.212

### 3801 北浦川緑地管理に要する経費 19,626,000円(18,349,000円)

[国・県 10,716,000円 その他 534,000円 一財 8,376,000円]

\* 特財積算根拠

[県委:北浦川緑地管理委託金 10,716,000円]

[使用料:公園敷地使用料 2,000円]

[諸収入:北浦川緑地利用料 355,000円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 141,000円]

[諸収入:自動販売機電気料 36,000円]

○ 目的

北浦川緑地を適正に維持管理し、利用者の利便性の向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃を実施する。

委託料	北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託 (トイレ清掃 週2回、門扉開閉 359日)	3,337,000円
	北浦川緑地植栽管理業務委託 (芝刈り 年8回、除草 年2~8回、刈込 年1回)	15,390,000円
	北浦川緑地浄化槽保守点検及び清掃業務委託 (浄化槽の点検 月1回、清掃 年1回)	153,000円
	北浦川緑地遊具安全点検業務委託 (遊具 10基の法定点検 年1回)	128,000円

## 4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P.214

### 2001 市営住宅管理に要する経費 23,551,000円(50,559,000円)

[国・県 720,000円 地方債 800,000円 その他 20,061,000円 一財 1,970,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 1,600,000円×45%≒720,000円]

[市債:市営住宅整備事業債(1,600,000円-720,000円)×100%≒800,000円]

[使用料:住宅使用料 20,061,000円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 住宅概要

(H30.1.31 現在)

管理戸数	利用戸数	空家戸数	政策空家戸数
281 戸	202 戸	66 戸	13 戸

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しいことから、政策的に入居募集を停止した結果、空家の状態となっている住宅のこと。なお、募集不可能な住宅も政策空家を含む。

平成 30 年度	構造・階数	建設年次	住戸面積	管理戸数	家賃(円/月)
宮和田住宅	木造・1 階	昭和 26 年	23.1 m <sup>2</sup>	2 戸	600 円～ 900 円
舟山住宅	木造・1 階	昭和 38 年	32.2 m <sup>2</sup>	8 戸	4,300 円～ 6,400 円
南住宅	木造・1 階	昭和 40 年	31.6 m <sup>2</sup>	4 戸	4,100 円～ 6,100 円
第二南住宅	PC 造・1 階	昭和 41 年	31.4 m <sup>2</sup> (36.5 m <sup>2</sup> )	16 戸	4,300 円～ 7,600 円
野々井住宅	PC 造・1 階	昭和 42 年	31.4 m <sup>2</sup> (36.5 m <sup>2</sup> )	20 戸	4,900 円～ 8,700 円
第二野々井住宅	PC 造・1 階	昭和 43 年	31.4 m <sup>2</sup>	15 戸	5,200 円～ 7,900 円
西方住宅	PC 造・1 階	昭和 43 年	36.5 m <sup>2</sup>	25 戸	5,700 円～ 8,700 円
大利根住宅	PC 造・2 階	昭和 44～46 年	39.5 m <sup>2</sup> (42.7 m <sup>2</sup> )	121 戸	9,600 円～11,800 円
駒場住宅	PC 造・2 階	昭和 47 年	42.7 m <sup>2</sup>	14 戸	13,200 円～14,300 円
駒場住宅 A 棟	PC 造・4 階	昭和 48 年	46.6 m <sup>2</sup>	32 戸	14,300 円～21,300 円
駒場住宅 B 棟	PC 造・4 階	昭和 49 年	46.6 m <sup>2</sup>	24 戸	14,600 円～21,700 円

◇修繕料 6,700,000 円

・住宅修繕(玄関ドア修繕、壁クロス張替え、床板張替え、水廻り修繕 等)

◇火災保険料 248,000 円

(加入物件:11 団地 281 戸、1 集会所)

◇委託料 3,033,000 円

・高架水槽清掃委託(駒場住宅 A・B 棟:高架水槽 2 基・受水槽 1 基) 112,000 円

・住宅空地等草刈業務委託 943,000 円

(大利根住宅法面:A=820m<sup>2</sup>、西方住宅法面:A=410m<sup>2</sup>、その他:A=14,120m<sup>2</sup>)

・汚水雨水管清掃委託(野々井住宅敷地内側溝:L=250m) 378,000 円

・駒場住宅(14 戸) 外壁・屋根防水工事実施設計 1,600,000 円

◇使用料及び賃借料 11,385,000 円

・住宅敷地借上料(市営住宅 9 団地ほか:A=40,869.10m<sup>2</sup>) 11,300,000 円

◇負担金、補助及び交付金 1,910,000 円

・下水道受益者負担金(大根住宅:500 円×14,942.91 m<sup>2</sup>÷5 年) 1,494,000 円  
(西方住宅 :500 円×3,957.26 m<sup>2</sup>÷5 年) 395,600 円

[担当：都市計画課] P.214

2301 定住化促進住宅政策に要する経費 49,269,000 円 (40,432,000 円)

[国・県 18,000,000 円 一財 31,269,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分)40,000,000 円×45%=18,000,000 円]

○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進めるため、子育て世代等の市内定住化を促進し、あわせて魅力ある住環境の整備を図る。

また、人口減少や少子高齢化に伴う住宅地における空き家と空き地の増加に対し、利活用に向けた方策を策定する。

○ 内容

平成 29 年度に引き続き、良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世代の持家を活かした子育て世代への家賃補助等を行う。

空き家と空き地の利活用方策については、高齢化が進むことで、住宅地内で増加している空き家や空き地の実態を踏まえ、住宅団地再生を図るための方策策定を行う。

定住化促進住宅補助金	40,000,000 円
住宅取得補助金	@400,000 円×75 戸=30,000,000 円
住宅リノベーション補助金	@300,000 円×30 戸= 9,000,000 円
シニア層の持家活用よる住み替え支援補助金	1,000,000 円
定住化促進住宅政策パンフレット印刷代	432,000 円
印刷部数	6,000 部
空き家空き地利活用促進調査業務委託	8,802,000 円
その他の経費	35,000 円

## 8 消防費

### 1 消防費 1 常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P.216

0501 消防総務事務に要する経費 21,729,000 円 (21,569,000 円)

[その他 429,000 円 一財 21,300,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:危険物許認可手数料 429,000 円]

#### ○ 目的

災害対応や高度化する住民ニーズに的確かつ効果的に対応するため、消防行政の円滑な推進を図り、更なる消防サービスの向上を図る。

#### ○ 内容

各種災害による被害を軽減するための取組みや、高齢化の進展等による救急需要増加に対応するなどの消防体制を整える。

・平成 29 年出動件数[H29. 1. 1~H29. 12. 31] ( ) は、平成 28 年の件数

火災 19 件 (18 件)

救急 4,907 件 (4,584 件)

救助 78 件 (47 件)

[担当：消防本部 総務課] P.218

2001 職員研修に要する経費 2,839,000 円 (4,034,000 円)

[その他 491,000 円 一財 2,348,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:研修入校本人負担分 491,000 円]

#### ○ 目的

複雑多様化する各種災害に対応するため、高度な知識や技術を兼ね備えた人材育成による組織力の向上を図る。

#### ○ 内容

消防大学校、茨城県立消防学校及びその他の機関で実施される各種研修会等に職員を派遣し、法令、活動基準、災害事例等の広範囲な知識を習得させ、安全・確実・迅速に活動できる能力と正確な判断力の向上を図る。

消防大学校における研修

・幹部科 1 名

茨城県立消防学校における研修

・初任科 6 名

・救急科 3 名



・救助科	2名
・特殊災害科	1名
・火災調査科	2名
・警防科	2名
・水難救助科	1名

[担当：消防本部 総務課] P. 219

2201 消防庁舎の管理運営に要する経費 28,109,000円 (25,653,000円)

[地方債 6,200,000円 その他 624,000円 一財 21,285,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 6,600,000円×95%≒6,200,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 400,000円]

[諸収入：いばらき指令センター基地局電気使用料 224,000円]

○ 目的

防災の拠点施設である消防庁舎の適正な維持管理を図る。

○ 内容

消防庁舎施設及び設備の点検、修繕等を実施し、職場環境の充実を図る。また、平成元年4月に竣工した消防本部の大規模改造工事実施設計を委託し、平成31年度に本工事を実施する。

・消防庁舎	取手市消防本部	取手消防署
		戸頭消防署
		吉田消防署
		櫛木消防署
		宮和田出張所

[担当：消防本部 警防課] P. 219

2301 消防自動車等の維持管理に要する経費 13,177,000円 (12,119,000円)

[一財 13,177,000円]

○ 目的

火災及び救助などの災害時に出動する消防自動車等が、十分な能力を発揮できるよう適切な維持管理を行う。

○ 内容

・主な配備車両	指揮車	1台
	指令車	4台
	はしご車	1台
	救助工作車	1台

水槽付ポンプ車	5台(化学車1台含む)
ポンプ車	4台
重機搬送車	1台(重機1台含む)

[担当：消防本部 警防課] P.220

2501 救急救命士の養成に要する経費 3,518,000円 (3,419,000円)

[その他 91,000円 一財 3,427,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:研修入校本人負担分 91,000円]

○ 目的

救急救命士法に基づく高度な救命処置を行うため、救急救命士を養成し、救命効果のさらなる向上を図る。

○ 内容

(1) 各消防署所の救急隊に、常時1名以上の救急救命士の配置を可能にするため、1名の救急救命士を養成する。

救急救命士資格取得者 35名

・救急救命士の養成

- ①期間 平成30年9月～平成31年3月
- ②場所 東京都八王子市南大沢4-5 救急救命東京研修所
- ③経費

入校負担金	2,071,000円
旅費	72,000円
テキスト及び受験料等	100,000円
計	2,243,000円

(2) 救急救命士を含めた救急隊員の資質向上のため、1名の指導的立場の救急救命士を養成する。

指導的立場の救急救命士取得者 3名

・指導的立場の救急救命士の養成

- ①期間 平成30年5月～平成30年6月
- ②場所 福岡県北九州市八幡西区大浦3-8-1 救急救命九州研修所
- ③経費

入校負担金	324,000円
旅費	89,000円
計	413,000円

(3) 救急救命士気管挿管病院実習のため、筑波大学附属病院に3名を実習委託する。

・実習期間

筑波大学附属病院	1名	平成30年6月上旬～30症例を終了するまで
	1名	平成30年9月上旬～30症例を終了するまで

1名 平成30年12月上旬～30症例を終了するまで

[担当：消防本部 総務課] P.221

3401 いばらき消防指令センターに要する経費 28,106,000円 (20,816,000円)

[その他 5,000円 一財 28,101,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:いばらき指令センター設備保険料受入金 5,000円]

○ 目的

県内20消防本部(33市町)による消防指令業務の共同運用を行うことにより、災害情報の一元化による迅速で的確な災害対応の実現、広域的な無線ネットワークシステムによる通信の確保、高機能な消防指令システムと通信技術による業務の高度化などを図り、地域住民の安心・安全に万全を期する体制を構築する。

○ 内容

いばらき消防指令センターの維持管理に必要な負担金等である。

## 1 消防費 2 救急業務費

[担当：消防本部 警防課] P.221

0501 救急業務に要する経費 6,629,000円 (5,404,000円)

[一財 6,629,000円]

○ 目的

救急資機材の適正な管理と、的確な救急業務の遂行を図る。

○ 内容

救急活動に必須のガーゼ類や感染防止衣などの消耗品及び医薬材料等の充実や、隊員の感染防止対策を適正に行う。また、住民への応急手当の普及啓発活動の推進を図る。

・救急自動車配備状況 高規格救急自動車 6台(予備車1台含む)

## 1 消防費 3 非常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P.222

2001 消防団員に要する経費 51,450,000円 (59,410,000円)

[その他 12,132,000円 一財 39,318,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:消防団員退職報償金受入金 12,000,000円]

[諸収入:消防団福祉共済返戻金 132,000円]

○ 目的

消防団員の処遇及び福利厚生の実施を図る。

○ 内容

消防団員の報酬や手当等をはじめ、消防団員退職報償金及び消防団員等公務災害補償共済負担金などの各種負担金等である。また、新入団員への被服貸与や、消防団本部・各消防分団へ火災等災害出場時の身体保護のため、耐切創性手袋・防塵メガネ・防塵マスクを配備する。

・消防団員の定数 649 人

[担当：消防本部 総務課] P.223

2101 消防団の運営に要する経費 60,920,000 円 (63,818,000 円)

[地方債 38,200,000 円 その他 420,000 円 一財 22,300,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：消防防災設備整備事業債 36,610,000 円  $\times 1/2 \times 100\% \rightleftharpoons 18,300,000$  円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (36,610,000 円  $- 18,300,000$  円)  $\times 90\% \rightleftharpoons 16,400,000$  円]

[市債：消防防災施設整備事業債 3,920,000 円  $\times 90\% \rightleftharpoons 3,500,000$  円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 420,000 円]

○ 目的

消防団組織の充実した運営の維持と活性化を図る。

○ 内容

消防団活動に必要な施設等の維持管理を行う。

- ・消防団車庫 35 棟のうち、老朽化の著しい 1 棟を改築する。
- ・消防団車両整備計画により消防ポンプ自動車 2 台を更新する。

消防団組織 1 本部 35 分団 (女性消防分団含む)

消防団配備車両 消防ポンプ自動車 19 台(うち 2 台更新)

小型ポンプ積載車 16 台

## 1 消防費 4 消防施設費

[担当：消防本部 警防課] P.224

2001 消防水利の整備に要する経費 29,205,000 円 (22,850,000 円)

[地方債 17,200,000 円 その他 10,000,000 円 一財 2,005,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：消防防災設備整備事業債 (29,205,000 円  $- 10,000,000$  円)  $\times 90\% \rightleftharpoons 17,200,000$  円]

[諸収入：防火水槽補償金 10,000,000 円]

○ 目的

円滑な消火活動を行うため消防水利の適切な設置を行う。

○ 内容

消防水利不足地域へ耐震性貯水槽 1 基を設置するため、地質調査と耐震性貯水槽設置工

事実施設計を委託し、平成 31 年度に本工事を実施する。また、市道拡幅工事に伴い撤去した防火水槽の付近へ新たに防火水槽を設置する。

[担当：消防本部 警防課] P.224

2201 消防施設の整備に要する経費 37,036,000 円 (105,479,000 円)

[国・県 10,534,000 円 地方債 23,800,000 円 一財 2,702,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：緊急消防援助隊設備整備費補助金 基準額 21,068,000 円 $\times$ 1/2=10,534,000 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (37,036,000 円-10,534,000 円) $\times$ 90% $\approx$ 23,800,000 円]

○ 目的

消防ポンプ自動車を更新し、消防体制の充実強化を図る。

○ 内容

櫛木署に配備された平成 6 年式消防ポンプ自動車を更新する。

## 9 教育費

### 1 教育総務費 2 事務局費

[担当：学務給食課] P. 229

2001 スクールバス運行に要する経費 14,231,000 円 (14,231,000 円)

[国・県 755,000 円 一財 13,476,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：へき地児童生徒援助費等補助金 411,000 円]

[県補：市立小学校適正規模化支援事業費補助金 344,000 円]

○ 目的

遠距離通学となる児童生徒の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

・小文間地区スクールバス運行業務委託料 7,128,000 円

・小堀地区スクールバス運行業務委託料 7,103,000 円

[担当：学務給食課] P. 229

2201 通学送迎に要する経費 4,243,000 円 (3,590,000 円)

[一財 4,243,000 円]

○ 目的

遠距離通学となる児童の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

・桜が丘小学校通学送迎委託料(大留地区) 842,400 円

・永山小学校通学送迎委託料(市之代/貝塚地区) 2,721,600 円

[担当：学務給食課] P. 229

2301 教育情報機器整備に要する経費 120,804,000 円 (111,824,000 円)

[一財 120,804,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る。

○ 内容

小中学校において、児童生徒が ICT 機器を活用した授業及び教職員が校務事務を円滑に実施するために、教育委員会と学校が情報を共有する教育情報ネットワークを構築することで、事務の効率化と個人情報の保護を図る経費である。

・教職員勤休管理システム経費 294,000 円

・ICT 活用教育支援スタッフ業務委託料 9,482,000 円

・教育センターシステムクラウド運用管理委託料 11,103,000 円

・教育センターシステムクラウド使用料 34,464,000 円

・校務支援システム使用料 9,993,000 円

・教職員用パソコン使用料 18,640,000 円

[担当：指導課] P. 230

3101 いじめ防止対策に要する経費 12,085,000円(0円)

[一財 12,085,000円]

○ 目的

いじめは常に起こり得るという現実を見つめ、いじめを早期に発見し、いじめの芽を摘むための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組み、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できる環境を実現する。

○ 内容

・いじめ問題専門委員会委員報酬等(6人) 624,000円

いじめの未然防止、早期発見、早期対処するために、いじめの防止等に関する調査研究、施策の企画立案や教育委員会への提言、重大事態に係る事実関係調査等を行うための委員会を設置する。

・スクールカウンセラー報酬等(1人) 4,608,000円

・スクールソーシャルワーカー報酬等(1人) 1,920,000円

・教育相談員報酬(1人) 1,224,000円

いじめ等の問題を抱える児童生徒にきめ細やかに対応するため、心理や福祉に関する専門的な知識及び経験を有する専門職員を教育総合支援センターに配置する。

・学校生活支援事業教職員研修講師謝礼 520,000円

教職員が児童生徒間のいじめを見抜き、いじめを防止し、具体的な行動をとるために必要な判断力や指導力を身に付けるため、専門家による講演会及び研修会を実施する。

・学級集団アセスメントの実施 1,738,000円

児童生徒にアンケートを実施し、学級集団の情報を分析・評価し、問題を抱える児童生徒に対して適切な支援を行う。

・命の授業講演会委託料 692,000円

命の尊さ、生きていることの素晴らしさについて、専門家を招いて講演会を実施し、自分自身がかけがえのない存在であり、人を大切にすることを学ぶ。

・いじめ防止アプリ使用料 759,000円

市立中学生を対象に、生徒がいじめを受けた、またはいじめを見たという情報をスマートフォン等で匿名で相談できるアプリを導入する。

## 1 教育総務費 3 育英事業費

[担当：教育総務課] P. 231

2101 奨学生貸付金 6,000,000円(5,160,000円)

[その他 3,426,000円 一財 2,574,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：奨学金貸付金元利収入 3,426,000円 償還者数：19名]

○ 目的

経済的に修学が困難な大学生・短大生に奨学金を貸し付けし、有為な人材を育成する。

○ 内容

・新規分 5人(国・公立 30,000円/月 私立 40,000円/月)

- ・貸付中 9人(国立4人 私立5人)
- 合 計 14人

## 1 教育総務費 4 教育研究指導費

[担当：指導課] P.231

0501 教育振興に要する経費 55,557,000円(48,411,000円)

[一財 55,557,000円]

### ○ 目的

国際化、情報化、科学技術の飛躍的な発展の中で、変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成が必要である。基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことができるよう、教育の充実を図る。そこで、英語指導助手との連携による授業、地域人材を活用した授業などの実践を行う。また、社会科副読本「とりで」や取手市地図の印刷を行い授業に活用する。

### ○ 内容

- ・英語指導助手業務委託料 50,544,000円  
英語指導助手(ALT)12名(中学校各校に1人配置、小学校は2~3校に1人配置)を民間専門業者に委託する。ALTの活用により、外国語(英語)教育・国際理解教育の充実を図る。
- ・地域人材活用事業講師謝礼 938,000円
- ・「わたしたちの茨城県」購入 576,000円
- ・中1・小3用地図印刷 793,000円
- ・社会科副読本「とりで」印刷製本 1,672,000円
- ・研究委嘱校補助金4校 240,000円
- ・その他(需用費・負担金等) 794,000円

[担当：指導課] P.232

1001 特別支援教育に要する経費 6,778,000円(4,513,000円)

[国・県 540,000円 一財 6,238,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 360,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 180,000円]

### ○ 目的

障害のある幼児児童生徒を支援し、保護者や教職員からの相談に応じるとともに、市内の小中学校の特別支援教育の充実を図る。

### ○ 内容

専門的な知識や経験を有する特別支援教育相談員を配置、適切な就学のための就学相談の実施、市内保幼小中における個別の相談に当たる。また、特別支援教育及び子どもの発達に関する専門家が多数在籍する大学と連携し、専門家の派遣を受けて知能検査や小中学校等の教育施設への訪問相談を行う。

- ・教育支援委員会委員報酬等(4人) 89,000円
- ・特別支援教育相談員報酬(3人) 3,672,000円



・発達検査専門家謝礼(100件)	1,200,000円
・訪問相談専門家謝礼(60回)	1,200,000円
・特別支援学校との交流等自動車借上料	221,000円
・研修会講師謝礼・検査用紙等	396,000円

[担当：指導課] P.233

2301 教育総合支援センターに要する経費 23,820,000円 (25,377,000円)

[国・県 550,000円 一財 23,270,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 367,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 183,000円]

○ 目的

教育総合支援センター及び学校において、学校生活における相談に応じ、支援を行う。また、不登校児童生徒等に対応するために、児童生徒の所属小中学校や関係機関との連携のもと、適切な援助指導を行う。学校生活における相談の対応にはその状況に応じた援助・支援が必要である。さらに、不登校児童生徒のための適応指導教室を教育総合支援センターに併設することにより、学習面、人間関係の面での指導支援を継続的に行い、早期の学校復帰を目指す。

○ 内容

指導主事や相談員が、教育総合支援センターや併設されている適応指導教室及び学校において、教科の指導、集団での活動、個別の相談業務等を行う。これらを通して、児童生徒が自立しコミュニケーション力をつけ、学校生活に適応できるよう継続的に支援する。併せて保護者との面談も行い、家庭との連携を図る。電話や電子メール、来訪による面談、定期的な学校訪問等、様々なかたちで学校生活上の相談に応じる。また、学校と連携した指導を図るため、各校に子どもと親の相談員を配置する。

・指導主事派遣負担金等	9,980,000円
・教育相談員報酬(7人)	8,568,000円
・子どもと親の相談員謝礼	3,860,000円
・教育総合支援センター維持管理費等	1,412,000円

[担当：指導課] P.234

3901 移動学習バス委託事業に要する経費 3,879,000円 (3,189,000円)

[一財 3,879,000円]

○ 目的

児童生徒が校外で直接体験する学習を充実させるため、移動に必要なバスを運行して、校外での学習活動を支援する。

○ 内容

行き先：公共施設、福祉施設、市内スーパー・工場等

・小学校3・4年生(社会科見学)	3,440,000円
・中学生(ボランティア・職場体験学習等)	439,000円

[担当：指導課] P. 234

4201 日本語指導員に要する経費 2,358,000円 (2,021,000円)

[一財 2,358,000円]

○ 目的

日本語指導を必要とする帰国児童生徒及び外国人児童生徒への日本語の指導を通して、学校生活を援助する。

○ 内容

臨時職員賃金 7人 2,358,000円

- (1) 学校での日本語指導への協力
- (2) 教科書・指導資料等の翻訳
- (3) 学校での保護者との通訳等

[担当：指導課] P. 234

4501 学力向上推進事業に要する経費 3,877,000円 (4,574,000円)

[国・県 1,575,000円 一財 2,302,000円]

\* 特財積算根拠

[県委:学びの広場サポートプラン委託金 1,575,000円]

○ 目的

児童生徒に基礎的・基本的な内容の習得を図り、確かな学力を育成するため、指導体制や指導方法の確立など授業力の向上を目指した取組を中心に事業を進め、教員の資質向上を図る。

○ 内容

国語や算数・数学については、指導方法や指導体制の改善に関する研修会や講演会を通して、授業力向上など教職員の資質の向上を図る。理科では、小学校に理科特別講師を派遣し、興味関心を高めるとともに小学校理科教育の一層の活性化及び充実を図る。

また、小学校4年生以上及び中学1・2年生を対象に長期休業期間中等、特に算数・数学における基礎学力の習得を図ることで、児童生徒の学ぶ意欲の向上を図り確かな学力を育成する。

・学力向上に関する特色ある取組経費	2,000,000円
・理科特別講師謝礼	240,000円
・学びの広場サポーター謝礼(小学校)	765,000円
・学びの広場サポーター謝礼(中学校)	810,000円
・消耗品(教材作成材料代)等	62,000円

[担当：指導課] P. 234

4801 小中連携教育推進事業に要する経費 895,000円 (1,515,000円)

[一財 895,000円]

○ 目的

学力の向上、学校生活への適応、教員の力量向上と学校全体の活性化をねらいとした小中連携の取組を、モデル学区の研究成果を踏まえて各中学校区の実態に応じて推進する。

○ 内容

小中連携教育を推進するために、3つの柱と6つの視点を提示し、それを踏まえた具体的な施策を市内の各中学校区において実践する。

・3つの柱

- 1 学力の向上
- 2 学校生活への適応
- 3 教員の力量向上と学校全体の活性化

・6つの視点

- 1 教育課程の連続性や教育内容の一貫性
- 2 学力向上対策の一貫性
- 3 教科担任制への適応
- 4 児童生徒間の交流
- 5 生徒指導の一貫性や学校生活への適応
- 6 小中教師それぞれの特長を生かした教師間の交流

事業の取組を充実させるため、児童生徒の交流活動に係る移動用バスの運行などの環境整備を行う。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ・児童生徒の交流活動用楽器運搬費    | 454,000円 |
| ・児童生徒の交流活動移動用自動車借上料 | 441,000円 |

[担当：指導課] P. 235

5001 外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費 19,028,000円

(19,288,000円)

[一財 19,028,000円]

○ 目的

小学校及び中学校の水泳学習を外部施設の屋内プールを活用し、夏季以外でも水泳学習を行うことにより、計画的・効率的に学習を進め、水泳授業の充実を図る。

○ 内容

小学校は白山小・取手東小・宮和田小の3校で民間プールを活用し、中学校全6校で取手グリーンスポーツセンターを活用して、水泳学習を行う。児童生徒の移動は安全面を配慮し市有バスと借上げバスを利用する。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| ・水泳学習業務委託料(小学校3校) | 5,641,000円 |
| ・水泳学習業務委託料(中学校5校) | 3,611,000円 |
| ・市バス等運転業務委託料      | 1,361,000円 |
| ・バス借上料(小学校)       | 4,125,000円 |
| ・バス借上料(中学校)       | 4,290,000円 |

[担当：指導課] P. 235

5301 土曜日学習支援事業に要する経費 600,000円 (480,000円)

[国・県 400,000円 一財 200,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:地域の教育支援体制等構築事業費補助金 400,000円]

○ 目的

土曜日に、児童に学習の機会と場所を提供し、自ら進んで学習する習慣を身につけさせるとともに、学力向上を図る。

○ 内容

取手市内の小学校高学年を対象に、児童が持参した学校の課題や教材等で自主学習を行う場所を、福祉会館・永山小コミュニティスペース・藤代庁舎の3会場に設ける。学習を支援する人材として、退職教員や教員志望の学生、高校生ボランティアを活用する。

・土曜日学習支援員謝礼	540,000 円
・消耗品等	60,000 円

## 1 教育総務費 5 青少年育成費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 235

1001 青少年健全育成に要する経費 11,044,000 円 (11,017,000 円)

[国・県 49,000 円 その他 9,000 円 一財 10,986,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：青少年相談員店舗訪問業務補助金 49,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

青少年センターを核とした特別青少年相談員、青少年相談員による相談活動及び街頭指導を通じ、青少年及び保護者の悩みの解消・軽減に寄与するとともに、青少年の非行や犯罪被害の未然防止に努める。

青少年健全育成関係団体に対し助成を行い、団体が行う青少年向け事業の活性化に寄与するとともに、団体への加入促進を図り、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む市民意識の向上を目指す。

○ 内容

・報酬

青少年相談員報酬(56人)	6,317,000 円
特別青少年相談員報酬(2人)	2,712,000 円

・負担金、補助及び交付金

青少年健全育成団体負担金及び補助金 1,101,000 円

## 2 小学校費 1 学校管理費

[担当：学務給食課] P. 237

2001 小学校管理に要する経費 234,893,000 円 (239,624,000 円)

[その他 7,848,000 円 一財 227,045,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料：学校開放小学校体育館使用料 1,360,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 6,400,000 円]

[諸収入：取手小太陽光発電による売電料 12,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 76,000 円]

○ 目的

学校運営全般にかかる経費であり、学校環境の維持及び充実を図る。

○ 内容

主な経費は、学校の需用費である。

- ・学校活性化 TT(ティームティーチング)特別配置事業により、少人数指導加配のない小学校に非常勤講師を配置し、課題別学習や多様な学習、個々に応じた学習を行い、児童の基礎力の定着を図る。 6,013,000 円
- ・障害のある児童が在籍する小学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。 72,425,000 円
- ・学校司書を全小学校に配置する。 12,868,000 円
- ・防犯カメラシステム運用保守管理業務委託料(教育相談センター含む) 3,224,000 円
- ・諸備品(放送設備、体育館緞帳等)の購入 4,186,000 円

[担当：学務給食課] P. 239

2201 小学校保健衛生に要する経費 27,903,000 円 (29,279,000 円)

[その他 1,941,000 円 一財 25,962,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460 円×(4,685-465)人≒ 1,941,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく児童の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

主な経費は、児童及び教職員の定期健康診断を実施するための学校嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料(心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等)である。

- ・学校嘱託医等報酬 13,245,000 円
- ・児童・教職員集団検診委託料 4,989,000 円

2 小学校費 2 教育振興費

[担当：学務給食課] P. 241

2101 小学校教育設備及び教材費に要する経費 24,466,000 円 (25,915,000 円)

[国・県 702,000 円 一財 23,764,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:理科教育設備整備費等補助金 1,404,000 円×1/2=702,000 円]

○ 目的

児童用教材教具及び学校図書を整備を図る。

○ 内容

主な経費は、学習指導に用いる備品等の購入である。

- ・学習指導用消耗品の購入 10,745,000 円
- ・児童用教材教具の購入 3,443,000 円

- ・理科教育等設備整備用備品の購入 1,512,000 円
- ・学校図書購入 7,172,000 円

**[担当：学務給食課] P. 241**

**2201 小学校コンピュータ整備に要する経費 45,698,000 円 (45,720,000 円)**

[一財 45,698,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した学習活動を行うために、教育情報ネットワークを利用した教育環境の充実を図る。

○ 内容

主な経費は、パソコン教室で児童 1 人 1 台が利用できるパソコン使用料に要する経費である。

- ・小学校 14 校パソコン教室機器使用料 44,518,000 円

**[担当：学務給食課] P. 241**

**2301 要保護・準要保護児童就学奨励費 41,714,000 円 (36,551,000 円)**

[国・県 3,821,000 円 一財 37,893,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:要保護児童就学援助費補助金 77,950 円×1/2≒38,000 円]

[国補:特別支援教育就学奨励費補助金 6,803,965 円×1/2≒3,401,000 円]

[県補:県被災児童就学支援等事業補助金 382,730 円×10/10≒382,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上を図る。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費等を入学前に支給する。

- ・要保護児童数 20 人
- ・準要保護児童数 465 人 (東日本大震災の被災児童 5 人を含む)
- ・入学準備金支給対象人数 60 人

**[担当：指導課] P. 242**

**2901 小学校特別活動助成に要する経費 2,791,000 円 (2,781,000 円)**

[一財 2,791,000 円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会等を通して児童の各種活動への参加意欲を高める。

○ 内容

- ・音楽発表会・コンクール派遣自動車借上料 1,200,000 円
- ・音楽発表会・コンクール楽器運搬費 200,000 円

・体育事業補助金	1,310,000 円
・賞状印刷代	81,000 円

## 2 小学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P. 243

2101 小学校施設整備に要する経費 55,386,000 円 (22,078,000 円)

[地方債 34,800,000 円 その他 8,620,000 円 一財 11,966,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 36,720,000 円×95%≒34,800,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 8,620,000 円]

○ 目的

高井小のクラス数増設に伴い空調設備を設置し、桜が丘小においては既存空調設備更新等の工事を行う。また、取手小エレベーター改修工事や学校施設の営繕工事を実施し、安全かつ快適な教育環境の充実に努める。

○ 内容

・工事請負費	空調設備設置工事	36,720,000 円
	小学校エレベーター改修工事	6,766,000 円
	施設管理営繕工事	11,500,000 円

[担当：教育総務課] P. 243

2215 小学校建設事業に要する経費(六郷小学校) 101,727,000 円 (0 円)

[地方債 96,400,000 円 一財 5,327,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 101,500,000 円×95%≒96,400,000 円]

○ 目的

昭和39年築の老朽化した旧校舎の解体工事を実施し、安全かつ快適な教育環境の充実に努める。

○ 内容

・委託料	旧校舎解体工事監理業務委託	1,500,000 円
	旧校舎解体工事实施設計単価見直し業務委託	227,000 円
・工事請負費	旧校舎解体工事	100,000,000 円

## 2 小学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課] P. 244

2001 給食運営に要する経費 279,261,000 円 (279,227,000 円)

[その他 177,306,000 円 一財 101,955,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：小学校給食代自校分 177,283,000 円 ※児童月額 4,370 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 23,000 円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の

形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・賄材料費 177,283,000 円
- ・学校給食調理業務委託料 77,721,000 円  
6校分(取手小、白山小、寺原小、永山小、取手西小、戸頭小)

[担当：学務給食課] P. 245

2101 給食施設整備に要する経費 6,492,000 円 (4,734,000 円)

[その他 3,200,000 円 一財 3,292,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 3,100,000 円]

[諸収入:学校給食用冷凍庫保管設備助成金 100,000 円]

○ 目的

給食施設、設備の整備を図ることで、給食室内の衛生管理を強化する。

○ 内容

- ・施設修理、調理器具の修繕料 3,000,000 円
- ・給食用備品(牛乳保冷库、業務用冷凍庫等)の購入 3,442,000 円

### 3 中学校費 1 学校管理費

[担当：学務給食課] P. 246

2001 中学校管理に要する経費 74,682,000 円 (83,725,000 円)

[その他 4,105,000 円 一財 70,577,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料:学校開放中学校体育館使用料 580,000 円]

[使用料:学校開放中学校武道場使用料 98,000 円]

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 3,400,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 27,000 円]

○ 目的

学校運営全般にかかる経費であり、学校環境の維持及び充実を図る。

○ 内容

主な経費は、学校の需用費である。

- ・学校生活の支援を必要とする障害のある生徒が在籍する中学校に教育補助員を配置する。 2,186,000 円
- ・学校司書を全中学校に配置する。 5,418,000 円
- ・防犯カメラシステム運用保守管理業務委託料 1,315,000 円
- ・諸備品(学習机・椅子、大型スクリーン等)の購入 3,289,000 円

[担当：学務給食課] P. 248

2201 中学校保健衛生に要する経費 14,515,000 円 (14,834,000 円)

[その他 946,000 円 一財 13,569,000 円]



＊ 特財積算根拠

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460円×(2,335-278)人≒946,000円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく生徒の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

主な経費は、生徒及び教職員の定期健康診断を実施するための学校嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料(心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等)である。

- ・学校嘱託医等報酬 6,280,000円
- ・生徒・教職員集団検診委託料 4,284,000円

### 3 中学校費 2 教育振興費

[担当:学務給食課] P.249

2101 中学校教育設備及び教材費に要する経費 14,772,000円(15,391,000円)

[国・県 648,000円 一財 14,124,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:理科教育設備整備費等補助金 1,296,000円×1/2=648,000円]

○ 目的

生徒用教材教具及び学校図書を整備を図る。

○ 内容

主な経費は、学習指導に用いる備品等の購入である。

- ・学習指導用消耗品の購入 4,390,000円
- ・生徒用教材教具の購入 2,318,000円
- ・理科教育等設備整備用備品の購入 1,296,000円
- ・学校図書の購入 4,693,000円

[担当:学務給食課] P.250

2201 中学校コンピュータ整備に要する経費 28,408,000円(24,475,000円)

[一財 28,408,000円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した学習活動を行うために、教育情報ネットワークを利用した教育環境の充実を図る。

○ 内容

主な経費は、パソコン教室で生徒1人1台が利用できるパソコン使用料に要する経費である。

- ・中学校6校パソコン教室機器使用料 25,013,000円

[担当:学務給食課] P.250

2301 要保護・準要保護生徒就学奨励費 37,070,000円(33,363,000円)

[国・県 1,770,000円 一財 35,300,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:要保護生徒就学援助費補助金 252,800 円×1/2≒126,000 円]

[国補:特別支援教育就学奨励費補助金 2,483,705 円×1/2≒1,241,000 円]

[県補:県被災生徒就学支援等事業補助金 403,270 円×10/10≒403,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上を図る。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費等を入学前に支給する。

- ・要保護生徒数 13 人
- ・準要保護生徒数 278 人（東日本大震災の被災生徒 3 人を含む）
- ・入学準備金支給対象人数 90 人（東日本大震災の被災生徒 3 人を含む）

[担当：指導課] P.250

2901 中学校特別活動助成に要する経費 18,731,000 円（19,231,000 円）

[一財 18,731,000 円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会等を通して生徒の各種活動への参加意欲を高める。

○ 内容

- ・音楽発表会・体育大会等派遣自動車借上料 10,600,000 円
- ・音楽発表会等楽器運搬費 800,000 円
- ・各種大会参加負担金 720,000 円
- ・取手市中学校体育連盟・体育大会等補助金 6,500,000 円
- ・運動部活動外部指導者損害保険料 19,000 円
- ・賞状印刷代・中学校バンドフェスティバル消耗品等 92,000 円

### 3 中学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課・学務給食課] P.251

2001 中学校施設整備に要する経費 128,440,000 円（19,260,000 円）

[国・県 27,075,000 円 地方債 88,400,000 円 その他 4,725,000 円

一財 8,240,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:学校施設環境改善交付金 27,075,000 円]

[市債:合併特例債（120,200,000 円-27,075,000 円）×95%≒88,400,000 円]

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 4,725,000 円]

○ 目的

中学校武道場（取手二中、永山中、藤代中、藤代南中）の特定天井等の非構造部材の耐震改修工事及び老朽化した屋根、外壁（取手二中、永山中）の改修工事を行う。

中学校の校内 LAN の機器劣化に伴う改修及び、校内で可動式情報端末を普通教室や特別教室で更なる利活用ができるよう無線 LAN 環境を新たに整備する。

学校施設の営繕工事を実施し、安全かつ快適な教育環境の充実を図る。

○ 内容

・委託料	中学校武道場非構造部材耐震改修工事監理業務委託	3,200,000 円
・工事請負費	中学校校内 LAN 改修工事	27,000,000 円
	中学校武道場非構造部材耐震改修工事	90,000,000 円
	施設管理営繕工事	8,000,000 円

[担当：教育総務課] P. 251

2105 中学校建設事業に要する経費(戸頭中学校) 450,000,000 円 (17,000,000 円)

[国・県 126,948,000 円 地方債 306,800,000 円 その他 16,252,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:学校施設環境改善交付金 126,948,000 円]

[市債:合併特例債 (450,000,000 円-126,948,000 円)×95%≒306,800,000 円]

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 16,252,000 円]

○ 目的

老朽化の著しい戸頭中校舎の大規模改造工事(屋根、外壁、内装及びトイレ改修等)・武道場の非構造部材耐震改修工事を実施し、安全かつ快適な教育環境の充実を図る。

○ 内容

・委託料	校舎大規模改造・武道場非構造部材耐震改修工事監理業務委託	10,000,000 円
・工事請負費	校舎大規模改造・武道場非構造部材耐震改修工事	440,000,000 円

[担当：教育総務課] P. 252

2107 中学校建設事業に要する経費(藤代南中学校) 21,000,000 円 新規

[地方債 19,900,000 円 その他 1,100,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債:合併特例債 21,000,000 円×95%≒19,900,000 円]

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 1,100,000 円]

○ 目的

老朽化の著しい藤代南中校舎・体育館の大規模改造工事(屋根、外壁、内装及びトイレ改修等)の実施設計を行い、平成 31 年度着工に向けて準備を進める。

○ 内容

・委託料	校舎・体育館大規模改造工事実施設計業務委託	21,000,000 円
------	-----------------------	--------------

### 3 中学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課] P. 252

2001 給食運営に要する経費 154,819,000 円 (155,994,000 円)

[その他 92,624,000 円 一財 62,195,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入:中学校給食代自校分 92,615,000 円 ※生徒月額 4,880 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・賄材料費 92,615,000 円
- ・学校給食調理業務民間委託料 49,509,000 円  
4校分(取手一中、取手二中、永山中、戸頭中)

[担当:学務給食課] P. 253

2101 給食施設整備に要する経費 2,837,000 円 (3,955,000 円)

[その他 600,000 円 一財 2,237,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 600,000 円]

○ 目的

給食施設、設備の整備を図ることで、給食室内の衛生管理を強化する。

○ 内容

- ・施設修理・調理器具の修繕料 2,632,000 円
- ・給食用備品(配膳台、検品用秤)の購入 155,000 円

#### 4 幼稚園費 1 幼稚園管理費

[担当:学務給食課] P. 254

2001 幼稚園管理に要する経費 10,348,000 円 (12,600,000 円)

[その他 2,218,000 円 一財 8,130,000 円]

＊ 特財積算根拠

[使用料:市立幼稚園保育料(保護者負担分) 2,083,000 円]

[使用料:市立幼稚園預かり保育料 110,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 25,000 円]

○ 目的

幼稚園運営に必要な経費であり、幼稚園環境の充実を図る。

○ 内容

市立幼稚園の運営に要する経費である。

[担当:学務給食課] P. 255

2101 幼稚園保健衛生に要する経費 667,000 円 (671,000 円)

[その他 5,000 円 一財 662,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金 135 円×42 人≒ 5,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、園児の定期健康診断を実施することで、園児の健康管理と健康保持を図る。

○ 内容

園児の定期健康診断を実施するための園嘱託医・歯科医等の報酬及び検診委託料である。

・園嘱託医等報酬	570,000 円
・幼児検診委託料（尿検査）	13,000 円

#### 4 幼稚園費 2 幼稚園振興費

[担当：学務給食課] P. 256

2001 幼稚園就園奨励費補助関係経費 32,792,000 円 (34,525,000 円)

[国・県 10,930,000 円 一財 21,862,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：幼稚園就園奨励費補助金 10,930,000 円]

○ 目的

取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度移行分除く)に在園する園児の保護者に対し、補助金を交付することにより、幼児の就園を奨励し幼児教育の振興を図る。

○ 内容

世帯の所得状況等に応じ、308,000 円(年額)を上限に保護者に対して補助する。

[担当：学務給食課] P. 256

2002 幼稚園児保育料補助関係経費 7,434,000 円 (7,604,000 円)

[一財 7,434,000 円]

○ 目的

私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度移行分除く)に在園する園児の保護者に対し保育料の一部を補助し、幼児教育に係る経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

園児 1 人当たり月額 2,500 円×在園月数×247 人

#### 5 社会教育費 1 社会教育総務費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 259

2001 成人式に要する経費 1,863,000 円 (1,863,000 円)

[一財 1,863,000 円]

○ 目的

成人式を迎える若者の新たなる門出を祝す。

○ 内容

当該年度に成人式を迎える市内中学校の卒業生からなる実行委員会を結成し、企画・立案・実施について事業を委託し、心に残る成人式を開催する。

・報償費	成人式記念品	863,000 円
・委託料	成人式実行委員会委託料	1,000,000 円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 259

2201 生涯学習推進に要する経費 5,971,000円(5,398,000円)

[その他 600,000円 一財 5,371,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：市民大学講座受講料 600,000円]

○ 目的

市民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送れるよう、市民の学習ニーズに応えた幅広い学習環境づくりと生涯学習情報の提供を図る。

○ 内容

(1) 市民大学講座

市民大学は、市民の多様なニーズに応えるため、法律・経済・歴史・文学、さらに哲学・科学・健康まで、専門的な知識を持っている方を講師に招き、学習機会を体系的・継続的に提供し、生涯学習の推進を図る。

また、参加者が学習成果をそれぞれのコミュニティーの場に生かすことなどを通して、地域に役立てることを目的とする。

(2) 出前講座

市民が「知りたい・聞きたい・学びたい」内容をメニューから選択、人材登録されているリーダーバンク登録指導者及び行政職員が地域へ出向き講座を実施することで市民の学習意欲の充足を図る。

(3) 米づくりふれあい体験事業

市内小学校児童を対象に、親子で田植えから稲刈り、収穫までの一連の米づくり体験学習を通じて交流を図る。

・米づくりふれあい体験事業委託料 198,000円

(4) 子育て学習講座

就学時の健康診断の機会を活用した子育て講座や思春期の親を対象とした子育て講座、家庭教育学級の全体研修会を開催し、子育て、家庭教育について考える機会を提供し、家庭での教育力の向上を図る。

・子育て学習講座謝礼(22回) 252,000円

・家庭教育学級委託料(21学級) 630,000円

(5) 子どもサポーター事業

小学生を対象に週末、地域の大人と関わるスポーツ活動、文化活動など様々な体験活動を4地区(高須・戸頭・六郷・相馬)で実施する。

(6) 地域づくり型生涯学習推進事業

生涯学習の成果をその後の社会活動につなげることができるよう、地域づくり型の生涯学習を推進する。

[担当：文化芸術課] P. 260

2701 福祉会館改修事業に要する経費 9,800,000円(0円)

[地方債 9,300,000円 その他 500,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 9,800,000円×95%≒9,300,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 500,000 円]

○ 目的

福祉会館の設備を改修することにより市民の文化教養の向上、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

福祉会館の空調設備改修工事及び大規模改造工事の実施設計業務を行う。

- ・委託料 福祉会館 空調設備改修工事实施設計業務委託料 4,100,000 円
- 福祉会館 大規模改造工事实施設計業務委託料 5,700,000 円

[担当:文化芸術課] P.261

2801 市民芸術活動の推進に要する経費 4,144,000 円 (4,044,000 円)

[その他 2,212,000 円 一財 1,932,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:ハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 2,212,000 円]

○ 目的

市民の文化芸術活動を支援し、また市主催の文化芸術に関する事業を推進することで、市民文化の発展に寄与する。

○ 内容

(1) 市主催事業の開催

事業名	開催月	内容
取手美術作家展	6月	身近な地元作家の作品展 委託料 712,000 円(取手美術作家展) 小中学生送迎用ギャラリーツアーバス 借上料 350,000 円
取手市文化祭	6月	市民が日頃行っている文化的活動を集約した芸能(伎芸)、展示の発表、チャリティ販売等 委託料
取手市藤代文化祭	10・11月	・取手市文化祭 1,000,000 円(取手市文化連盟) ・取手市藤代文化祭 500,000 円(取手市藤代文化協会)
取手市民美術展	11・12月	洋画、日本画、彫刻、工芸、書、写真及びデザイン部門による一般公募作品展及び小中学校の絵画・デザイン・書の作品展

(2) 補助金の交付

補助金交付先団体	予算額(円)	内容
取手市文化連盟	288,000	運営活動費の助成
取手市藤代文化協会	210,000	運営活動費の助成
取手少年少女合唱団	80,000	運営活動費の助成
国際音楽の日コンサート 実行委員会	200,000	運営活動費の助成

取手合唱連盟	130,000	一般公募補助金 運営活動費の助成
リングリング(ドラムサークル)	38,000	一般公募補助金 運営活動費の助成

(3) 文化振興奨励金 90,000 円

市民の芸術文化の振興を図るため、取手市又は茨城県の代表として関東規模以上の芸術文化発表会やコンクール等に予選を経て参加する 18 歳以下の個人、大学を除く学校等の団体に交付する。

[担当：文化芸術課] P. 261

2901 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 78,931,000 円 (95,623,000 円)

[一財 78,931,000 円]

○ 目的

行政の枠を越えた特色ある運営と円滑な市民会館・福祉会館の管理を行い、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与する。

○ 内容

指定管理制度により(公財)取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行う。また、市民会館・福祉会館の緊急修繕等に対応することで利用者の安全を確保する。

主な内訳	予算額(円)	内容
修繕料	1,000,000	施設修繕
市民会館・福祉会館指定管理料	77,852,000	両施設の管理運営に係る指定管理

[担当：文化芸術課] P. 262

3001 東京芸術大学との交流に要する経費 6,036,000 円 (5,641,000 円)

[その他 2,383,000 円 一財 3,653,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:ハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 2,383,000 円]

○ 目的

市内に東京芸術大学取手校地があるという地域性を活かし、市民と東京芸術大学との交流を深め、芸術的感性や知識を培い、文化芸術の振興を推進する。

○ 内容

事業名	内容
東京芸術大学卒業制作展 取手市長賞	東京芸術大学卒業制作展における優秀作品 2 点に取手市長賞を授与する。 ・賞賜金 1,000,000 円
ふれあいコンサート	東京芸術大学音楽学部によるコンサートを年 3 回開催する。(戸頭公民館、福祉交流センター、ウェルネスプラザを予定) ・出演謝礼 400,000 円 ・著作権演奏使用料 9,000 円
東京芸術大学との文化交流事業 委託料	市内の希望する小学校と中学校が、東京芸術大学生による美術・音楽の指導を受ける。



	・美術(小学校) 2,359,000 円 ・音楽(中学校) 1,483,000 円
映像事業委託料	親子向け映像制作事業 390,000 円

[担当：教育総務課] P. 262

3101 郷土資料収集・整理・保存に要する経費 7,678,000 円 (2,545,000 円)

[その他 68,000 円 一財 7,610,000 円]

\* 特財積算根拠

[使用料:コピー手数料 1,000 円]

[諸収入:雇用保険本人負担分 7,000 円]

[諸収入:市史売却代 60,000 円]

○ 目的

郷土資料及び歴史資料の収集・整理・保存を継続して行い、分散や消滅を防ぐ。

○ 内容

(1) 郷土資料・歴史資料の収集・整理・保存事業 2,545,000 円

収集した郷土資料や歴史資料の整理・保存を行う。

(2) 『取手市史 追補版』編さん事業 5,133,000 円

2020年の市制施行50周年に向けて、取手市史・藤代町史編さんの成果に、その後の調査で判明した史実や市制施行50年の歩みなどを加えた『取手市史 追補版』を編さんする。追補版は、史実を詳細に記載した本編・資料編と異なり、多くの人が手に取り、親しめる内容とする。

平成30年度は、史実の洗い出しや再調査など基礎調査を進める。

[担当：文化芸術課] P. 263

3301 アートのあるまちづくり推進に要する経費 22,931,000 円 (33,028,000 円)

[その他 13,914,000 円 一財 9,017,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 5,100,000 円]

[諸収入:井野アーティストヴィレッジ利用料 4,874,000 円]

[諸収入:ハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 3,940,000 円]

○ 目的

新たな視点に立った文化事業を実施し、取手市から全国へ文化の発信を行うとともに、東京芸術大学のキャンパスが市内にあるという地理的環境を活かし、他市町村にはないアートのあるまちづくりの推進を図る。

○ 内容

東京芸術大学やアート関連団体と連携し、その知識・技術・手法などを活用して、市民を交えた創作事業を実施する。

(1) 取手音楽の日事業委託料 4,000,000 円

ジャズという音楽を中心にプロ・アマを問わず愛好家を一同に集め、市内で音楽イベントを開催する。音楽からのアプローチによる「アートのあるまちづくり」を全国

に発信する。

- (2) 藤代庁舎前広場イルミネーション委託料 1,674,000 円  
藤代庁舎前「水と緑と祭りの広場」に、イルミネーションの装飾を施し、光の芸術に触れあう機会を提供することを目的としている。
- (3) 壁画によるまちづくり委託料 6,469,000 円  
市民が芸術を身近に鑑賞でき、地域の環境美化にもつながる壁画の制作を委託する。
- (4) 取手の芸術活動連携サポート事業委託料 700,000 円  
市内で実施される文化芸術に関する企画及び団体の活動について、連携を促進し企画を磨きあげ、発信力の強化を図る。
- (5) 井野アーティストヴィレッジ施設賃借料(7戸分施設) 5,688,000 円
- (6) JOBAN アートライン協議会負担金 400,000 円
- (7) 取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240,000 円

**[担当：文化芸術課] P. 264**

**3401 市民会館改修事業に要する経費 969,400,000 円 (76,000,000 円)**

[国・県 13,016,000 円 地方債 908,500,000 円 その他 47,884,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成分)

24,610,000 円×1/2=12,305,000 円

2,134,000 円×1/3≒ 711,000 円]

[市債:合併特例債 (969,400,000 円-13,016,000 円)×95%≒908,500,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 47,884,000 円]

○ 目的

市民会館の設備を改修することにより市民の文化教養の向上、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

市民会館の耐震補強、天井落下対策、外壁塗装・屋上防水改修及び、客席、舞台照明・設備等の大規模改造工事を行う。

さらに、市民会館の地下駐車場及び、2階広場の解体工事等を行う。

・工事請負費 市民会館 耐震補強・大規模改造工事 950,000,000 円

市民会館 耐震補強・大規模改造工事監理業務委託料 19,400,000 円

**[担当：スポーツ生涯学習課] P. 264**

**3501 IT 基礎技術講習会に要する経費 1,560,000 円 (1,258,000 円)**

[一財 1,560,000 円]

○ 目的

主に初級者、初心者を対象に、ITに関する基礎技術の習得、市民の情報リテラシーの向上を図る。

○ 内容

1年間を上期(4月から9月)と下期(10月から3月)に分け、毎月2回ずつ、6ヶ月間で計12回の講習会を市内6公民館(井野、寺原、白山、永山、戸頭、藤代)で実施する。

[担当：文化芸術課] P. 264

3701 アートギャラリーの管理運営に要する経費 7,103,000円 (7,329,000円)

[その他 310,000円 一財 6,793,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料:アートギャラリー使用料 216,000円]

[使用料:市民ギャラリー使用料 94,000円]

○ 目的

美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場を市民に提供し、芸術及び文化の振興に寄与する。

○ 内容

取手駅と藤代駅の通路に設置された市民ギャラリーの貸し出しを行い、市民の作品展示の場を提供する。また、取手駅西口の民間ビル2階フロアに設置しているアートギャラリーの貸し出しを行うとともに、取手市民美術展や小中学校児童生徒作品展を始めとした様々な企画展を開催する。

・アートギャラリー企画展実施委託料 500,000円

市内の芸術活動団体に企画展の実施を委託し、市と協働で開催する。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 265

3801 放課後児童対策事業に要する経費 132,762,000円 (133,406,000円)

[国・県 51,968,000円 その他 39,694,000円 一財 41,100,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 64,044,000円×1/3=21,348,000円]

[国補:子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金  
60,000円×1/2=30,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 64,044,000円×1/3=21,348,000円]

[県補:放課後児童対策事業補助金

放課後子供教室推進事業費 7,621,000円×2/3=5,080,000円

土曜日の教育支援体制等構築事業費 6,243,000円×2/3=4,162,000円]

[負担金:放課後児童対策事業保護者負担金 38,951,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 400,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 343,000円]

○ 目的

放課後等に子ども達が安全で健やかに過ごせる活動拠点として、学校施設等を利用し、様々な体験活動や交流活動等を通して、子ども達の健全育成と子育て支援の充実を図る。

○ 内容

主な経費は、放課後児童支援員賃金、コーディネーター謝金、学習アドバイザー謝金及びクラブ室消耗品費である。

・放課後児童支援員賃金	114,498,000円
・コーディネーター謝礼	1,953,000円
・学習アドバイザー謝礼	2,788,000円
・クラブ室消耗品費	4,828,000円

平成20年度より市内の全小学校で子どもの居場所づくり事業として「放課後子どもクラブ」を開設している。親の就労や学年の区別なく、平日の放課後や土曜日及び長期休業日等に、小学1～6年生まですべての子どもたちの居場所を確保し、異学年間の交流を図るとともに、教育的な視点を考慮した活動内容の充実に努める。

直接児童の指導や安全管理を行う支援員のほかに、学校との調整や企画運営に携わるコーディネーターや児童に学習を指導する学習アドバイザー等、広く地域の方々の参画を得て事業の展開を図る。

**[担当：スポーツ生涯学習課] P.266**

**4301 訪問型家庭教育支援事業に要する経費 601,000円 新規**

[国・県 400,000円 一財 201,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金 601,000円×2/3≒ 400,000円]

○ 目的

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景とし、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な現状がある中、地域の多様な人材で構成される家庭教育支援チームを構成し、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう悩みや心配事の相談体制を整える。

○ 内容

訪問型家庭教育支援推進協議会を設置し、家庭教育支援員が家庭を訪問し相談にあたることによって家庭での教育力の向上を図る。

・家庭教育支援についての評価・助言を行う協議会を設置し、事業全体に係る総合調整を行う。協議会の開催(年3回)

・家庭教育支援員が家庭を訪問し、相談や学びの場の提供、地域の居場所づくりによる状況改善などを図る。支援員の家庭訪問(5人×5家庭×6回)

対象者は小学校低学年程度の子を持つ家庭。

## 5 社会教育費 2 公民館費

**[担当：公民館] P.267**

**0501 公民館事務に要する経費 48,751,000円 (61,913,000円)**

[その他 10,781,000円 一財 37,970,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料:公民館使用料 10,300,000円]

[手数料:コピー手数料 300,000円]

[諸収入:印刷機使用料 180,000円]

[諸収入:電話通話料 1,000円]

○ 目的

地域に即した特色ある公民館の運営と維持管理を行い、市民の文化教養の向上、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

市内の公民館施設の適切な維持管理を行う。主な経費は公民館の需用費、委託料となる。

- ・光熱水費 19,181,000 円(各公民館施設の光熱水費)
- ・委託料 20,160,000 円  
(各公民館施設の清掃管理委託、夜間管理委託、消防設備保守点検委託、冷暖房機保守点検委託他)

[担当：公民館] P.269

2101 公民館活動に要する経費 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[一財 2,000,000 円]

○ 目的

市内には、学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が 14 館あり、地域に即した生涯学習施設として活用されている。それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として、より一層の充実を図る。

○ 内容

市内各地域の公民館において、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供する。

- ・報償費 1,434,000 円(各公民館講師謝礼等)

[担当：公民館] P.269

2301 公民館施設整備に要する経費 11,246,000 円 (12,063,000 円)

[その他 10,200,000 円 一財 1,046,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 9,800,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 400,000 円]

○ 目的

公民館施設の適切な整備、及び工事を行い、市民の利用環境を整える。

○ 内容

市内公民館施設の破損箇所や異常箇所の修繕、又は工事を行い、施設整備を行う。井野公民館の空調設備の改修、及び屋根などの改修工事のための実施設計を行う。また、藤代公民館に授乳室を新設すると共に、新たに授乳室用の備品を購入する。

- ・修繕料 4,116,000 円(各公民館施設の修繕)
- ・委託料 1,700,000 円(井野公民館改修工事実施設計業務委託)
- ・工事請負費 5,000,000 円(藤代公民館授乳室設置工事)
- ・備品購入費 430,000 円(藤代公民館授乳室用の備品購入)

## 5 社会教育費 3 図書館費

[担当：図書館] P.270

2001 図書館管理運営に要する経費 57,848,000 円 (26,238,000 円)

[地方債 26,600,000 円 その他 9,200,000 円 一財 22,048,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債:合併特例債 28,000,000 円×95%=26,600,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 9,200,000 円]

○ 目的

市民の図書館として、安全安心な読書環境を提供するため、施設の維持管理を図る。

○ 内容

取手図書館は昭和 54 年の開館から 39 年が経過し、建物、設備等の老朽化が著しい。ふじしろ図書館は平成 15 年の開館から 15 年が経過し、修繕を必要とする箇所が発生している。機能の維持・回復または現行安全基準の適合のための修繕を行う。

・取手図書館外壁・屋上防水改修工事	28,000,000 円
・取手図書館自動ドア修繕	610,000 円
・取手図書館館内照明器具修繕	787,000 円
・取手図書館キッズスペースブラインドカーテン修繕	887,000 円
・ふじしろ図書館エレベーター改修工事	4,679,000 円
・ふじしろ図書館空調機修繕	709,000 円

[担当：図書館] P.271

2101 図書館活動に要する経費 88,766,000 円 (88,796,000 円)

[その他 766,000 円 一財 88,000,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:コピー手数料 120,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 600,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 45,000 円]

[諸収入:印刷機使用料 1,000 円]

○ 目的

多様化する市民ニーズに適応した図書館サービスを提供するため、各種事業の充実に努める。

○ 内容

図書館及び公民館・駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設における読書環境の充実を推進する。また、図書配送業務を委託することで、迅速な予約本の提供を遂行する。

合わせて、広く市民に本の魅力を伝えられるよう、魅力的な図書館ウェブサービスを充実させ、第2のサービス窓口として定着を図る。

さらに、「第2次子ども読書活動推進計画」(計画期間：平成29年度～33年度)によるブックスタート事業及び学校—公共図書館連携事業(サービス名称：ほんくる)を図書館の重点事業として捉え、さらなる充実を図る。

・図書配送業務委託料	5,694,000 円
・電算機賃借料	37,855,000 円

[担当：図書館] P.272

2201 図書館資料購入に要する経費 34,203,000 円 (33,449,000 円)

[その他 827,000 円 一財 33,376,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 754,000 円]

[諸収入:図書弁償金 43,000 円]

[諸収入:広告掲載料 30,000 円]

○ 目的

市民の多様な資料要求に応えるため、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的に図書館資料の充実を図る。

○ 内容

図書館の基本機能である資料提供の目的を遂行するため、必要な図書館資料の収集に努める。

- ・図書、AV 資料購入費 27,405,000 円
- ・定期刊行物等資料購入費（新聞・雑誌等） 3,610,000 円

## 5 社会教育費 4 文化財保護費

[担当:教育総務課] P. 273

### 2001 文化財保護に要する経費 2,055,000 円 (4,725,000 円)

[その他 305,000 円 一財 1,750,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:市史売却代 300,000 円]

[諸収入:市史・郷土史郵送料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

市内の指定文化財の維持管理等に対して助成を行うことにより、指定文化財の保護と積極的な活用を図る。

○ 内容

「取手市文化財等補助金交付要綱」に基づく、指定文化財の維持管理に対する補助金の交付等を行う。

- ・文化財記録、第 65 回文化財防火デーに伴う消防訓練経費等 92,000 円
- ・指定文化財管理補助金 21 件 1,963,000 円

【新規補助事業】

- ・国指定重要文化財「竜禅寺三仏堂」防災設備移設事業補助金（単年度事業）  
事業費 804,600×補助率 1/2≒402,000 円  
重要文化財三仏堂の防災設備受信盤が設置されている寺事務所（庫裏）の建て替えに伴う、新築事務所への受信盤の移設事業に対する補助金の交付。
- ・県指定天然記念物「地藏ケヤキ」樹勢回復事業補助金（単年度事業）  
（事業費 4,515,179－県補助金 2,257,000）×補助率 1/2≒1,129,000 円  
平成 28 年に実施された調査によって樹勢の衰えが確認された地藏ケヤキの施肥や枯枝処理に対する補助金の交付。

[担当:教育総務課] P. 273

### 2101 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 8,614,000 円 (8,305,000 円)

[その他 1,192,000 円 一財 7,422,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 1,000,000 円]

[諸収入:本陣駐車場使用料 192,000 円]

○ 目的

県・市指定文化財である「旧取手宿本陣」の保護・活用により、文化財への愛着や関心を高める。

○ 内容

「旧取手宿本陣」の保存・管理に努め、一般公開を行う。

・管理委託料(防災設備保守点検、庭園維持管理等)	1,566,000 円
・公開日受付業務委託料	1,791,000 円
・土地賃借料(史跡、駐車場)	3,387,000 円
・見学者用トイレ改修工事	1,040,000 円

[担当：教育総務課] P. 275

2401 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,567,000 円 (2,487,000 円)

[その他 372,000 円 一財 1,195,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金:発掘調査原因者負担金 312,000 円]

[諸収入:郷土史売却代 60,000 円]

○ 目的

文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護のため、調査・研究を進めると同時に、埋蔵文化財保護行政の理解と協力が得られるよう、土地の所有者等に対する保護思想の普及啓発に努める。

○ 内容

「取手市埋蔵文化財取扱い要領」によって、埋蔵文化財保護の体制を整備・強化し、土木工事や宅地開発などに伴う埋蔵文化財の確認や発掘調査に迅速に対応するとともに、出土品の整理を実施する。

(1) 市内遺跡確認緊急調査 1,157,000 円

(2) 原因者負担発掘調査 312,000 円

開発行為等の要因により、緊急の原因者負担発掘調査に迅速に対応するため、最低限の発掘作業が行える経費を計上し、緊急調査に備える。

[担当：教育総務課] P. 275

2501 埋蔵文化財センター活動に要する経費 785,000 円 (820,000 円)

[一財 785,000 円]

○ 目的

埋蔵文化財センターを様々な文化財に関する情報発信・収集の拠点施設として活用を図り、市民の郷土史に対する理解と親しみを深め、文化的向上に資する。

○ 内容

市内の埋蔵文化財や歴史資料をテーマとして、年2回企画展を実施する。

講演会講師謝礼	30,000 円×2 回= 60,000 円
ポスター・パンフレット印刷代	327,000 円×2 回=654,000 円



## 6 保健体育費 1 保健体育総務費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 278

2001 スポーツ団体育成推進関係経費 9,337,000円(9,337,000円)

[一財 9,337,000円]

○ 目的

スポーツ団体を育成・支援することで、市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る。

○ 内容

今年度は、下表の体育協会・スポーツ少年団の育成支援育成を図る。

団体名	団体数	会員数	活動内容
体育協会	29部	5,528人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講習会の開催</li> <li>・視察研修</li> <li>・機関紙の発行</li> <li>・交流会</li> <li>・市主催行事への協力及び参加</li> <li>・競技別大会の企画運営</li> <li>・指導者の育成</li> </ul>
スポーツ少年団	9連盟 33単位団	1,388人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年のスポーツ指導</li> <li>・競技別大会、教室の企画運営</li> <li>・認定員養成講習会</li> <li>・取手ブロック近隣市町交流会</li> <li>・市主催行事への協力及び参加</li> <li>・県各講習、研修会への参加</li> </ul>

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 279

2002 社会体育振興関係経費 976,000円(976,000円)

[一財 976,000円]

○ 目的

市民の健康・体力づくりとスポーツの振興を図る。

○ 内容

生涯スポーツを通じて、心身の健康を保持・増進できるよう、誰もが参加できる各種大会を実施する。ドッジボール大会、ソフトボール大会、ふれあいウォーキング、ソフトバレーボール大会、新春健康マラソン大会、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会を開催する。

また、災害協定交流自治体(南相馬市、杉並区)とのスポーツ少年団(野球・サッカー・ミニバスケットボール)を通じて、相互のスポーツ交流を図る。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 279

2003 スポーツ振興奨励関係経費 2,500,000円(2,500,000円)

[一財 2,500,000円]

○ 目的

奨励金を支給することにより、選手の経費負担軽減と優秀選手の育成を図る。また、市民スポーツの振興及び生涯スポーツの振興普及を図る。

○ 内容

出場大会当日に市内に住所を有する個人又は団体が、予選会・選考会などの選抜手続き

を経て、関東大会以上の全国大会・国際大会・オリンピック等の大会に出場する際に、奨励金を支給する。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 279

2101 学校施設開放に要する経費 500,000 円 (540,000 円)

[一財 500,000 円]

○ 目的

市立小中学校の学校体育施設を開放することにより、スポーツ振興と健康増進を図る。

○ 内容

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、市内小中学校(閉校後の体育施設を含む)の体育館・校庭・武道場を、登録した市内スポーツ団体並びに文化団体等に、学校教育に支障のない範囲で開放する。

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 280

2301 いきいき茨城ゆめ国体 2019 開催に要する経費 74,632,000 円 (8,968,000 円)

[国・県 14,541,000 円 その他 9,000 円 一財 60,082,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補:国民体育大会リハーサル大会補助金 14,541,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

いきいき茨城ゆめ国体(第74回国民体育大会)いきいき茨城ゆめ大会(第19回全国障害者スポーツ大会)の会場地として、全国から訪れる選手役員をはじめ応援観戦される皆様をお迎えできるよう、大会成功に向け準備する。

○ 内容

2019年に開催される、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会の会場地として、国体正式競技の自転車「トラック」競技とボウリング競技、公開競技として武術太極拳、デモンストラーションスポーツのエアロビックとダンススポーツ、障害者スポーツ大会としてボウリング競技と卓球バレーを実施するため、その成功に向け準備を進める。また、今年度は自転車「トラック」競技とボウリング競技のリハーサル大会を開催する。

茨城国体取手市実行委員会交付金内訳

・実行委員会費(国体推進費)	9,054,000 円
・ボウリング競技リハーサル大会運営経費	34,105,000 円
・自転車競技リハーサル大会運営経費	22,791,000 円

## 6 保健体育費 2 体育施設費

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 280

2001 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 238,374,000 円

(288,893,000 円)

[地方債 114,000,000 円 一財 124,374,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債:グリーンスポーツセンター整備事業債 114,050,000 円×100%≒114,000,000 円]

○ 目的

生涯スポーツの拠点となる取手グリーンスポーツセンターの維持・管理を行うことで、市民の健康増進とスポーツ団体相互の交流を深める。

○ 内容

指定管理者による充実した施設管理を行い、更なる利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

指定管理料	122,062,000円(人件費、施設管理費等含む)
火災保険料	139,000円
敷地賃借料	2,123,000円
洋式トイレ改修工事	110,000,000円
高圧電気設備改修工事	4,050,000円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 281

2201 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 45,522,000円(46,128,000円)

[その他 14,987,000円 一財 30,535,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料:藤代スポーツセンター使用料 8,439,000円]

[手数料:コピー手数料 5,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 6,500,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 2,000円]

[諸収入:ファクシミリ使用料 1,000円]

[諸収入:印刷機使用料 40,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの施設として、また憩いの場としての公園施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

工事請負費 体育館空調機更新工事 6,529,000円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 282

2301 藤代武道場管理運営に要する経費 6,146,000円(8,381,000円)

[その他 3,140,000円 一財 3,006,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料:藤代武道場使用料 2,340,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 800,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの施設として、武道場の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

委託料 武道場トイレ改修実施設計業務委託 880,000円

[担当：スポーツ生涯学習課] P. 283

2401 社会体育施設管理に要する経費 2,097,000円 (2,188,000円)

[その他 265,000円 一財 1,832,000円]

\* 特財積算根拠

[使用料:高須体育館使用料 265,000円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの施設として、施設の維持管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

## 6 保健体育費 3 学校給食センター費

[担当：学務給食課] P. 284

2001 給食センター運営に要する経費 138,448,000円 (144,653,000円)

[その他 124,706,000円 一財 13,742,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:幼稚園給食代 2,553,000円 ※月額4,170円]

[諸収入:小学校給食代センター分 77,608,000円 ※月額4,240円]

[諸収入:中学校給食代センター分 44,540,000円 ※月額4,750円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 5,000円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、体力の増進と望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

・賄材料費 124,701,000円

[担当：学務給食課] P. 285

2101 給食センター施設整備に要する経費 85,369,000円 (35,933,000円)

[地方債 46,800,000円 その他 5,500,000円 一財 33,069,000円]

\* 特財積算根拠

[市債:給食センター整備事業債 50,000,000円×75%≒37,500,000円]

[市債:給食センター整備事業債 (50,000,000-37,500,000)×75%≒9,300,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 5,500,000円]

○ 目的

適正な維持管理と設備の充実により、給食施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

・給食センター修繕料	1,743,000円
・蒸気ボイラー改修工事	50,000,000円
・給食センター用備品 (包丁まな板殺菌庫等) の購入	1,670,000円

## 11 公債費

### 1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課・社会福祉課] P. 290

9701 地方債元金償還金 利子償還金 3,960,935,000円 (4,028,991,000円)

[国・県 29,815,000円 その他 1,169,000円 一財 3,929,951,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：新市町村づくり支援事業費補助金 14,356,000円]

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 15,459,000円]

[諸収入：災害援護資金貸付金元利収入 1,169,000円]

(単位：千円)

区 分	平成29年度末	平成30年度償還額			平成30年度中	平成30年度末
	残高見込額A	元金B	利子C	計	起債見込額D	残高見込額A-B+D
1. 普通債	16,365,271	1,697,275	150,720	1,847,995	3,714,300	18,382,296
(1) 議会債	1,680	840	20	860		840
(2) 総務債	208,938	38,407	1,138	39,545		170,531
(3) 民生債	297,986	56,265	2,983	59,248	34,200	275,921
(4) 衛生債	11,430	1,270	81	1,351		10,160
(5) 農林水産業債	268,942	35,060	3,170	38,230	17,900	251,782
(6) 商工債	43,000	2,336	188	2,524	5,100	45,764
(7) 土木債	2,629,628	459,018	30,746	489,764	136,100	2,306,710
(8) 消防債	465,412	27,512	1,592	29,104	79,200	517,100
(9) 教育債	1,649,835	214,485	17,313	231,798	160,800	1,596,150
(10) 臨時経済対策事業債						
(11) 地域再生事業債	74,090	24,510	1,248	25,758		49,580
(12) 合併特例債	9,867,440	728,404	88,359	816,763	3,271,600	12,410,636
(13) 行政改革等推進債(地域再生分)	43,890	7,066	758	7,824		36,824
(14) 災害復旧債	15,999	2,540	274	2,814		13,459
(15) 緊急防災・減災事業債	585,956	95,390	1,850	97,240	9,400	499,966
(16) 全国防災事業債	96,445	4,172	267	4,439		92,273
(17) 公共施設等除却債	104,600		733	733		104,600
2. 減税補てん債	810,717	189,575	3,673	193,248		621,142
3. 臨時税収補てん債						
4. 臨時財政対策債	22,380,208	1,424,379	132,645	1,557,024	1,880,000	22,835,829
5. 減収補てん債	1,850,599	290,181	32,598	322,779		1,560,418
6. 退職手当債	237,600	33,940	3,978	37,918		203,660
7. 災害援護資金貸付債	27,864	1,971		1,971	2,500	28,393
合 計	41,672,259	3,637,321	323,614	3,960,935	5,596,800	43,631,738

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

平成29年度末 現在高見込額	1.5%以下	2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.5%以下
41,672,259	34,864,868	6,132,789	654,406				20,196
構成比	83.6%	14.7%	1.6%				0.1%

取手駅西口都市整備事業  
特 別 会 計

## 1 概要

取手駅西口地区においては、交通結節機能の充実と都市機能の集積を目的として、取手駅北土地地区画整理事業による都市基盤整備を進め、合わせて建築物整備事業を一体的に施行することによって、潤いと活気に満ちた中心市街地の活性化を進めている。

取手駅北土地地区画整理事業では、取手駅西口地区の宅地造成、交通広場及び都市計画道路の整備を行い、環境に考慮した都市空間の整備を進めることにより、交通結節機能強化及び回遊性の向上を図る。

取手駅西口地区における土地利用については、健康・医療・福祉等各種都市機能の充実を図り、持続可能な魅力ある中心市街地の形成を図る。

## 2 歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 使用料及び手数料	1. 使用料	1. 土木使用料	10
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金	880,000
3. 県支出金	1. 県補助金	1. 県補助金	19,943
4. 繰入金	1. 他会計繰入金	1. 一般会計繰入金	582,060
5. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1,100
6. 諸収入	1. 市預金利子	1. 市預金利子	10
	2. 雑入	1. 雑入	1,060
7. 市債	1. 市債	1. 土木債	648,000
合 計			2,132,183

## 3 歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	歳出予算
1. 事業費	1. 審議会費	1. 審議会費	70
	2. 総務費	1. 総務費	133,272
	3. 事業費	1. 事業費	1,681,748
2. 公債費	1. 公債費	1. 元金	272,669
		2. 利子	43,924
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	500
合 計			2,132,183

# 1 事業費

## 3 事業費 1 事業費

[担当：区画整理課] P.17

7501 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 1,680,684,000 円 (441,321,000 円)

[国・県 880,000,000 円 地方債 648,000,000 円 その他 152,674,000 円

一財 10,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）

1,600,000,000 円×55%=880,000,000 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債

(1,600,000,000 円-880,000,000 円)×90%≒648,000,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 151,614,000 円]

[諸収入：電線共同溝建設負担金 1,060,000 円]

○ 目的

取手駅北土地区画整理事業は、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るため、都市基盤の整備を進めている。今年度は交通広場整備に向けた詳細設計及び建物移転補償を実施する。

○ 内容

事業年度 平成 5 年 8 月～平成 35 年 3 月

施行面積 6.5ha

[委託業務]

委託件数 8 件

委託金額 47,927,000 円

[工事請負]

工事内容 都市計画道路 3・4・37 号付帯工事

工事金額 2,000,000 円

[建物移転補償]

建物移転補償件数 31 件

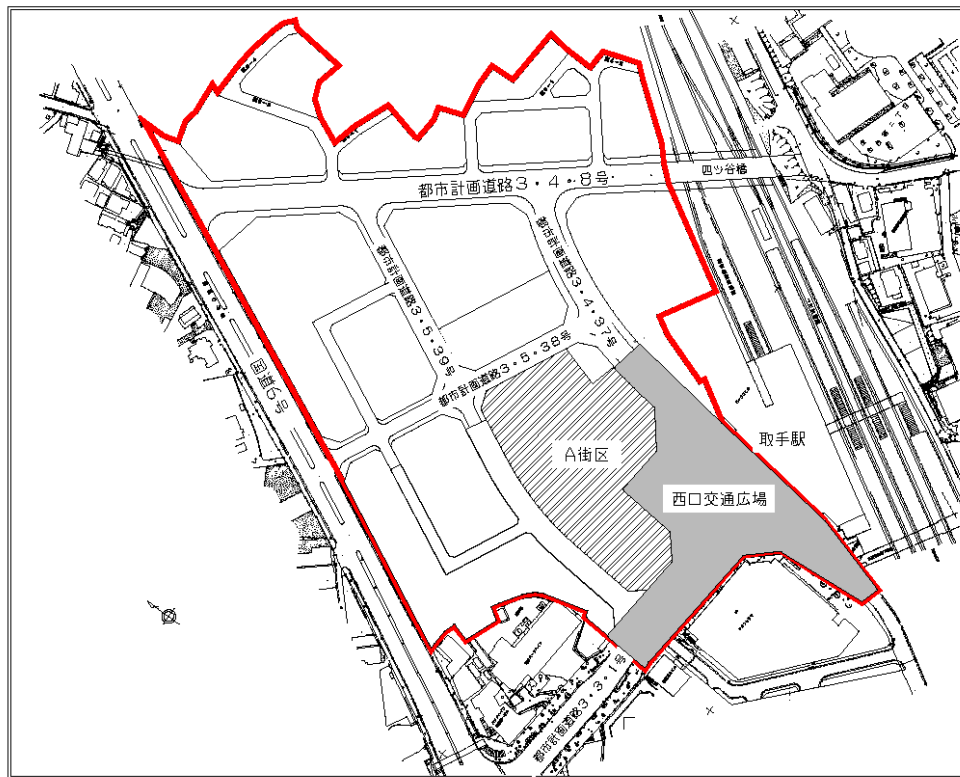
補償金額 1,627,419,000 円

工事に伴う補償件数 2 件

補償金額 900,000 円



## 取手駅北土地区画整理事業区域



[担当：中心市街地整備課] P. 19

7701 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 1,032,000円(9,872,000円)

[その他 1,032,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 1,032,000円]

○ 目的

区画整理事業の進捗により、各種都市機能の集約を進め、魅力ある土地利用が図られつつある取手駅西口周辺地区において、シティープロモーションの一環として、取手市と東京芸術大学との連携事業により、取手駅西口周辺地区内の公共建築物の壁面に映像作品を投影する映像イベントを実施し、アートのあるまち取手市のイメージ定着を図るとともに、市内外から取手駅周辺地区への誘客を促進し、更なる交流人口の増加と中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

[委託業務]

アートプロジェクション業務委託料 1,000,000円

用地先行取得事業  
特 別 会 計

### 1. 概要

当特別会計は、公共用地の円滑かつ効率的な先行取得を目的としているものであり、取手駅東口多目的広場用地に係る元金及び利子の償還金である。

### 2. 歳入の状況

歳入の予算額は110,966千円であり、一般会計繰入金である。

### 3. 歳出の状況

歳出の予算額は110,966千円であり、内容は公債費（元金・利子）である。

(単位：円)

区 分	平成 29 年度末 現 在 高	平 成 30 年 度 償 還 額			平成 30 年度末 現 在 高
		元 金	利 子	計	
取 手 駅 東 口 多 目 的 広 場 用 地	109,860,000	109,860,000	1,106,000	110,966,000	0
計	109,860,000	109,860,000	1,106,000	110,966,000	0

国民健康保険事業  
特 別 会 計

## 1 概要

国民健康保険（以下「国保」という。）は、制度創設以来、市民の医療の確保と健康維持に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い医療費が増大する一方で、国保は勤務先の医療保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった、年齢構成上や財政基盤上の様々な課題を抱えている。また、市区町村規模の大小により国保の財政に差があり、小規模市区町村では財政が不安定になりやすいなどといった課題があった。

このような状況の中、平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度から新たに都道府県が市区町村とともに保険者となる等の大改革が行われることとなった。

都道府県と市区町村が一緒に運営を担うことにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、制度の安定化を目指していく。市区町村は、加入者の資格管理や保険料（税）の賦課・徴収、給付の決定・支払い、健康づくりのための事業など加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施していく。

今年度は、新制度への移行による新たな予算編成になるとともに、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行うことを重点的に予算編成を行った。

### (1) 被保険者資格の適用適正化

被保険者資格の適用適正化については、事業運営の基本であり、被保険者の医療の確保及び国保運営の健全化のために極めて重要である。特に、国保に加入すべき対象者でありながら加入の手続きがなされていない無保険状態の者、逆に社会保険等の他の健康保険に加入しているのに、国保喪失の届出がされていないため、重複して健康保険に加入してしまっている者などについて、早期に適正な適用を図るための対策を講じる。

### (2) 国保税収入の確保

適正な課税及び収納対策により、被保険者間の負担の公平性を確保する。国保税算定の基礎となる所得については、正確な把握が必要であるので、申告のない世帯については、関係機関との連携を図りながら、申告の勧奨などにより所得の把握に努める。

また、保険税収納率の向上のための取り組みに努める。

### (3) 医療費の適正化

医療費の適正化を進めるため、第三者求償事務の充実、医療機関における適正受診の啓発、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発に努める。

### (4) 保健事業の推進

特定健康診査については、第三期特定健康診査等実施計画(平成 30 年～平成 35 年度)に基づき、受診率の向上に努めていく。また、「国保データベース(KDB)システム」の各種統計情報に関するデータを活用したデータヘルス計画についても、第 2 期計画（平成 30 年度～35 年度）を策定し、効率的な保健事業の実施により生活習慣病の重症化予防に努めている。

○取手市国保の現況

(1) 歳入歳出の状況

平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となることに伴う、新たな制度に対応した予算編成となる。歳入歳出予算額は、11,334,176 千円で、前年度に比較して 19.4%の減となった。

歳入

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減率 (%)
国民健康保険税	2,565,614	2,744,063	△6.5
使用料及び手数料	1,600	2,200	△27.3
国庫支出金	1	2,408,492	△100.0
療養給付費等交付金	—	251,995	皆減
前期高齢者交付金	—	3,950,698	皆減
県支出金	7,798,430	686,980	1,035.2
共同事業交付金	—	2,983,428	皆減
財産収入	840	139	504.3
繰入金	880,812	905,626	△2.7
繰越金	50,000	100,001	△50.0
諸収入	36,879	37,339	△1.2
歳入合計	11,334,176	14,070,961	△19.4

歳出

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減率 (%)
総務費	253,964	257,952	△1.5
保険給付費	7,776,769	8,119,668	△4.2
後期高齢者支援金等	—	1,853,750	皆減
前期高齢者納付金等	—	1,930	皆減
老人保健拠出金	—	101	皆減
介護納付金	—	669,111	皆減
国保事業費納付金	3,079,260	—	皆増
共同事業拠出金	10	2,983,428	△100.0
保健事業費	200,306	140,311	42.8
基金積立金	5,838	10,137	△42.4
公債費	—	542	皆減
諸支出金	13,029	14,031	△7.1
予備費	5,000	20,000	△75.0
歳出合計	11,334,176	14,070,961	△19.4

## (2) 国保加入者の状況

(年間平均3月～2月)

区 分	年 度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	増減率(%)	
		(見込)	(見込)	(実績)	30/29	29/28
加入世帯数		17,294 世帯	18,151 世帯	19,051 世帯	△4.7	△4.7
被保険者数	一般	26,591 人	28,183 人	29,872 人	△5.6	△5.7
	退職	199 人	409 人	840 人	△51.3	△51.3
	合計	26,790 人	28,592 人	30,712 人	△6.3	△6.9

## (3) 保険給付費等の状況

(単位：千円)

年 度		療養給付費	療養費	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費
平成 30 年度(予算)	一般	6,684,000	55,200	919,680	37,800	11,000
	退職	42,120	262	5,604		
平成 29 年度(見込)	一般	6,727,000	61,500	885,100	33,600	10,000
	退職	94,510	610	14,420		
平成 28 年度(実績)	一般	6,772,874	68,593	852,148	34,743	9,600
	退職	211,732	1,418	37,065		

## (4) 1人当たりの医療費

(単位：円)

年 度	一 般	退 職
平成 30 年度(見込)	348,784	383,568
平成 29 年度(見込)	333,191	380,562
平成 28 年度(実績)	311,298	363,297

## 1 総務費

## 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.58

7001 国保事務に要する経費 50,439,000 円 (50,667,000 円)

[その他 48,311,000 円 一財 2,128,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 48,311,000 円]

## ○ 目的

国民健康保険制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

## ○ 内容

国民健康保険事務に係る経費であるが、主なものとしては保険証・納税通知書の郵送料及び電算処理業務の手数料・委託料である。

主な経費	随時保険証郵送料	1,109,520 円
	納税通知書・特別徴収通知書郵送料	1,874,000 円
	国保・介護納付済額通知郵送料	1,140,000 円
	第三者行為求償事務手数料	2,080,000 円

連合会レセプト管理システム手数料	1,504,800円
保険者事務共同電算処理業務委託料	8,476,746円
国保事務電算処理委託料	22,346,000円
国民健康保険システム改修委託料	1,047,600円
国保情報集約システム運用管理業務委託料	3,399,811円

[担当：国保年金課] P. 59

7501 医療費適正化特別対策に要する経費 12,311,000円 (11,943,000円)

[国・県 767,000円 その他 11,544,000円]

\* 特財積算根拠

[国・県：都道府県繰入金 (2号分) 767,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 11,537,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 7,000円]

○ 目的

国民健康保険に係る医療費の適正化を図り、国保財政の安定化を目的とする。

○ 内容

診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務を、茨城県国民健康保険団体連合会に委託することによる事業の効率化とレセプト点検の充実強化を図るとともに、医療費の過誤請求の防止や国民健康保険被保険者資格の適用適正化に努め、医療費の削減を図る。

主な経費	国保被保険者資格点検事務報酬1人	1,041,624円
	国保適用適正化事務報酬1人	1,041,624円
	医療費通知及びジェネリック差額通知郵送料	4,742,400円
	保険者レセプト二次点検業務手数料	3,648,000円
	多受信適正化通知業務委託料	766,282円

## 2 徴税費 1 徴税総務費

[担当：納税課] P. 61

7601 国税徴収に要する経費 18,633,000円 (21,260,000円)

[その他 18,633,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：督促手数料 1,600,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 17,021,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000円]

○ 目的

国税徴収率向上のため、職員及び徴収事務員による徴収を行うとともに、納税者からの照会等に対する回答の迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

(1) 国税の収納状況 (現年度) (単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率(%)
平成29年度(見込)	2,563,068	2,383,653	93.0



平成 28 年度(実績)	2,758,964	2,547,634	92.3
平成 27 年度(実績)	2,930,367	2,688,294	91.7

(2) コンビニ収納取扱手数料 1,750,000 円

国保税をコンビニエンスストアの店舗（一部を除く）から納付できる。

また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 1,459,000 円

国保税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書（紙ベース）を OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

## 5 保健事業費

### 1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費

[担当：国保年金課] P.71

7701 特定健康診査等事業に要する経費 102,021,000 円 (98,681,000 円)

[国・県 41,379,000 円 その他 1,000 円 一財 60,641,000 円]

\* 特財算出根拠

[県負：特定健康診査等負担金 30,674,000 円]

[県補：保険者努力支援分 4,705,000 円]

[県補：特別調整交付金分（市町村） 6,000,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,000 円]

#### ○ 目的

国保加入者の 40 歳から 75 歳未満を対象に内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施する。健診結果に基づき保健指導の該当と判定された者に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことにより、生活習慣病等の有病者・予備群を減少させ、国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

#### ○ 内容

##### ・ 特定健康診査

糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出するための健診を実施する。

<健診項目>

質問項目、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、身体診察、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン、尿酸

区 分	平成 30 年度(予算)	平成 29 年度(見込)	平成 28 年度(実績)
対象者	24,000 人	24,648 人	25,306 人
受診者	10,300 人	9,900 人	9,814 人
受診率	42.9%	40.2%	38.8%

(※年間移動分含む)

##### ・ 特定保健指導

健診結果から「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つにグループ分けをし、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者に対して、保健師や管理栄養士等が食習慣や効果的な運動など生活習慣の改善に必要な支援を行うとともに、指導対象であっても指導を受けていない方への利用勧奨により指導率の向上と生活習慣病の改善を図る。また、平成30年度からは「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施し、糖尿病の重症化や腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、取手市医師会の協力を得るとともにかかりつけ医との連携を図り、より有効かつ効果的な保健指導の取り組みを実施する。

## 2 保健事業費 1 保健衛生普及費

[担当：国保年金課] P. 72

7601 健康優良世帯表彰に要する経費 1,964,000円(1,907,000円)

[一財 1,964,000円]

### ○ 目的

健康に対する住民意識の向上を図り、合わせて国保医療費節減に関する啓発を行う。

### ○ 内容

1年間以上無受診の健康優良世帯に対し、感謝状及び記念品を贈呈する。

区 分	平成 29 年度(実績)	平成 28 年度(実績)	平成 27 年度(実績)
1年間無受診世帯	372 世帯	411 世帯	444 世帯
2年間無受診世帯	441 世帯	448 世帯	398 世帯
合 計	813 世帯	859 世帯	842 世帯

## 2 保健事業費 2 疾病予防費

[担当：国保年金課] P. 72

7501 疾病の予防に要する経費 96,174,000円(39,576,000円)

[その他 30,000円 一財 96,144,000円]

### \* 特財積算根拠

[その他：喀痰検査自己負担金 30,000円]

### ○ 目的

国保加入者が、人間ドック等を受診する際に助成を行うとともに各種がん検診の受診しやすい環境を作り、生活習慣病の予防に寄与するとともに、受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療により健康増進と中長期的な医療費の抑制を図る。

### ○ 内容

#### ・人間ドック

市が実施する特定健康診査を受診しない満40歳以上75歳未満で、国保税に未納がない国保加入者に対し、下記いずれかのドック検診について、年度内に一度助成する。

(1) 日帰り人間ドック 助成額 24,500円

(2) 脳ドック 助成額 35,000円

(3) 肺ドック 助成額 24,500円

(\*ただし、特定健康診査を含む人間ドック検診を受けた対象者に係る助成金の額は、当該助成金の額から特定健康診査に係る部分に要した費用@6,520円を減じた額とする。)

ドック名	平成 30 年度(予算)	平成 29 年度(見込)	平成 28 年度(実績)
日帰り人間ドック	2,000 人	1,900 人	1,639 人
脳ドック	520 人	500 人	365 人
肺ドック	30 人	30 人	14 人
合 計	2,550 人	2,430 人	2,018 人

・がん検診等助成事

各種がん検診等の助成事業を実施することにより、受診率の向上とともに疾病の早期発見、早期治療による国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、肺がん、前立線がんの各がん検診、骨粗しょう症検診、喀痰検査、ヘルスアップ健診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の各種検診の自己負担額を 500 円に統一して実施。

後期高齢者医療  
特別会計

## 1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも、他の市町村と協力して、広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり独自の首長や議会を持ち、後期高齢者医療の運営主体として、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付は市町村が行っている。

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、社会保障制度改革について審議が行われている。後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当であると報告されている。

当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計からも今後右肩上がり増加する。被保険者数の伸びに合わせて予算編成を行った。

### (1) 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、2,612,512千円で昨年と比較して10.2%の増となる。

#### 歳入

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減率 (%)
後期高齢者医療保険料	1,257,484	1,118,758	12.4
使用料及び手数料	296	296	0.0
繰 入 金	1,352,028	1,248,110	8.3
繰 越 金	600	600	0.0
諸 収 入	2,104	2,104	0.0
歳 入 合 計	2,612,512	2,369,868	10.2

#### 歳出

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減率 (%)
総 務 費	179,112	153,694	16.5
納 付 金	2,430,700	2,213,474	9.8
諸 支 出 金	2,200	2,200	0.0
予 備 費	500	500	0.0
歳 出 合 計	2,612,512	2,369,868	10.2

(2) 被保険者の状況 (各年度末)

区 分 \ 年 度	平成 30 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)	平成 28 年度 (実績)
被保険者数	17,650 人	16,500 人	15,584 人

(3) 1人当たりの医療費 (単位：円)

区 分 \ 年 度	平成 30 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)	平成 28 年度 (実績)
医療費	818,597	819,920	810,784

## 1 総務費

### 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P. 106

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 127,643,000 円 (113,547,000 円)

[その他 127,642,000 円 一財 1,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 62,686,000 円]

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 42,485,000 円]

[繰入金：後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 22,470,000 円]

[諸収入：雑入 1,000 円]

○ 目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

後期高齢者医療事務に係る経費であるが、主なものとして被保険者証の郵送料・茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費・広域連合への共通経費の負担金や人間ドック検診の助成金である。

また、日常の健康づくり・疾病予防への関心を高めるため、無受診者を対象とした健康優良表彰と記念品の贈呈を行う。

需用費	検診助成用パンフレット印刷製本費	1,036,800 円
報償費	健康優良者記念品	446,000 円
役務費	郵送料などの通信運搬費、健診データ管理手数料	11,049,000 円
委託料	健康診査、電算処理経費	50,695,000 円
負・補・交	広域連合共通経費負担金、人間ドック助成金	63,511,000 円

(1) 健康優良者 (1年間以上無受診者に対し、感謝状及び記念品を贈呈する。)

区 分	平成 30 年度(予算)	平成 29 年度(実績)	平成 28 年度(実績)
対象者	330 人	297 人	287 人

(2) 健康診査

区 分	平成 30 年度(予算)	平成 29 年度(見込)	平成 28 年度(実績)
受診者	4,900 人	4,570 人	4,075 人

(3) 人間ドック (助成額：日帰り・肺ドック 24,500 円、脳ドック 35,000 円)

ドック名	平成 30 年度(予算)	平成 29 年度(見込)	平成 28 年度(実績)
日帰りドック	550 人	506 人	461 人
脳ドック	250 人	223 人	157 人
肺ドック	10 人	10 人	5 人
合 計	810 人	739 人	623 人

## 2 徴収費 1 徴収費

[担当：国保年金課] P. 107

7501 保険料徴収に要する経費 3,769,000 円 (3,247,000 円)

[その他 3,769,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：督促手数料 296,000 円]

[繰入金：事務費繰入金 3,473,000 円]

○ 目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

○ 内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書の郵送料及び被保険者の利便性の向上を図るためコンビニエンスストアでの納付を実施するものである。

主な経費	保険料改定チラシ印刷製本費	358,020 円
	郵送料などの通信運搬費	2,370,000 円
	口座振替分手数料	447,984 円
	コンビニ収納手数料	233,280 円
	保険料チラシ新聞折込手数料	75,600 円

## 2 後期高齢者医療広域連合納付金

### 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P. 109

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 2,430,700,000 円(2,213,474,000 円)

[その他 2,430,700,000 円]

\* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 857,442,000 円]

[保険料：普通徴収分 397,115,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,927,000 円]

[繰入金：医療給付費負担分繰入金 958,346,000 円]

[繰入金：低所得者軽減分繰入金 184,515,000 円]

[繰入金：被扶養者軽減分繰入金 30,353,000 円]

[諸収入：延滞金 1,000 円]

[諸収入：過料 1,000 円]

○ 目的

医療給付費に対する市の負担分や市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

○ 内容

保険料徴収分	1,257,484,000 円
低所得者軽減分	184,515,000 円
被扶養者軽減分	30,353,000 円
医療給付費負担分	958,346,000 円
延滞金・過料	2,000 円



# 介護保険特別会計

## 1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。平成30年度は第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)の初年度にあたる。計画には介護保険法改正を受け、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保を図ることが盛り込まれている。

取手市の平成30年1月1日現在の65歳以上の人口は35,518人で、高齢化率は32.9%を示し、要介護認定者が4,456人、認定率は12.5%である。益々加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、介護保険事業計画に基づき、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援の仕組みづくり等を一体的に推進しながら、高齢者を地域全体で支えていく体制を構築する。

要介護(支援)認定者の推移

(4月1日現在)

年 度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
平成30年度	35,518人	32.9%	4,456人
平成29年度	35,026人	32.3%	4,302人
平成28年度	34,266人	31.5%	4,204人
平成27年度	33,106人	30.3%	4,017人
平成26年度	31,818人	29.1%	3,826人

平成30年度は、平成30年1月1日現在

受給者の推移

(4月1日現在)

年 度	居宅介護(予防)サービス受給者	地域密着型(介護予防)サービス受給者	施設サービス受給者
平成30年度	2,572人	540人	871人
平成29年度	2,472人	527人	853人
平成28年度	2,570人	130人	822人
平成27年度	2,395人	125人	754人
平成26年度	2,204人	122人	752人

平成30年度は、平成30年1月1日現在

介護(予防)給付費当初予算額の推移

年 度	居宅介護（予防）サービス給付費	地域密着型（介護予防）サービス給付費	施設サービス給付費
平成 30 年度	2,678,682,000 円	747,852,000 円	2,799,744,000 円
平成 29 年度	2,604,600,000 円	726,744,000 円	2,744,280,000 円
平成 28 年度	2,498,152,000 円	661,452,000 円	2,831,280,000 円
平成 27 年度	2,732,760,000 円	391,420,000 円	2,831,280,000 円
平成 26 年度	2,676,780,000 円	415,290,000 円	2,572,248,000 円

## 2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減 率(%)
介 護 保 険 料	1,933,768	1,900,446	1.8
使用料及び手数料	345	330	4.5
国 庫 支 出 金	1,388,433	1,387,150	0.1
支 払 基 金 交 付 金	1,973,810	2,005,891	△1.6
県 支 出 金	1,105,707	1,080,349	2.3
財 産 収 入	49	46	6.5
繰 入 金	1,332,574	1,163,189	14.6
繰 越 金	25,000	25,000	0.0
諸 収 入	3,194	3,126	2.2
歳 入 合 計	7,762,880	7,565,527	2.6

## 3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減 率(%)
総 務 費	153,721	150,172	2.4
保 険 給 付 費	7,122,212	6,965,386	2.3
地 域 支 援 事 業 費	389,427	372,949	4.4
諸 支 出 金	77,520	57,020	36.0
予 備 費	20,000	20,000	0.0
歳 出 合 計	7,762,880	7,565,527	2.6

## 1 総務費

### 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P.134

7001 介護保険事務に要する経費 13,480,000 円 (12,916,000 円)

[その他 13,479,000 円 一財 1,000 円]

＊ 特財積算根拠

[財産収入：介護給付費準備基金利子 48,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 13,375,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 56,000 円]

○ 目的

介護保険制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

○ 内容

介護保険制度を適正に実施する。

主な経費	通信運搬費（被保険者証・決定通知郵送等）	2,433,000 円
	委託料（介護保険電算情報処理業務他）	8,091,000 円
	介護保険システムOA機器使用料（事務処理システム機器賃貸借他）	1,491,000 円

## 2 徴収費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P.136

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 6,524,000 円（6,495,000 円）

[その他 6,524,000 円]

＊ 特財積算根拠

[手数料：保険料督促手数料 345,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 6,179,000 円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する 65 歳以上の被保険者（第 1 号被保険者）に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第 1 号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料の賦課及び徴収を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費	印刷製本費（介護保険料リーフレット・封筒作成）	1,256,000 円
	通信運搬費（特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書等郵送料）	3,789,000 円
	手数料（特別徴収業務・コンビニ収納等手数料）	1,117,000 円

## 3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P.136

7501 介護認定審査会に要する経費 14,074,000 円（12,966,000 円）

[その他 14,074,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 14,074,000 円]

○ 目的

介護認定審査会を開催し、介護保険認定申請者の要介護・要支援の審査判定を適正に行う

ことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査結果をコンピュータ処理により一次判定し、審査会資料の作成を行う。認定審査会を開催し、一次判定結果・主治医意見書・認定調査特記事項をもとに介護度の認定を行う。認定申請者の増加見込みにより、審査会開催回数を増やす。

主な経費	介護認定審査会委員報酬	10,101,000円
	介護保険システムOA機器使用料（認定審査業務システム賃貸借他）	2,327,000円

### 3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P.137

7501 認定調査等に要する経費 47,643,000円（38,595,000円）

[その他 47,643,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 47,643,000円]

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護・要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施。かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。認定申請者の増加見込みにより、認定調査員を増員する。

主な経費	報酬（介護認定調査員他）	18,720,000円
	通信運搬費（認定調査票・主治医意見書郵送料）	919,000円
	主治医意見書作成手数料	20,928,000円
	居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	1,763,000円
	公用車リース料（認定調査用）	1,535,000円

## 2 保険給付費

### 1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.139

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,588,376,000円（2,516,400,000円）

[国・県 846,229,000円 その他 1,742,147,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 517,679,000円]

[国補：普通調整交付金 5,000,000円]

[県負：介護給付費負担金 323,550,000円]

[保険料：特別徴収分 627,563,000円]

[保険料：普通徴収分 25,257,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,014,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 698,862,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 323,550,000 円]  
[繰入金：低所得者の保険料軽減に要する費用 14,021,000 円]  
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 50,380,000 円]  
[諸収入：第三者納付金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @43,400 円×4,970 人×12 ヶ月

**1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費**

[担当：高齢福祉課] P. 139

**7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 745,200,000 円 (725,040,000 円)**

[国・県 242,190,000 円 その他 503,010,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 149,040,000 円]  
[県負：介護給付費負担金 93,150,000 円]  
[保険料：特別徴収分 194,151,000 円]  
[支払基金：第2号被保険者保険料 201,204,000 円]  
[繰入金：介護給付費繰入金 93,150,000 円]  
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 14,505,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費 @103,500 円×600 人×12 ヶ月

**1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費**

[担当：高齢福祉課] P. 139

**7501 施設介護サービス給付費に要する経費 2,799,744,000 円 (2,744,280,000 円)**

[国・県 909,918,000 円 その他 1,889,826,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 419,962,000 円]  
[県負：介護給付費負担金 489,955,000 円]  
[県補：財政安定化基金貸付金 1,000 円]  
[保険料：特別徴収分 725,631,000 円]  
[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,300,000 円]  
[支払基金：第2号被保険者保険料 755,931,000 円]  
[繰入金：介護給付費繰入金 349,968,000 円]  
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 54,496,000 円]  
[諸収入：第三者納付金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院で介護サービスを受けた時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @253,600 円×920 人×12 ヶ月

**1 介護サービス等諸費 4 居宅介護福祉用具購入給付費**

[担当：高齢福祉課] P. 140

7501 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 9,720,000 円 (9,000,000 円)

[国・県 3,159,000 円 その他 6,561,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,944,000 円]

[県負：介護給付費負担金 1,215,000 円]

[保険料：特別徴収分 433,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,100,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,624,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,215,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 189,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

特定福祉用具購入に係る費用 100,000 円を年間の上限とし、利用者負担割合に応じて購入費の一部を支給する。

居宅介護福祉用具購入給付費 @30,000 円×27 件×12 ヶ月

**1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費**

[担当：高齢福祉課] P. 140

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 30,000,000 円 (26,400,000 円)

[国・県 9,750,000 円 その他 20,250,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 6,000,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,750,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,214,000 円]

[保険料：普通徴収分 4,602,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 8,100,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,750,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 584,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時に、居宅介護住宅改修給付費

を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

住宅改修に係る費用 200,000 円を上限とし、利用者負担割合に応じて改修費の一部を支給する。

居宅介護住宅改修給付費 @100,000 円×25 件×12 ヶ月

## 1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 346,680,000 円 (341,784,000 円)

[国・県 112,671,000 円 その他 234,009,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 69,336,000 円]

[県負：介護給付費負担金 43,335,000 円]

[保険料：特別徴収分 37,311,000 円]

[保険料：普通徴収分 53,011,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 93,604,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 43,335,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 6,748,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 @13,500 円×2,140 人×12 ヶ月

## 2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 90,306,000 円 (88,200,000 円)

[国・県 29,349,000 円 その他 60,957,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 18,061,000 円]

[県負：介護給付費負担金 11,288,000 円]

[保険料：特別徴収分 19,364,000 円]

[保険料：普通徴収分 4,164,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 24,383,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 11,288,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,758,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @17,300 円×435 人×12 ヶ月



## 2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 2,652,000 円 (1,704,000 円)

[国・県 861,000 円 その他 1,791,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 530,000 円]

[県負：介護給付費負担金 331,000 円]

[保険料：特別徴収分 692,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 716,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 331,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 52,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護予防サービス給付費 @221,000 円×1人×12ヶ月

## 2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 2,016,000 円 (1,920,000 円)

[国・県 655,000 円 その他 1,361,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 403,000 円]

[県負：介護給付費負担金 252,000 円]

[保険料：特別徴収分 526,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 544,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 252,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 39,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

特定福祉用具購入に係る費用 100,000 円を年間の上限とし、利用者負担割合に応じて購入費の一部を支給する。

介護予防福祉用具購入給付費 @21,000 円×8件×12ヶ月

## 2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 12,000,000 円 (12,600,000 円)

[国・県 3,900,000 円 その他 8,100,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 2,400,000 円]

[県負：介護給付費負担金 1,500,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,126,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 3,240,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,500,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 234,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時に、介護予防住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

住宅改修に係る費用 200,000 円を上限とし、利用者負担割合に応じて改修費の一部を支給する。

介護予防住宅改修給付費 @125,000 円×8 件×12 ヶ月

## 2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 17,316,000 円 (15,209,000 円)

[国・県 5,627,000 円 その他 11,689,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,463,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,164,000 円]

[保険料：特別徴収分 4,433,000 円]

[保険料：普通徴収分 80,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 4,675,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,164,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 337,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス計画給付費 @4,810 円×300 人×12 ヶ月

## 3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 審査支払手数料に要する経費 6,464,000 円 (6,687,000 円)

[国・県 2,100,000 円 その他 4,364,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,292,000 円]

[県負：介護給付費負担金 808,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,685,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 1,745,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 808,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 126,000円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、茨城県国民健康保険団体連合会にレセプト審査及び支払を依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 県内 @57円×8,660件×12ヶ月

県外 @57円×790件×12ヶ月

#### 4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.144

7501 高額介護サービス費に要する経費 166,740,000円 (156,600,000円)

[国・県 54,190,000円 その他 112,550,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 33,348,000円]

[県負：介護給付費負担金 20,842,000円]

[保険料：特別徴収分 27,878,000円]

[保険料：普通徴収分 15,477,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 45,020,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 20,842,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 3,246,000円]

[財産収入：高額介護サービス費貸付基金利子 1,000円]

[諸収入：第1号被保険者延滞金 84,000円 返納金 2,000円]

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた時に、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が所得に応じた限度額を超えた時に、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

公費分 @11,000円×110件×12ヶ月 償還分 @21,500円×590件×12ヶ月

区 分	限度額
現役並み所得者相当の方	44,400 円
市民税課税世帯の方	44,400 円 (注)
世帯全員が市民税非課税	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢福祉年金受給者の方</li> <li>・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等</li> </ul>	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)
生活保護受給者	15,000 円

(注) 平成 29 年 8 月からは、同じ世帯の全ての 65 歳以上の方 (サービスを利用していない人を含む) の利用者負担額が 1 割の世帯には、3 年間に限り年間上限額 (446,400 円) を設定。

#### 4 高額介護サービス等費      2 高額介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 高額介護予防サービス費に要する経費 69,000 円 (60,000 円)

[国・県 21,000 円 その他 48,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 13,000 円]

[県負：介護給付費負担金 8,000 円]

[保険料：特別徴収分 20,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 19,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 8,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,000 円]

○ 目的

要支援認定者が受けた介護予防サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた時に、高額介護予防サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの利用者負担の合計額 (同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額) が所得に応じた限度額を超えた時に、申請により超えた分を高額介護予防サービス費として支給する。

高額介護予防サービス費      公費分    @2,400 円×1 件×12 ヶ月

償還分    @1,100 円×3 件×12 ヶ月

#### 5 高額医療合算介護サービス等費      1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 21,420,000 円 (19,800,000 円)

[国・県 6,961,000 円 その他 14,459,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,284,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,677,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,329,000 円]  
[保険料：普通徴収分 2,053,000 円]  
[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,200,000 円]  
[支払基金：第2号被保険者保険料 5,783,000 円]  
[繰入金：介護給付費繰入金 2,677,000 円]  
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 417,000 円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

同一世帯内で各医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険等）と介護保険を両方利用して、自己負担額が一年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の限度額を超えた場合、申請により、超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給する。

高額医療合算介護サービス費 @25,500 円×70 件×12 ヶ月

**5 高額医療合算介護サービス等費      2 高額医療合算介護予防サービス費**

[担当：高齢福祉課] P. 145

**7501 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 24,000 円 (24,000 円)**

[国・県 7,000 円    その他 17,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,000 円]

[保険料：特別徴収分 5,000 円]

[保険料：普通徴収分 3,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 6,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,000 円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

同一世帯内で各医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険等）と介護保険を両方利用して、自己負担額が一年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の限度額を超えた場合、申請により、超えた分を高額医療合算介護予防サービス費として支給する。

高額医療合算介護予防サービス費 @2,000 円×1 件×12 ヶ月

**6 特定入所者介護サービス等費      1 特定入所者介護サービス費**

[担当：高齢福祉課] P. 146

**7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 283,344,000 円 (299,578,000 円)**

[国・県 92,086,000 円    その他 191,258,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 42,501,000 円]

[県負：介護給付費負担金 49,585,000 円]

[保険料：特別徴収分 40,337,000 円]

[保険料：普通徴収分 34,485,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 76,503,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 35,418,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,515,000 円]

○ 目的

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税の方等で一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

なお、住民税非課税世帯でも預貯金などの資産が一定以上ある場合や住民票上世帯が異なっても配偶者(内縁含む)が課税されている場合には、給付の対象外となる。

また、利用者の非課税年金(遺族、障害、寡婦等の年金)も収入として算定し、負担限度額段階の判断基準に反映する。

特定入所者介護サービス費

施設・食事 @24,300 円×515 人×12 ヶ月 施設・居住 @19,300 円×455 人×12 ヶ月

短期・食事 @ 9,400 円×140 人×12 ヶ月 短期・居住 @ 8,000 円×125 人×12 ヶ月

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	準個室			
第1段階	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円
第3段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円
基準費用額	1,970 円	1,640 円	1,640 円 (1,150 円)	840 円	1,380 円

※ ( ) 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

※ユニット型準個室は平成30年4月より個室的多床室に変更

6 特定入所者介護サービス等費 2 特定入所者介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 141,000 円 (100,000 円)

[国・県 45,000 円 その他 96,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 28,000 円]

[県負：介護給付費負担金 17,000 円]

[保険料：特別徴収分 26,000 円]

[保険料：普通徴収分 12,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 38,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 17,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 3,000 円]

○ 目的

所得の低い方の短期入所生活介護が困難にならないよう利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税の方等で一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

なお、住民税非課税世帯でも預貯金などの資産が一定以上ある場合や住民票上世帯が異なっても配偶者(内縁含む)が課税されている場合には、給付の対象外となる。

また、利用者の非課税年金(遺族、障害、寡婦等の年金)も収入として算定し、負担限度額段階の判断基準に反映する。

特定入所者介護予防サービス費

食費 @2,530円×2人×12ヶ月 居住費 @3,320円×2人×12ヶ月

### 3 地域支援事業費

#### 1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費 [担当：高齢福祉課] P.147

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 140,540,000円(142,200,000円)

[国・県 45,188,000円 その他 95,352,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 27,808,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 17,380,000円]

[保険料：特別徴収分 38,932,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 37,540,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 18,880,000円]

○ 目的

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図るとともに、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市の独自事業等を活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを実施する。

(第1号訪問事業費)

・訪問介護相当サービス

(従来、介護予防訪問介護により提供されていた専門的なサービス)

@17,000円×215人×12月=43,860,000円

(第1号通所事業費)

・通所介護相当サービス

(従来、介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービス)

@23,000円×320人×12月=88,320,000円

## 1 介護予防生活支援サービス事業費      2 介護予防ケアマネジメント費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 介護予防ケアマネジメントに要する経費 21,715,000円 (34,283,000円)

[国・県 7,057,000円 その他 14,658,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 4,343,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,714,000円]

[保険料：特別徴収分 6,038,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 5,863,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 2,714,000円]

[諸収入：介護予防ケアマネジメント財政調整に伴う負担金返還金 43,000円]

○ 目的

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業などにより提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業である。

(介護予防ケアマネジメント費)

初回            @7,811円×20名×12月=1,874,640円

継続            @4,601円×350名×12月=19,324,200円

住所地特例   @4,300円×10名×12月=516,000円

## 2 一般介護予防事業費      1 一般介護予防事業費

[担当：健康づくり推進課] P.148

7501 介護予防普及啓発事業に要する経費 16,811,000円 (15,592,000円)

[国・県 5,463,000円 その他 11,348,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 3,362,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,101,000円]

[保険料：特別徴収分 4,708,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 4,539,000円]



[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 2,101,000円]

○ 目的

要介護認定や基本チェックリストに該当しない元気な高齢者を対象にきらり笑顔教室、脳活教室や取手プラン生命の樹等の一般介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。

○ 内容

(きらり笑顔教室)

運動機能向上・口腔機能向上・認知症予防等についての講話や運動を行う教室を開催し、介護予防を図る。

きらり笑顔教室委託料 @320,000円×3教室=960,000円

(取手プラン生命の樹)

一人ひとりの健康状態を、体力測定・問診・健康診断の結果から総合的に分析及び健康度評価を行い、健康づくりの方法を個別指導(カウンセリング)する。その後、転倒予防・チューブ体操・シルバーリハビリ体操・太極拳・脳力アップ・栄養指導など、さまざまなプログラム(フォローアップ教室)を開催し、継続的な健康づくりの機会を提供する。

取手プラン生命の樹業務委託料 12,396,000円

(脳活教室)

「アタマとカラダ」の健康を維持しながら回想法の実践を通し、認知症予防を目指す教室。教室では、回想法を実践するボランティアアシスタントも同時に養成していく。

脳活教室業務委託料 899,000円

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P.148

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 10,004,000円(8,610,000円)

[国・県 3,250,000円 その他 6,754,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,000,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,250,000円]

[保険料：特別徴収分 2,802,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,702,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,250,000円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

○ 内容

(介護予防講座)

介護予防に関する専門分野の講師を招いて、介護予防講座を開催する。

介護予防講座講師謝礼 41,000円

(チューブ体操テキスト印刷)

チューブ体操の目的、効果や動作を分かりやすく示したテキストを印刷し、体操指導を行う指導者に配布することで、より効果的な体操の普及を目指す。

チューブ体操テキスト印刷製本費 454,000円

(シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成)

シルバーリハビリ体操を住民に指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するための講習会を委託する。

シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成講習会委託料 195,000 円

(介護予防拠点施設運営)

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいづくりを図る。

指定管理者は取手市社会福祉協議会とし、指定管理期間は平成 30 年度から平成 33 年度。

介護予防拠点運営指定管理料運営費分(人件費、消耗品費等) 5,916,000 円

(チューブ体操指導者養成)

チューブ体操を住民に指導するボランティア指導者の養成と指導能力向上を目的として、指導者養成講習会やフォローアップ講習会を委託する。また、チューブ体操テキスト印刷を行うためのテキスト監修を委託する。

チューブ体操指導者養成委託料 283,000 円

(地域介護予防教室)

住民主体の活動の場に、専門的な講座を開催するために講師を派遣する。

地域介護予防教室委託料 510,000 円

(地域介護予防支援事業補助金)

地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取り組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。

地域介護予防支援事業補助金 1,800,000 円

(地域介護予防活動団体補助金)

地域住民及び高齢者を対象に、自主的に介護予防活動を行っている市内の団体に対し、補助金を交付する。

地域介護予防活動団体補助金 205,000 円

(介護支援ボランティアポイント事業)

65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与(1 時間単位=1 ポイント)。累積したポイントに対し、年度末に申請を受け付け交付金を交付する。(1 ポイント=100 円。上限は 50 ポイント。)

介護支援ボランティア事業委託料 @231,481 円×1.08 =250,000 円

介護支援ボランティア交付金 @100 円×200 名×0.6×年間平均従事時間 25 時間  
=300,000 円

### 3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.150

7601 地域包括支援センターに要する経費 128,605,000 円(104,941,000 円)

[国・県 74,280,000 円 その他 54,325,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 49,518,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 24,762,000 円]

[保険料：特別徴収分 29,555,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 24,762,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000 円]

○ 目的

平成 27 年度以降、おおよその日常生活圏域ごとに 4ヶ所の地域包括支援センターを社会福祉法人等に業務委託し、高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	124,000,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	332,000 円
一般職非常勤報酬	2,795,000 円

### 3 包括的支援事業費・任意事業費 2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 151

#### 7901 住宅改修支援事業に要する経費 6,000 円 (6,000 円)

[国・県 3,000 円 その他 3,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1,000 円]

○ 目的

住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。

○ 内容

住宅改修理由書作成手数料 @2,000 円×3 件

[担当：高齢福祉課] P. 151

#### 8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 1,191,000 円 (945,000 円)

[国・県 687,000 円 その他 504,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 458,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 229,000 円]

[保険料：特別徴収分 275,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 229,000 円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、介護給付の適正化につなげる。年 2 回

発送。

○ 内容

介護サービス利用実績通知作成委託料 574,000 円  
〃 郵送料 617,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,937,000 円 (13,723,000 円)

[国・県 8,047,000 円 その他 5,890,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 5,365,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,682,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,208,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,682,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定3以上の在宅高齢者及び要介護認定1以上の在宅の認知症高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。(本人が市民税非課税の方を対象とする)

扶助費 @3,300 円×325 人×12 月×1.08=13,899,600 円

通信運搬費 @82 円×450 人=36,900 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

8203 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費 301,000 円 (300,000 円)

[国・県 172,000 円 その他 129,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 115,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 57,000 円]

[保険料：特別徴収分 72,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 57,000 円]

○ 目的

市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する高齢者を在宅で介護し、過去1年間介護保険サービスを受けなかった介護者を慰労する。

○ 内容

家族介護慰労金 @100,000 円×3 人=300,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 1,450,000 円 (1,448,000 円)

[国・県 837,000 円 その他 613,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 558,000 円]

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 279,000 円]

[保険料：特別徴収分 334,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 279,000 円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築を行う。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者を対象に、見守りキーホルダー・ステッカーの配布やGPSの貸し出しを行い、徘徊時に早期に発見できるようにする。

見守りステッカー @295 円×1.08×2,400 足=764,640 円

システム使用料 @35,000 円×1.08×12 月=453,600 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

**8301 配食サービスに関する経費 8,275,000 円 (8,084,000 円)**

[国・県 2,698,000 円 その他 5,577,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,799,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 899,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,078,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 4,499,000 円]

○ 目的

要支援認定者または基本チェックリスト該当者を除くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @550 円×3,600 食×4 施設=7,920,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

**8401 認知症サポーター等養成事業に要する経費 175,000 円 (168,000 円)**

[国・県 100,000 円 その他 75,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 67,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 33,000 円]

[保険料：特別徴収分 42,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 33,000 円]

○ 目的

認知症を理解し温かく見守り支援する認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開することを目的とする。

○ 内容

認知症キャラバンメイトが講師となり、「認知症とは」「認知症の診断・治療・予防につ

いて」「認知症の方への接し方」について、認知症標準教材を用いて実施し、認知症についての知識の普及啓発を図る。

認知症サポーター養成講座テキスト・ステッカー代（送付代・通知代込） 165,000 円

〔担当：高齢福祉課〕 P. 153

8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 1,353,000 円（1,591,000 円）

〔国・県 780,000 円 その他 573,000 円〕

＊ 特財積算根拠

〔国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 520,000 円〕

〔県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 260,000 円〕

〔保険料：特別徴収分 313,000 円〕

〔繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 260,000 円〕

○ 目的

成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うことを目的とする。

○ 内容

身寄りのいない認知症高齢者等であって、契約による介護保険サービス等の利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。

市長申立てに要する各種手数料 345,000 円

成年後見制度利用支援事業後見人等報酬助成 1,008,000 円

### 3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費

〔担当：高齢福祉課〕 P. 153

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 5,000,000 円（5,000,000 円）

〔国・県 2,887,000 円 その他 2,113,000 円〕

＊ 特財積算根拠

〔国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,925,000 円〕

〔県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 962,000 円〕

〔保険料：特別徴収分 1,151,000 円〕

〔繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 962,000 円〕

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することで、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでが包括的かつ継続的に実践される在宅医療の提供体制を確立する。

在宅医療・介護連携推進事業委託料 5,000,000 円

### 3 包括的支援事業費・任意事業費      4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P. 153

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 3,888,000円(2,136,000円)

[国・県 2,244,000円 その他 1,644,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,496,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 748,000円]

[保険料：特別徴収分 896,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 748,000円]

#### ○ 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

#### ○ 内容

地域における助け合い・支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有・連携強化の中核となる場で、地域の課題やニーズの解決策や対応策等を一緒に考える場として、「地域における支え合いづくり推進協議会（協議体）」を第1層（市全体）及び第2層（各地域包括支援センター）に設置する。

また、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を各地域包括支援センターごとに選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。

生活支援体制整備事業委託料 3,888,000円

### 3 包括的支援事業費・任意事業費      5 権利擁護事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 権利擁護事業に要する経費 88,000円(88,000円)

[国・県 49,000円 その他 39,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 33,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 16,000円]

[保険料：特別徴収分 23,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 16,000円]

#### ○ 目的

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。成年後見制度の普及・啓発を図ることで成年後見制度の利用を促進する。

○ 内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

また、成年後見制度の普及・啓発活動を行なっている NPO 法人とりで市民後見の会に対して、活動費の助成等を実施する。

権利擁護関係セミナー参加費 18,000 円

成年後見制度普及・啓発活動事業補助金 70,000 円

**3 包括的支援事業費・任意事業費 6 地域ケア会議推進事業費**

[担当：高齢福祉課] P. 154

**7501 地域ケア会議推進事業に要する経費 571,000 円 (363,000 円)**

[国・県 328,000 円 その他 243,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 219,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 109,000 円]

[保険料：特別徴収分 134,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 109,000 円]

○ 目的

個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

○ 内容

個別事例の検討等を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげることとする。

地域ケア会議推進事業委託料 @132,000 円×4×1.08=570,240 円

**3 包括的支援事業費・任意事業費 7 認知症総合支援事業費**

[担当：高齢福祉課] P. 154

**7501 初期集中支援事業に要する経費 733,000 円 (852,000 円)**

[国・県 423,000 円 その他 310,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 282,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 141,000 円]

[保険料：特別徴収分 169,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 141,000 円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」



を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（認知症サポート医）の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター緑寿荘及び藤代なごみの郷に設置し、複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

認知症施策推進会議 @2,000円×12人×2回=48,000円

認知症初期集中支援事業委託料 @280,000円×2ヶ所×1.08=604,800円

認知症初期集中支援チーム員研修負担金 @40,000円×2名=80,000円

[担当：高齢福祉課] P.155

7601 地域支援・ケア向上事業に要する経費 1,358,000円 (1,560,000円)

[国・県 783,000円 その他 575,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 522,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 261,000円]

[保険料：特別徴収分 314,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 261,000円]

○ 目的

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに2名ずつ配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

○ 内容

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組を実施する。

また、今年度から回想スクールを受講したレミニシャン（心療回想士）や認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが「認とも」として、認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組を実施する。

認知症地域支援・ケア向上推進事業委託料 @80,000円×4ヶ所×1.08=345,600円

「認とも支援事業」委託料 @144,000円×1.08=155,520円

認知症カフェ（オレンジカフェ）運営補助金 @100,000円×3ヶ所=300,000円

認知症ガイドブック作成 @200,000円×1.08=216,000円

認知症地域支援推進員研修負担金（新任者・現任者）@38,000円×8人=304,000円

#### 4 その他諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.155

7501 審査支払手数料に要する経費 626,000円 (1,129,000円)

[国・県 203,000円 その他 423,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 125,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 78,000 円]

[保険料：特別徴収分 176,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 169,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 78,000 円]

○ 目的

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を茨城県国民健康保険団体連合会に依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料

介護予防・生活支援サービス事業費 @57 円×535 件×12 月＝365,940 円

介護予防ケアマネジメント費 @57 円×380 件×12 月＝259,920 円

## 4 諸支出金

### 1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金

[担当：高齢福祉課] P.157

7501 第1号被保険者保険料還付金 2,500,000 円 (2,000,000 円)

[その他 2,500,000 円]

＊ 特財積算根拠

[保険料：普通徴収分 2,500,000 円]

○ 目的

前年度以前における過誤納付保険料の還付をする。

○ 内容

過誤納還付金 2,500,000 円

# 競輪事業特別会計

# 1 競輪事業費

## 1 総務費 1 総務費

[担当:産業振興課] P. 181

7001 競輪事務に要する経費 11,462,000 円 (11,832,000 円)

○ 内容

今年度の取手市競輪事業基金積立金は 10,002,000 円とする。

## 2 事業費 1 競輪開催費

[担当:産業振興課] P. 182

7501 通常競輪事業に要する経費 1,298,289,000 円 (1,302,997,000 円)

○ 内容

今年度は、通常競輪を 1 回 6 日間開催実施する。

競 輪 名	日数	入場者見込	売上見込
通常競輪 前 節	3	8,900 人	795,000 千円
〃 後 節	3	7,500 人	500,000 千円

※通常競輪の前節 3 日間は、サテライトしおさい鹿島、サテライト水戸、ラ・ピスタ新橋、サテライト中越、サテライト六郷等、後節 3 日間は、サテライトしおさい鹿島、サテライト水戸にて場外車券発売を予定。

衛星テレビ放映(スピードチャンネル)については 6 日間放映予定。

[担当:産業振興課] P. 184

7701 場外車券発売競輪事業に要する経費 17,030,000 円 (19,540,000 円)

○ 内容

場外車券発売競輪名	日数	入場者見込	売上見込
共同通信社杯 G II	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円
記 念 競 輪	4	6,620 人	102,400 千円

入場者見込 66,200 人 売上見込 1,024,000,000 円

### 3 諸支出金

#### 1 諸支出金 1 一般会計繰出金

[担当:産業振興課] P.186

7501 競輪事業繰出金 10,000,000 円 (10,000,000 円)

○ 内容

(単位:千円、%)

	30 年度	29 年度	比較	増減率
競輪事業繰出金	10,000	10,000	0	0.0

取手地方公平委員会  
特 別 会 計

## 1. 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると規定され、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

## 2. 歳入予算

歳入予算額は748,000円で、内訳は負担金448,000円、前年度繰越金299,000円及び諸収入1,000円である。

### 負担金の内訳

取手地方公平委員会規約により、平等割2分の1、職員数割2分の1を関係団体が分担することとなっている。

(単位：円)

関係団体名	金額
取手市	166,000
守谷市	77,000
利根町	47,000
取手地方広域下水道組合	37,000
取手市外2市火葬場組合	32,000
利根川水系県南水防事務組合	32,000
常総地方広域市町村圏事務組合	57,000
合計	448,000

## 3. 歳出予算

歳出予算額は、748,000円である。

## 1 総務費

### 1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P.197

7001 公平委員会事務に要する経費 258,000 円 (227,000 円)

[その他 6,000 円 一財 252,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 6,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P.197

7201 公平委員報酬等に要する経費 442,000 円 (460,000 円)

[その他 442,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 442,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 336,000 円

委員長 9,000 円×13 日

委員 8,400 円×13 日×2 人



# 参 考 資 料

## 目 次

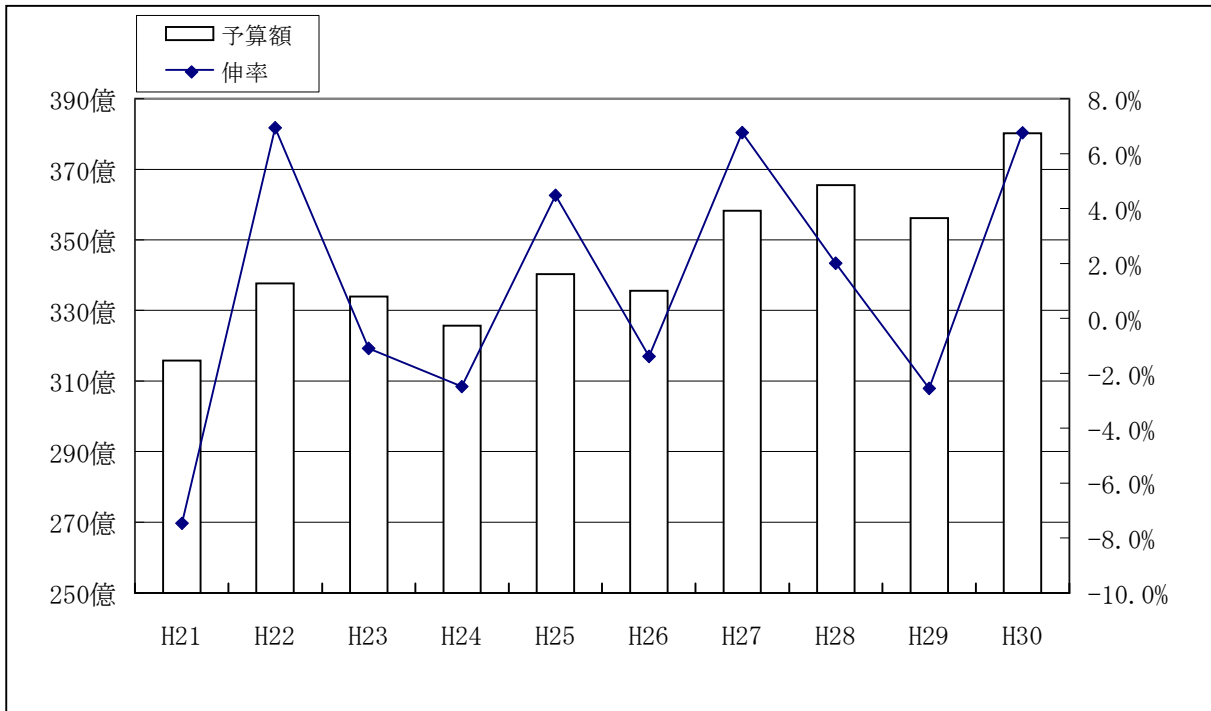
一般会計予算額の推移	239
一般会計款別歳入・歳出の割合	239
一般会計性質別歳出内訳	240
特別会計予算額の推移	241
款別性質別一覧表(一般会計)	242
各款における節の占める予算額及び比率(一般会計)	244
平成 30 年度常総地方市町村圏事務組合	
市町村負担金算出計算書	246
平成 30 年度常総地方市町村圏事務組合	
共通維持管理費市町村負担金計算書	248
平成 30 年度取手地方広域下水道組合	
負担金及び出資金算出計算書	249
平成 30 年度地方消費税引上げ分の社会保障財源化	250
平成 30 年度合併特例債充当一覧(一般会計)	251
平成 29 年度～平成 30 年度	
補助金等予算比較表(一般会計)	252
財政指標の推移	256

## 一般会計予算額の推移

(単位:千円)

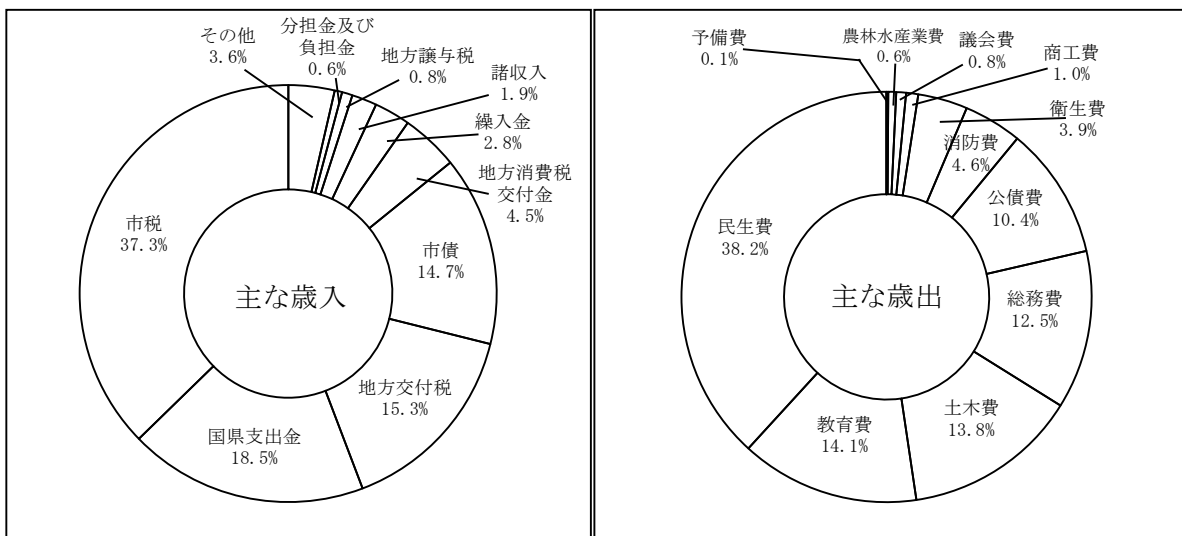
年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	34,030,000	33,560,000	35,831,471	36,550,000	35,620,000	38,030,000

※平成27年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較



※平成23年度、27年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較

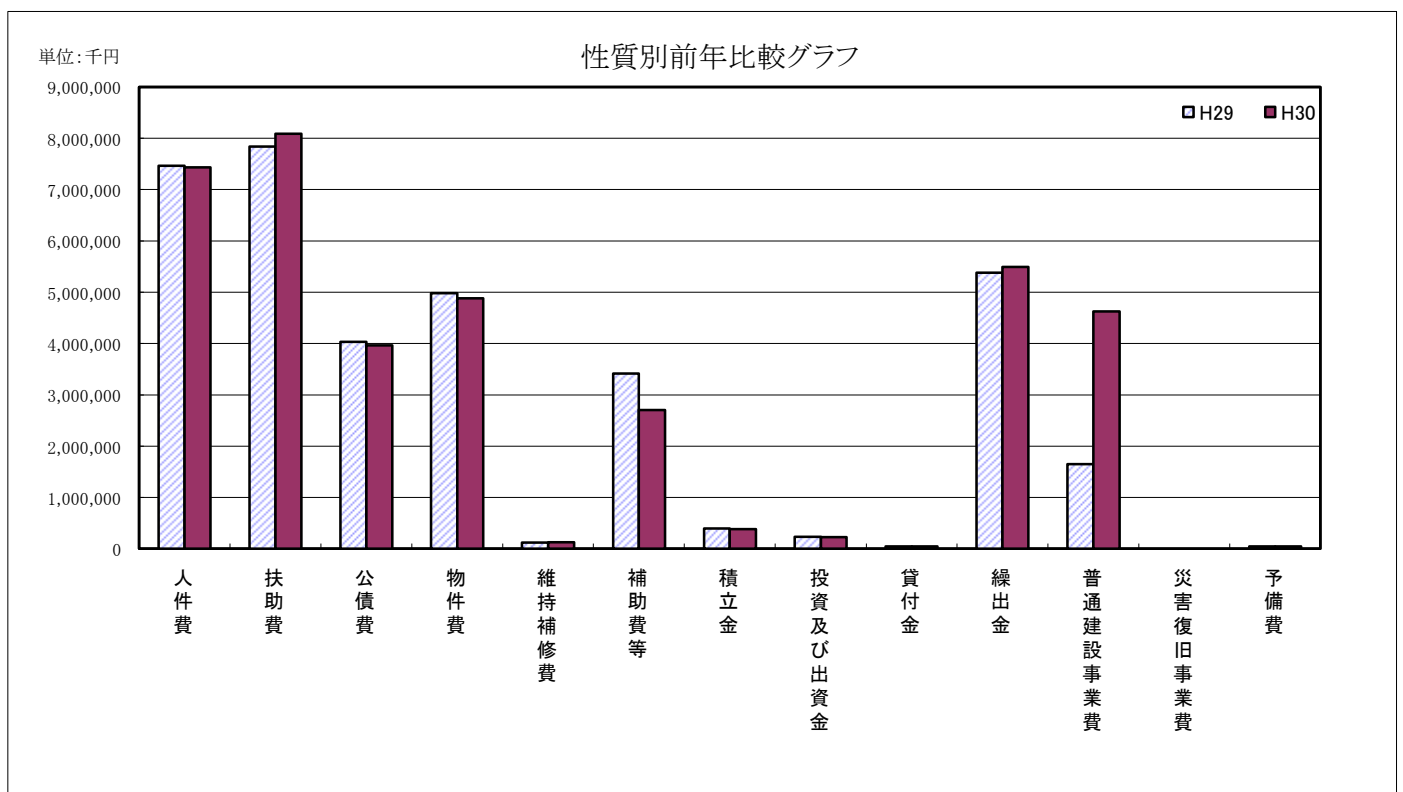
## 一般会計款別歳入・歳出の割合



平成30年度一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

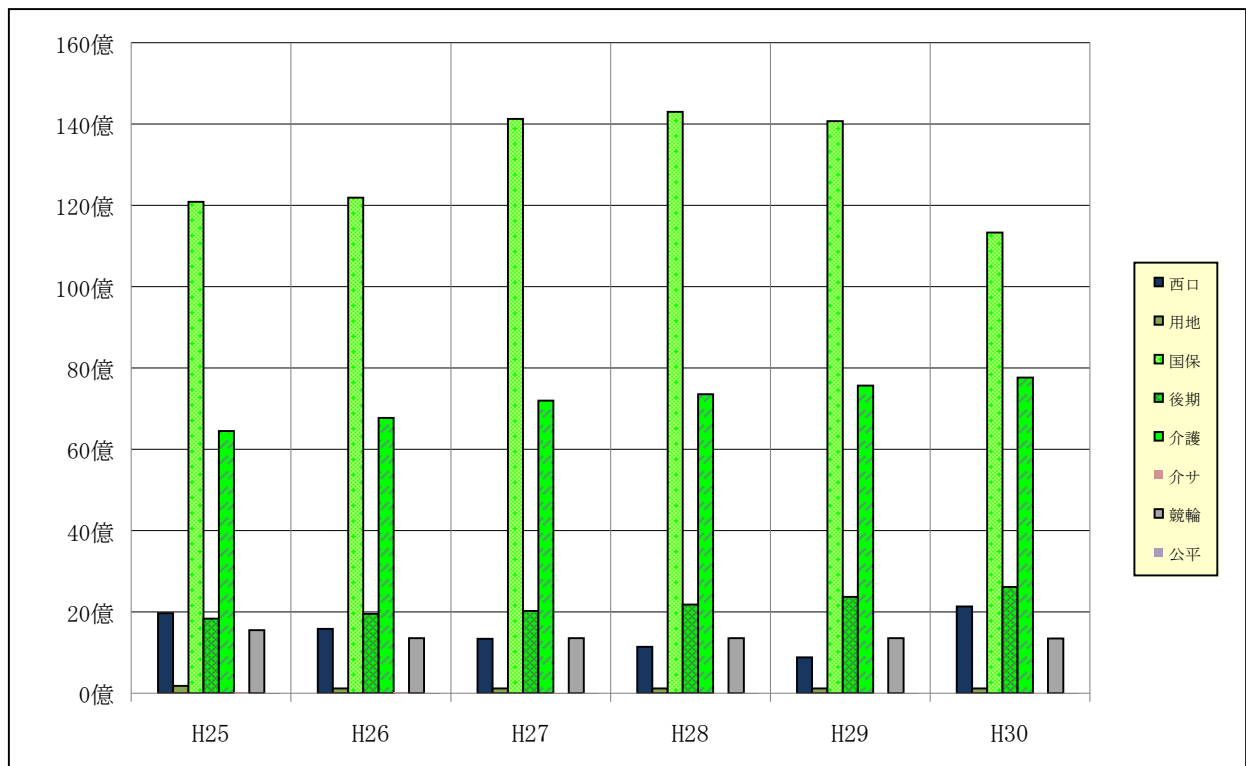
区 分	平成30年度 当初予算		平成29年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
人 件 費	7,432,464	19.6	7,462,105	21.0	△ 29,641	△ 0.4
うち特別職	45,307	0.1	45,227	0.1	80	0.2
うち議員	203,054	0.5	204,251	0.6	△ 1,197	△ 0.6
うち一般職	6,591,309	17.3	6,645,788	18.7	△ 54,479	△ 0.8
うち一般職非常勤	414,038	1.1	402,406	1.1	11,632	2.9
扶 助 費	8,089,727	21.3	7,841,400	22.0	248,327	3.2
公 債 費	3,963,956	10.4	4,032,991	11.3	△ 69,035	△ 1.7
物 件 費	4,880,537	12.8	4,986,479	14.0	△ 105,942	△ 2.1
維 持 補 修 費	128,906	0.4	120,910	0.3	7,996	6.6
補 助 費 等	2,707,933	7.1	3,413,558	9.6	△ 705,625	△ 20.7
積 立 金	383,680	1.0	395,963	1.1	△ 12,283	△ 3.1
投 資 及 び 出 資 金	227,500	0.6	236,100	0.7	△ 8,600	△ 3.6
貸 付 金	51,502	0.1	50,662	0.2	840	1.7
繰 出 金	5,489,814	14.4	5,380,457	15.1	109,357	2.0
普 通 建 設 事 業 費	4,623,976	12.2	1,649,370	4.6	2,974,606	180.3
災 害 復 旧 事 業 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	38,030,000	100.0	35,620,000	100.0	2,410,000	6.8



## 特別会計予算額の推移

(単位:千円)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取 手 駅 西 口	1,968,574	1,577,279	1,338,430	1,136,387	878,371	2,132,183
用地先行取得	177,530	116,880	115,417	113,925	112,439	110,966
国民健康保険	12,085,419	12,188,163	14,125,395	14,297,194	14,070,961	11,334,176
後期高齢者医療	1,832,564	1,951,433	2,020,829	2,177,723	2,369,868	2,612,512
介 護 保 険	6,445,795	6,770,477	7,193,695	7,352,082	7,565,527	7,762,880
介護サービス	17,038	19,549	1,942	廃 止		
競 輪	1,549,579	1,349,425	1,348,658	1,348,660	1,348,633	1,341,045
公平委員会	765	771	689	657	753	748
計	24,077,264	23,973,977	26,145,055	26,426,628	26,346,552	25,294,510



款別性質別一覧表（一般会計）

区 分	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 人件費	265,254	2,106,450	1,265,427	302,868	93,736	135,038
うち職員給	49,500	1,156,638	912,700	232,280	64,100	104,200
2 物件費	23,465	917,664	512,936	812,460	10,167	15,675
3 維持補修費		10,890				
4 扶助費		38,000	7,960,308	12,635		
5 補助費等	4,141	1,260,659	391,197	326,866	106,069	167,306
6 普通建設事業費		28,786	1,043,085	27,651	25,259	6,907
(1) 補助事業費				27,651		
(2) 単独事業費		21,362	1,043,085		12,334	6,907
(3) 県営事業費		7,424			12,925	
7 災害復旧事業費						
(1) 補助事業費						
(2) 単独事業費						
8 公債費						
9 積立金		383,571	5	26		
10 投資及び出資金						7,500
11 貸付金		2,500	10,002			33,000
12 繰出金			3,356,783			
13 予備費						
合 計	292,860	4,748,520	14,539,743	1,482,506	235,231	365,426

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
673,269	1,479,174	1,111,248					7,432,464	19.6%
544,600	1,151,847	755,260					4,971,125	13.1%
546,985	87,070	1,954,115					4,880,537	12.8%
74,187		43,829					128,906	0.4%
		78,784					8,089,727	21.3%
150,363	67,339	233,993					2,707,933	7.1%
1,449,187	115,411	1,927,690					4,623,976	12.2%
689,721	21,068	485,951					1,224,391	3.2%
724,666	94,343	1,441,739					3,344,436	8.8%
34,800							55,149	0.2%
			5				5	0.0%
								0.0%
			5				5	0.0%
				3,963,956			3,963,956	10.4%
74		4					383,680	1.0%
220,000							227,500	0.6%
		6,000					51,502	0.1%
2,133,026					5		5,489,814	14.4%
						50,000	50,000	0.1%
5,247,091	1,748,994	5,355,663	5	3,963,956	5	50,000	38,030,000	100.0%

各款における節の占める予算額及び比率（一般会計）

節	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 報酬	119,760	108,303	159,686	23,331	15,936	11,270
2 給料	27,200	680,272	549,500	140,100	37,300	61,900
3 職員手当等	63,875	1,020,846	363,200	92,180	28,700	42,300
4 共済費	54,419	342,225	198,227	47,275	11,806	19,568
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金		29,875	148,197	1,840	654	
8 報償費	249	5,752	9,108	6,797	72	514
9 旅費	1,865	7,155	5,229	1,127	23	607
10 交際費	400	1,100			63	
11 需用費	2,595	97,026	111,711	21,767	2,094	6,385
12 役務費	1,740	93,133	28,660	19,561	667	591
13 委託料	1,037	508,176	2,124,942	773,710	5,192	5,295
14 使用料及び賃借料	1,453	180,712	29,905	6,435	1,301	2,830
15 工事請負費		15,418	1,027,719			
16 原材料費		858	70	20		
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	14,375	8,616	3,926		182	
19 負担金、補助及び交付金	3,892	1,221,809	283,283	336,052	131,241	173,666
20 扶助費			6,129,551	12,285		
21 貸付金		2,500	10,002			33,000
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料		41,000				
24 投資及び出資金						7,500
25 積立金		383,571	5	26		
26 寄附金						
27 公課費		173	39			
28 繰出金			3,356,783			
29 予備費						
合計	292,860	4,748,520	14,539,743	1,482,506	235,231	365,426
構成比	0.8%	12.5%	38.2%	3.9%	0.6%	1.0%

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
36,945	19,466	147,277					641,974	1.7%
307,900	659,100	447,997					2,911,269	7.7%
227,600	579,147	373,560					2,791,408	7.3%
101,291	209,000	146,898					1,130,709	3.0%
		252,367					432,933	1.1%
663	14,027	25,453					62,635	0.2%
1,285	5,440	4,401					27,132	0.1%
	70	108					1,741	0.0%
135,340	47,807	735,885					1,160,610	3.0%
7,611	8,438	30,184					190,585	0.5%
529,528	25,464	700,307					4,673,651	12.3%
63,303	16,557	270,512					573,008	1.5%
823,154	22,381	1,882,717					3,771,389	9.9%
19,300	78	60	5				20,391	0.1%
174,334							174,334	0.5%
919	77,790	62,792					168,600	0.4%
1,535,179	62,297	190,278					3,937,697	10.4%
		78,784					6,220,620	16.4%
		6,000					51,502	0.1%
369,437	1						369,438	1.0%
				3,963,956			4,004,956	10.5%
220,000							227,500	0.6%
74		4					383,680	1.0%
202	1,931	79					2,424	0.0%
693,026					5		4,049,814	10.6%
						50,000	50,000	0.1%
5,247,091	1,748,994	5,355,663	5	3,963,956	5	50,000	38,030,000	100.0%
13.8%	4.6%	14.1%	0.0%	10.4%	0.0%	0.1%	100.0%	



平成30年度常総地方広域市町村圏事務組合市町村負担金算出計算書

区分		予算額 (按分比) 【A】	特 定 歳 入 控 除 額							計 【B】
			国庫 支出金	地方債	使用料 及び 手数料	財産収入 雑 入	繰越金 預金利子	消防費 負担金		
款別	負担割合									
共 通 事 業 分	1 議会費	均等割 10 人口割 90	870 (0.03)					53		53
	2 総務費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	104,231 (3.19)			336	18	6,394		6,748
		(交流センター分) 均等割 10 人口割 90	29,087				13,143			13,143
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	8,608			139	6	309		454
	3 民生費	入所者数割 100	746					2		2
	4 衛生費	均等割 10 実績割 90	1,825,834 (55.85)	1,166		301,099	22,559	112,004		436,828
	5 土木費	均等割 10 人口割 90	308,139 (9.42)	3,683	11,900	27,719	2,243	18,903		64,448
	7 公債費	(一般分) 均等割 10 人口割 90	1,019,293 (31.18)					62,528		62,528
(障害者施設分) 入所者数割 100		53,174								
8 予備費	均等割 10 人口割 90	11,000 (0.33)					675		675	
小 計			3,360,982	4,849	11,900	329,293	37,969	200,868		584,879
消 防 分	6 消防費	均等割 10 人口割 60 署員数割 30	2,530,379	14,549	97,600	4,339	16,462	33,143	757	166,850
合 計			5,891,361	19,398	109,500	333,632	54,431	234,011	757	751,729

注) 市町村負担金欄及び市町別内訳欄中の( )書は、つくばみらい市の消防団無線共同購入事業負担金を除く実質負担金である。

【単位:千円】

市町村 負担金 【A】-【B】	左 の 市 町 別 内 訳							
	常総市	取手市	守谷市	つくばみらい市	龍ヶ崎市	牛久市	つくば市	利根町
817	178	294	193	152	—	—	—	—
97,483	21,291	35,121	22,966	18,105	—	—	—	—
15,944	2,481	6,219	4,055	3,189	—	—	—	—
8,154	1,023	1,699	1,105	867	1,275	1,387	457	341
744	292	213	106	133	—	—	—	—
1,389,006	219,084	567,482	349,162	253,278	—	—	—	—
243,691	37,927	95,056	61,969	48,739	—	—	—	—
956,765	148,907	373,203	243,300	191,355	—	—	—	—
53,174	20,890	15,193	7,596	9,495	—	—	—	—
10,325	2,255	3,720	2,432	1,918	—	—	—	—
2,776,103	454,328	1,098,200	692,884	527,231	1,275	1,387	457	341
2,364,286 (2,363,529)	664,880	—	923,003	776,403 (775,646)	—	—	—	—
5,140,389 (5,139,632)	1,119,208	1,098,200	1,615,887	1,303,634 (1,302,877)	1,275	1,387	457	341

平成30年度常総地方広域市町村圏事務組合共通維持管理費市町村負担金計算書

(消防費を除く)

(単位:千円・%)

区分	市町村負担金	左の款別内訳							構成比	前年度市町村負担金	前年度との比較
		議会費	総務費	民生費	衛生費	土木費	公債費	予備費			
常総市	454,328	178	24,795	292	219,084	37,927	169,797	2,255	16.4	464,485	△ 10,157
取手市	1,098,200	294	43,039	213	567,482	95,056	388,396	3,720	39.6	1,143,792	△ 45,592
守谷市	692,884	193	28,126	106	349,162	61,969	250,896	2,432	25.0	709,592	△ 16,708
つくばみらい市	527,231	152	22,161	133	253,278	48,739	200,850	1,918	19.0	544,938	△ 17,707
龍ヶ崎市	1,275		1,275						0.0	958	317
牛久市	1,387		1,387						0.0	1,032	355
つくば市	457		457						0.0	347	110
利根町	341		341						0.0	260	81
合計	2,776,103	817	121,581	744	1,389,006	243,691	1,009,939	10,325	100.0	2,865,404	△ 89,301

平成30年度取手地方広域下水道組合負担金及び出資金算出計算書

収益的収入

(単位：千円)

	予算額	負担割合	
営業収益	1,330,038		
下水道使用料	1,202,306		
負担金①	127,042	取手市分 97,133	つくばみらい市分 29,909
その他営業収益	690		
営業外収益	3,071,261		
受取利息及び配当金	9		
受託工事収益	5,110		
負担金②	1,732,449	取手市分 1,281,375	つくばみらい市分 451,074
長期前受金戻入	1,333,200		
雑収益	493		
特別利益	1		
計	4,401,300	取手市分 1,378,508	つくばみらい市分 480,983

収益的支出

	予算額	負担割合	
営業費用	3,759,129		
議会費	2,374	均等割10%	計画汚水量割90%
処理場費	523,444	均等割 8%	有収水量割 92%
ポンプ場費	62,037	事業負担割	
管きよ費	98,177	事業負担割	
業務費	53,981	均等割 8%	有収水量割 92%
総係費	62,179	均等割10%	計画汚水量割90%
給与費	353,421	事業負担割	
減価償却費	2,603,516	事業負担割	
営業外費用	529,464		
支払利息及び企業債取扱諸費	490,517	事業負担割	
受託工事費	4,800	事業負担割	
消費税及び地方消費税	34,147	事業負担割	
特別損失	1,129	事業負担割	
予備費	20,000	事業負担割	
計	4,309,722		

資本的収入

	予算額	負担割合	
資本的収入	2,046,476		
企業債	1,000,000		
負担金③	119,509	取手市分 61,492	つくばみらい市分 58,017
出資金④	268,000	取手市分 220,000	つくばみらい市分 48,000
国庫補助金	595,200		
県補助金	1		
受益者負担金、分担金	63,766		
計	2,046,476	取手市分 281,492	つくばみらい市分 106,017

資本的支出

	予算額	負担割合	
建設改良費	1,926,118		
処理場建設費	473,307	日最大汚水量割	
ポンプ場建設費	4,936	事業負担割	
管きよ建設費	1,292,000	事業負担割	
下水道事業計画	33,850	事業負担割	
給与費	122,025	事業負担割	
固定資産購入費	7,582	事業負担割	
企業債償還金	1,605,284	事業負担割	
計	3,538,984		

負担金及び出資金

	予算額	負担割合	
負担金 ①+②+③	1,979,000	取手市分 1,440,000	つくばみらい市分 539,000
出資金 ④	268,000	取手市分 220,000	つくばみらい市分 48,000
計	2,247,000	取手市分 1,660,000	つくばみらい市分 587,000

## 平成30年度 地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引き上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 776,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,641,035 千円

【歳出内訳】

(単位：千円)

事業名		平成30年度 予算額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源	
			国県支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他
社会 福祉	障がい者福祉事業	1,635,030	1,137,566	771	63,524	433,169
	高齢者福祉事業	195,616	627	5,629	24,218	165,142
	児童福祉事業	4,747,428	2,655,821	386,334	218,093	1,487,180
	母子福祉事業	12,116	9,072	6	388	2,650
	生活保護事業	1,755,836	1,363,175	5	50,218	342,438
	その他社会福祉事業	172,768	15,789		20,077	136,902
	小 計	8,518,794	5,182,050	392,745	376,518	2,567,481
社会 保険	国民健康保険事業	631,361	425,641		26,310	179,410
	後期高齢者医療事業	1,238,169	161,855	41,930	132,291	902,093
	介護保険事業	964,359	10,515		121,990	831,854
	小 計	2,833,889	598,011	41,930	280,591	1,913,357
保健 衛生	医療費助成事業	611,270	248,394	60,954	38,614	263,308
	健康づくり事業	146,710	115	2,695	18,404	125,496
	医療提供体制確保事業	170,092		30,726	17,824	121,542
	疾病予防対策事業	220,558		6	28,207	192,345
	母子衛生対策事業	95,135	10,436	1,003	10,704	72,992
	生活習慣病対策事業	44,587	4,169	246	5,138	35,034
	小 計	1,288,352	263,114	95,630	118,891	810,717
合 計		12,641,035	6,043,175	530,305	776,000	5,291,555

平成30年度 合併特例債充当一覽(一般会計)

(単位:千円)

款項目	事業名	項目	対象事業費	充当額
030204	保育所の施設整備に要する経費	井野なないろ保育所・地域子育て支援センター整備事業	998,736	948,700
070101	道路管理に要する経費	北浦川谷中第5号橋(仮称)相橋架替負担金	34,800	33,000
070202	道路維持に要する経費	西一・二丁目(市道2548号線他)維持事業	41,008	38,900
070203	道路改良に要する経費	井野三丁目(市道4305号線)改良事業	123,632	73,000
		井野団地外周道路(市道0115号線他)改良事業	24,257	23,000
		片町(市道5379号線)改良事業	11,337	10,700
	通学路整備に要する経費	下高井田向(市道0104号線)通学路整備事業	60,000	25,600
		山王(市道4262号線他)通学路整備事業	40,000	17,100
		本郷四丁目(市道3221号線)通学路整備事業	14,000	5,900
		青柳井戸田(市道4482号線他)通学路整備事業	12,000	5,100
070305	都市計画道路3・4・7号取手東口城根線に要する経費(台宿工区)	都市計画道路3・4・7号取手東口城根線整備事業	485,339	246,800
	都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費	都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	15,000	6,400
	藤代駅北口駅前広場施設整備に要する経費	藤代駅北口駅前広場施設整備事業	266,760	253,400
070306	都市排水整備に要する経費	野々井地区雨水排水整備事業	45,996	43,600
		藤代横町雨水排水整備事業	18,512	17,500
		野々井大門地区雨水排水整備事業	27,415	26,000
080101	消防庁舎の管理運営に要する経費	消防本部大規模改造事業	6,600	6,200
090203	小学校施設整備に要する経費	小学校空調改修事業(高井小・桜が丘小)	36,720	34,800
	小学校建設事業に要する経費	六郷小学校旧校舎解体事業	101,500	96,400
090303	中学校施設整備に要する経費	中学校武道場非構造部材耐震補強事業	93,200	71,300
		中学校校内LAN改修事業	27,000	17,100
	中学校建設事業に要する経費	戸頭中学校校舎大規模改造・武道場非構造部材耐震改修事業	450,000	306,800
		藤代南中学校校舎・体育館大規模改造事業	21,000	19,900
090501	福祉会館改修事業に要する経費	福祉会館空調設備改修・大規模改造事業	9,800	9,300
	市民会館改修事業に要する経費	市民会館耐震補強・大規模改造事業	969,400	908,500
090503	図書館管理運営に要する経費	取手図書館外壁・屋上防水改修事業	28,000	26,600
合計			3,962,012	3,271,600

平成29年度～平成30年度補助金等予算比較表（一般会計）

（単位：千円）

補助金名	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
政務活動費交付金	2,400	2,400	0
議会費計	2,400	2,400	0
市自主防犯組織結成事業補助金	50	50	0
取手市国際交流協会補助金	720	720	0
ユーバ市派遣に伴う学生派遣者補助金	540	540	0
交通安全母の会補助金	230	230	0
地区補助金	21,300	21,183	117
コミュニティ助成事業補助金	4,100	5,000	△ 900
地区集会所建設等事業費補助金	3,244	8,780	△ 5,536
防災士育成事業補助金	475	800	△ 325
自主防災組織補助金	6,360	6,250	110
自主防災組織資機材補助金	450	600	△ 150
被災住宅復興支援利子補給補助金	338	701	△ 363
地域改善対策事業補助金	683	683	0
総務費計	38,490	45,537	△ 7,047
社会福祉協議会運営費補助金	127,412	125,026	2,386
民生委員協議会補助金	17,448	17,448	0
更生保護女性会補助金	98	98	0
取手地区保護司会取手支部補助金	300	300	0
手話サークル「あゆみ」補助金	60	60	0
チャレンジの広場補助金	35	35	0
身体障害者福祉協議会補助金	72	72	0
重症心身障害児（者）を守る会補助金	0	28	△ 28
社会参加促進事業補助金	837	786	51
成年後見制度利用支援事業後見人等報酬助成金	336	336	0
移送サービス介助等補助金	2,826	1,704	1,122
移送サービス福祉車両点検整備費補助金	520	380	140
ステッキカー購入助成金	120	130	△ 10
シルバー人材センター補助金	24,100	24,100	0
高齢者クラブ助成事業補助金	3,092	3,406	△ 314
生活困難者軽減制度補助金	120	120	0
三次元プロジェクト運営補助金	4,500	4,500	0
とねっこ保育会補助金	0	100	△ 100
乳児等保育事業費補助金	7,582	6,833	749
保育体制強化事業補助金	4,320	0	4,320
障害児保育事業補助金	1,440	2,880	△ 1,440
民間保育園運営補助金	43,081	42,741	340
特別支援教育費補助金	1,320	1,320	0
民間保育園一時預かり事業補助金	6,171	6,106	65

(単位：千円)

補助金名	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
民間保育園延長保育促進事業補助金	7,720	14,004	△ 6,284
民間保育園病児保育事業補助金	7,154	5,328	1,826
日本スポーツ振興センター共済掛金助成金	299	346	△ 47
認定こども園一時預かり事業補助金	1,221	12,469	△ 11,248
実費徴収に伴う補足給付補助金	174	318	△ 144
多子世帯保育料軽減事業補助金	17,369	11,926	5,443
被災者生活再建支援制度補助金	250	0	250
民生費計	279,977	282,900	△ 2,923
取手献血連合会補助金	180	180	0
骨髄移植ドナー支援事業助成金	140	140	0
常総地域病院群輪番制病院運営費補助金	31,974	31,901	73
公的病院等運営費補助金	109,614	102,219	7,395
取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金	350	350	0
合併処理浄化槽設置費補助金	15,933	15,933	0
生ごみ処理機等購入補助金	600	600	0
資源回収助成金	8,450	8,900	△ 450
衛生費計	167,241	160,223	7,018
認定農業者支援事業補助金	1,500	1,500	0
青年就農給付金（経営開始型）事業補助金	0	3,000	△ 3,000
農業次世代人材投資資金	3,000	0	3,000
農業経営基盤強化資金利子助成補助金	80	80	0
農業振興研究団体補助金	180	180	0
農協系統農業災害資金利子助成金	13	0	13
水田農業転作等実施補助金	60,000	40,000	20,000
水田農業推進センター活動事業費補助金	200	200	0
県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	6,864	6,864	0
岡堰土地改良区維持管理補助金	14,400	14,400	0
農林水産業費計	86,237	66,224	20,013
商工会事業補助金	19,185	19,226	△ 41
とりで産業まつり補助金	2,000	2,000	0
藤代商工祭補助金	1,000	1,000	0
商店街活性化事業補助金	1,640	1,640	0
買い物弱者支援事業補助金	2,000	2,136	△ 136
中小企業事業資金融資あっ旋保証料補助金	54,684	54,684	0
関東・東北豪雨災害緊急対策融資保証料補助金	86	171	△ 85
関東・東北豪雨災害緊急対策融資利子補給金	200	200	0
産業振興チャレンジ支援事業補助金	500	900	△ 400
市民事業活動促進補助金	3,240	3,527	△ 287
産業活動支援施設奨励金	35,267	44,488	△ 9,221
産業活動支援雇用促進奨励金	100	1,700	△ 1,600



(単位：千円)

補助金名	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
創業支援事業補助金	9,348	49,554	△ 40,206
空き店舗活用事業補助金	3,200	3,200	0
中小企業労働者金融保証料補助金	36	36	0
市観光協会補助金	33,403	33,403	0
商工費計	165,889	217,865	△ 51,976
路線バス運行事業補助金	7,200	7,200	0
公共交通バリアフリー化設備整備費補助金	1,400	1,400	0
狭あい道路拡幅整備促進補助金	1,350	1,350	0
分筆測量補助金	950	950	0
木造住宅耐震補強補助金	800	800	0
雨水浸透施設助成金	205	205	0
保存緑地・保存樹木等助成金	469	469	0
緑化推進支援事業補助金	200	200	0
鯉のぼりプロジェクト補助金	200	200	0
緑の少年団補助金	390	390	0
定住化促進住宅補助金	40,000	40,000	0
土木費計	53,164	53,164	0
消防団ポンプ操法県大会出場分団補助金	180	180	0
消防団運営交付金(分団・団幹部)	6,138	6,138	0
消防費計	6,318	6,318	0
研究委嘱校補助金	240	310	△ 70
市子ども会育成連合会補助金	560	560	0
青少年育成市民会議補助金	410	410	0
夏季PTAプール水泳指導員補助金	400	450	△ 50
特別活動補助金(小)	1,310	1,310	0
特別活動補助金(中)	6,500	6,800	△ 300
私立幼稚園就園奨励費補助金	32,792	34,525	△ 1,733
私立幼稚園児保育料補助金	7,410	7,590	△ 180
私立幼稚園施設運営費補助金	270	270	0
私立幼稚園特別支援教育費補助金	330	330	0
私立幼稚園預かり保育助成金	120	120	0
私立幼稚園日本スポーツ振興センター災害共済掛金補助金	34	35	△ 1
社会教育団体補助金	559	559	0
取手合唱連盟補助金	130	130	0
リングリング(ドラムサークル)補助金	38	0	38
少年少女合唱団補助金	80	80	0
文化連盟補助金	288	288	0
藤代文化協会補助金	210	210	0
国際音楽の日コンサート補助金	200	200	0
取手アートプロジェクト事業運営補助金	3,240	3,240	0

(単位：千円)

補助金名	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
文化財関係補助金	1,963	432	1,531
市体育協会補助金	7,317	7,317	0
市スポーツ少年団指導者養成・育成助成金	1,000	1,000	0
各種大会助成金	2,500	2,500	0
茨城国体取手市実行委員会交付金	65,950	7,000	58,950
教 育 費 計	133,851	75,666	58,185
総 計	933,567	910,297	23,270

## 財政指標の推移

経常収支比率  
(%)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
90.1	90.7	98.2	90.8	92.7

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
91.2	90.6	91.8	91.9	96.9

財政力指数

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1.010	1.037	1.000	0.914	0.833

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0.799	0.797	0.784	0.760	0.733

実質公債費比率  
(%)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
12.1	12.0	11.2	11.0	10.6

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
10.2	9.9	9.1	8.5	7.5

将来負担比率  
(%)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
88.3	89.0	96.4	86.0	83.2

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
82.3	67.5	55.2	47.3	47.3